上越市ガス水道事業概要

令和5年度版

上越市ガス水道局

目 次

I ガス事業

1	事 業	の沿	革																 	 	 	 	1
	(1)	事 業	(D)	創	設														 	 	 	 	1
	(2)	主要	年	譜															 	 	 	 	5
2	事 業	の諸	元																 	 	 	 	11
	(1)	事 業	所	0	名	称	•	所	在	地									 	 	 	 	11
	(2)	代表	者	氏	名														 	 	 	 	11
	(3)	職員	数																 	 	 	 	11
	(4)	事業	認	可															 	 	 	 	11
	(5)	供給	区	域															 	 	 	 	13
	(6)	供給	区	域	面	積													 	 	 	 	14
	(7)	計画	供	給	戸	数													 	 	 	 	14
	(8)	供給	ガ	ス	0)	種	類												 	 	 	 	14
	(9)	原料	・ガ	ス	0)	購	入	先											 	 	 	 	14
	(10)	ガス	、料	· 金															 	 	 	 	15
3	施 設	の概	要																 	 	 	 	18
	(1)	供給	所	及	び	ガ	ス	ホ	ル	ダ	_								 	 	 	 	18
	(2)	整圧	器	室															 	 	 	 	18
	(3)	導 管	延	長															 	 	 	 	19
		1	本	支	管		供	給	管	0)	延	長							 	 	 	 	19
		2	本	支	管	の	圧	力	別		管	種	別	延	長				 	 	 	 	19
	(4)	電気	防	食	装	置													 	 	 	 	20
	(5)	非常	用	自	家	発	電	設	備										 	 	 	 	20
4	業務	の状	況																 	 	 	 	21
	(1)	供給	戸	数	及	び	普	及	率										 	 	 	 	21
	(2)	購入	. 量	•	送	出	量	•	販	売	量								 	 	 	 	22
		1	年	間	購	入	量	•	送	出	量		販	売	量				 	 	 	 	22
		2	年	間	購	入	量	•	送	出	量	0)	供	給	所	別	内	訳	 	 	 	 	22
		3	年	間	販	売	量	の	用	途	別	構	成						 	 	 	 	23
		4	料	金	収	入	の	内	訳										 	 	 	 	23
		(5)																					23
		6																					
		7	月	間	送	出	量												 	 	 	 	24
		8	_	目	平	均		最	大	送	出	量							 	 	 	 	24
	(3)	本支																					
	(4)	ガス																					

		(5)	修繕工	事件	数								 	 	 25
		(6)	ガスメ	ータ	<u> </u>								 	 	 26
			① メ	ータ	一年	間取	替作	固数					 	 	 26
			② 年	度末	現在	のメ	—	у —	設 置	個數	女		 	 	 26
		(7)	内菅源	えい	検査	• 消	費材	後器	調査	実加		<u>!</u>	 	 	 28
		(8)	本支管	定期	漏え	い検	查丬	犬 況					 	 	 28
		(9)	ガス漏	れ 警	報器	普及	状况	兄					 	 	 28
		(10)	選択契	段約に	よる	契約	水池	兄					 	 	 29
		(11)	空調需	等要の	推移	;							 	 	 29
	5	財務	の状況										 	 	 30
		(1)	損益計	· 算 書									 	 	 30
		(2)	企業債										 	 	 31
		(3)	供給原												31
			考》労												31
		《参	考》経	営分	折 表								 	 	 32
	6	環 境	対 策										 	 	 33
		(1)	天然ガ	ス自	動車	の導	入						 	 	 33
	《液	化石油	由ガスり	販売 事	事業〉	>							 	 	 34
	1	事 業	の沿革										 	 	 34
	2		の諸元												34
	3		の概要												34
	4		の状況												35
	5	財務	の状況										 	 	 35
	《 資	資料》											 	 	 36
		(1)	全国の												
		(2)	全国の												
		(3)	新潟県												
		(4)	新潟県	:内の	ガス	事業	者						 	 	 38
Π	水	道	事業												
	1		の沿革-												39
			事業の												
		(2)	主要年	譜									 	 	 44
	2		の諸元・												
		(1)	事業所	の名	称•	所在	:地						 	 	 51

	(2)	浄水場の名称・所在地	51
	(3)	代表者氏名	52
	(4)	職員数	52
	(5)	事業認可、届出、許可	53
	(6)	給水区域	56
	(7)	計画給水区域面積	56
	(8)	計画給水人口	56
	(9)	水道料金表	57
	(10)	水道加入金・取付(取替)実績	58
3	施設	の概要	59
	(1)	水源及び浄水場	59
	(2)	配 水 池	61
	(3)	配水施設(ポンプ施設・減圧施設・制御弁室・配水場・給水場)	64
	(4)	非常用自家発電設備	66
	(5)	水 道 管 延 長	67
	(6)	管種別延長	
		a 導水管	68
		b 送水管	68
		c 配水管	69
4	業務	の状況	70
	(1)	給水人口及び普及率	70
	(2)	配水量及び有収水量	71
		a 年間配水量及び有収水量	71
		b 年間配水量の水源別内訳	72
		c 月間配水量	72
		d 年間有収水量の用途別構成	73
		e 料金収入の内訳	74
	(3)	本支管建設改良工事施工状況	75
	(4)	給水装置工事施工件数	76
	(5)	修繕工事件数	76
	(6)	水 道 メ ー タ ー	77
		a メーター年間取替個数	77
		b 年度末現在のメーター設置個数	77
	(7)	水質検査結果	78
5	財務	の状況	80
	(1)	損益計算書	80
	(2)	企業債	81
	(3)	給水原価・供給単価	82
	《参	考》 労働生産性	82
	《参	考》経営分析表	83
	《参	考》水道事業ガイドライン業務指標 (PI) 算出結果	84

	6	環 境 対 策	91
		(1) 水道水源保護条例の制定	91
	«	資料》	97
		(1) 全国の水道事業者数	97
		(2) 全国の規模別上水道事業数	97
		(3) 新潟県内の水道事業者	97
		(4) 新潟県内の水道事業者ベスト 10	98
		(5) 新潟県内の用水供給事業者	98
		(6) 全国の規模別家事用平均料金	99
		(7) 全国の家事用最高・最低料金	99
Ш	I :	業 用 水 道 事 業	
	1	事業の沿革	100
	2	事業の諸元	100
	3	施 設 の 概 要	
	4	業務の状況	101
	5	財務の状況	
	«	参考》経営分析表	102
IV	組	織	
	1	組織図	104
	2	分 掌 事 務	105
	3	職 員 構 成	108
		(1) 職員数の推移	108
		(2) 年齢別職員構成	109

- ・ 統計数値は令和5年3月31日現在の内容を掲載した。なお、組織図及び分掌事務については 令和5年度の内容を掲載した。
- ・ 表中、「合併前の上越市」は便宜的に「上越」と表記した。

I ガス事業

Ι ガ ス 事

1 事業の沿革

(1) 事業の創設

〇 旧高田市

高田の市営ガス事業は、大正2年4月に設立された高田瓦斯㈱を、大正7年10月に買収して 発足。石炭を原料に北本町ガス製造所(有水ガスホルダー 800 m³) から、409 戸へ主に燈火用の ガス (燈用 1,403 口、熱用 579 口) を供給した。

供給戸数は大正 15年に 1,200戸、昭和3年に 1,500戸と増加したため、5年10月には有水ガ スホルダーを 1,400 m に取替えし、需要増に備えた。

その後、日中戦争で原料炭の入手が困難となり、昭和13年3月に日本石油㈱郷津油田から天然 ガスを受入れ、同年9月に石炭ガスの製造を中止した。しかし、19年9月には軍需工場で多量の ガスを必要としたため、石炭ガスの製造を再開し、30年代前半まで、天然ガスとの混用方式を続

戦後は都市ガス利用の家庭が激増、昭和30年12月北本町ガス製造所に3,000㎡の有水ガスホ ルダーを増設。

続いて昭和35年5月には、帝国石油㈱の頸城ガス田から二本木ガスパイプライン経由で、安定 的な天然ガス受入れが可能となり、南本町ガス製造所(球形ガスホルダー 3,000 m³・有水ガスホ ルダー 100 m³) を建設した。

これによって、原料は天然ガスに一本化され、石炭ガスの製造を廃止し、ガス製造所をガス供 給所と改称。また、昭和 41 年 12 月北本町ガス供給所に 20,000 ㎡の球形ガスホルダーを増設した。

○ 旧直江津市

直江津の市営ガス事業は、昭和31年1月に事業認可(事業計画5ヵ年)を得て発足し、同年7 月には川原町ガス供給所(有水ガスホルダー 2,000 m³)が完成。天然ガスを原料として、924 戸 に供給を開始した。

その後、昭和34年3月には川原町ガス供給所に県内で最初の3,000㎡球形ガスホルダーを建 設。また、供給区域は市域のほか、隣接する頸城村西福島地区も認可を受け、事業計画終了時の 35年3月末には4.773戸にガスを供給するようになった。

さらに、昭和40年3月には石橋ガス供給所(有水ガスホルダー1,000㎡)を新設し、42年12 月には川原町ガス供給所に15,000 mの球形ガスホルダーを増設した。

- 1 -

● 合併前の上越市

昭和46年4月29日、高田、直江津両市が合併して上越市が誕生。供給戸数22,808戸と県内第2位の需要家戸数を有するガス事業が発足した。

上越市誕生と前後して、昭和 40 年代には、増加する需要量に対し、既存施設の有効利用で対応すべく、県内のガス事業者は次々と供給ガスの熱量変更(カロリーアップ)を実施していった。本市でも 48 年に、4,500kcal から 10,000kcal に熱量を変更し、導管の輸送力増強を図ることにより、都市ガス供給区域の拡大、大口需要家及び大型消費機器への対応を可能にした。

その後、昭和52年4月には、供給施設の整備拡充3ヵ年計画を策定。同計画に基づき、53年10月には、帝国石油㈱青海ラインから天然ガスを受け入れる春日山ガス供給所が完成した。また、翌年の54年には、各供給所を監視する遠隔監視制御装置を北本町ガス供給所に設置するなど、供給の安定化と一層の保安強化に努めた。

一方、供給区域についても拡大を図り、昭和48年に大豆地区を初めとして、54年度には春日地区の一部へ供給を開始し、同年度末には供給戸数が30,116戸を数えるに至った。さらに、昭和55年度には新道、津有、三郷地区の一部、56年度には金谷、和田地区の一部への拡張工事に着手した。また、導管網の整備に伴い老朽化した石橋ガス供給所及び南本町ガス供給所を廃止した。

昭和60年8月には、帝国石油㈱二本木ラインから天然ガスを受け入れる南部ガス供給所が完成し、本市南部地域への都市ガスの安定供給が図られた。また、北本町、春日山、川原町、南部の4ヵ所のガス供給所を結ぶ中圧導管の整備を計画的に推進し、平成4年度には中圧導管のループ化が完成した。これにより、平常時の安定化のみならず、緊急時における相互支援等の対応も図られるようになった。

この間、昭和55年12月には都市ガス警報器及び関連機器の販売事業認可を受ける一方、61年度からは5ヵ年計画でガス栓安全アダプターの取付けを実施した。更に、平成3年度からはマイコンメーターの取付けを開始する等、需要家保安のより一層の充実に努めている。

その後、平成8年11月には料金体系を複数二部料金制へ移行し、併せてガス冷暖房やコージェネレーションシステムの普及促進のため新たに負荷調整料金(小型空調料金、空調夏期料金)を設定した。また、9年5月にはガス大口供給規程を定め、大口供給を開始。同年9月には環境対策への積極的な取組みとして天然ガス自動車の導入を開始した。更に、多様化する需要家ニーズに応えるため、13年4月には時間帯別B料金を、同年11月には家庭用温水暖房料金と融雪料金を新設。続いて、16年5月には空調夏期料金を空調料金に改め冬期料金を設定するほか、コージェネレーションシステム料金と小型空調パッケージ料金を新たに設定し、料金メニューの充実に取り組んでいる。

●旧柿崎町

昭和36年7月に発足。37年7月より、帝国石油㈱から購入した天然ガスを原料として800戸に供給を開始した。

その後、需要量増加に対処するため、昭和 48 年 8 月に熱量変更 (4,500kcal から 10,000kcal) を 実施。更なる需要増大に対応するため、昭和 55 年 12 月と平成 15 年 10 月にそれぞれ球形ガスホ ルダーを建設し供給の安定化に努めている。

また、平成15年8月には地区整圧器の集中監視システムを導入し、一層の保安確保に努めている。

●旧大潟町

昭和 33 年 8 月に発足。34 年 1 月から帝国石油㈱が採掘した地元産天然ガスを原料として 888 戸に供給を開始した。

その後、昭和50年8月に熱量変更(4,500kcal から10,000Kcal)を実施。さらに増加するガス需要に対応するため、55年11月に第二ガス供給所に球形ガスホルダーを建設した。また、56年から58年にかけ低圧メインルートの老朽管入替工事を実施し、平成元年からは町総合計画に沿った導管網(低圧導管、中圧導管)整備と経年管入替工事を行った。

平成12年8月には、中圧導管の整備により有水ガスホルダーを廃止するとともに、第一ガス供給所を閉鎖し、地区整圧器による供給方式に切替え、16年3月には集中監視システムを導入した。

●旧中郷村

昭和38年8月に発足。全国初の村営ガスとして業界から注目された。38年12月から帝国石油 ㈱二本木ラインより原料ガスを受け入れ供給を開始、ガス需要の増加に伴い、53年3月に有水式 ガスホルダーを増設した。平成5年6月には東京ガス㈱等の支援を得て熱量変更(4,500 Kcal か ら10,200 Kcal)を実施した。熱量変更により、中圧でのガスストックが可能となったため、平成 10年11月に球形ガスホルダーを建設し、不要となった有水式ガスホルダーを廃止した。また、耐 震対策、安定供給のため経年管対策にも取り組んだ。

- 3 -

◇上越市

平成 17 年 1 月 1 日、上越地域周辺 13 町村(安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町)と合併。

ガス事業については、平成 16 年 12 月、柿崎町、大潟町、中郷村との合併認可を受け、合併時から、一般契約料金、供給ガスの標準熱量、本支管工事費の本市負担額を統一した。

平成 20 年 11 月、原油高騰等を受け、ガスの需要が大きく拡大し、現有ガスホルダー能力では不足が生じることが確実となったため、新たに大潟ガス供給所を建設した。旧大潟ガス供給所は大潟第 2 ガス供給所として 21 年 3 月に廃止した。

平成21年7月、原料ガス購入先である国際石油開発帝石㈱が翌年1月から輸入LNGを導入し、国産天然ガスとの混合ガスによる供給となることから、原料費調整制度を導入するため、一般ガス供給約款変更認可申請を行った。12月には7月に提出した申請書の補正申請を行い、22年1月に認可を受け、2月1日料金改定を実施した。また、補正申請と合わせて選択供給約款の変更届出も行い、更にお客様のニーズに応えるため、新たに家庭用コージェネレーションシステム契約を追加設定した。

平成 26 年 4 月からの原料ガス購入価格の上昇及び消費税率の引上げに伴い、4 月 1 日に料金改定を実施した。28 年 11 月 1 日から原料ガスの供給熱量が変更されることに伴い、標準熱量を 43.1 MJ から 45.0 MJ に変更した。平成 29 年 4 月からの原料ガスの価格体系の変更に伴い、4 月 1 日に料金改定を実施し、さらに新規需要の獲得を促進するため、新築お祝い 3 年割と子育てプラス割の割引制度を導入した。令和 2 年 4 月からの原料ガスの価格体系の変更に伴い、4 月 1 日に料金改定を実施し、さらに新築お祝い 3 年割と子育てプラス割の割引制度の期間延長及び家庭温水暖房契約の対象を拡大した。

令和3年7月から脱炭素社会の実現へ向けた新たな取組として、大口需要家を対象にカーボンニュートラルガスの供給を開始した。

(2) 主 要 年 譜

旧高田市、旧直江津市

○大正 7年10月 旧高田市 高田瓦斯㈱を買収(供給戸数409 戸) ・北本町ガス製造所:原料-石炭 有水ガスホルダー (800㎡) -1基 ○昭和13年 3月 旧高田市 日本石油㈱から天然ガスの受入れを開始 \bigcirc 30年12月 北本町ガス製造所 有水ガスホルダー (3,000m³) を増設 11 \bigcirc 31年 1月 旧直江津市 事業認可 7月 川原町ガス供給所完成(有水ガスホルダー 2,000㎡) IJ IJ 供給開始(供給戸数924 戸) 旧直江津市 川原町ガス供給所 球形ガスホルダー (3,000 m³) を増設 \bigcirc 34年 3月 \bigcirc 35年 5月 旧高田市 南本町ガス製造所完成 (球形ガスホルダー 3,000m³, 有水ガスホルダー 100m³) 40年 3月 旧直江津市 石橋ガス供給所完成(有水ガスホルダー 1,000㎡) \bigcirc 北本町ガス供給所 球形ガスホルダー (20,000 m³) を増設 \bigcirc 41年12月 旧高田市

合併前の上越市

 \bigcirc

- ○昭和46年 4月 上越市発足 (昭和46年 4月29日)
 - ・供給戸数 22,808 戸(高田 13,849 戸・直江津 8,959 戸)
 - ・導管総延長 222,464 m (高田122,418 m・直江津100,046 m)
 - ・ガスホルダー 10基49,700㎡ (高田6基28,700㎡・直江津4基21,000㎡)
 - ・供給熱量 4,500 kcal/m³ (一部工業用 9,200 kcal/m³)
 - ・認可料金 高田 12円55銭 · 直江津 13円61銭

42年12月 旧直江津市 川原町ガス供給所 球形ガスホルダー (15,000㎡) を増設

- 6月 両市のガス事業合併認可
- 48年 1月 供給区域拡張許可(大豆、中屋敷、岩木、飯、滝寺など)
 - 5月 供給区域拡張許可(三交地区の一部)
 - " 料金改定(35円93銭/m・料金一本化)
 - # 供給熱量変更(4,500kcal→10,000kcal・13Aに引上げ)を認可
 - " 熱量変更作業 (24,980戸) を開始、12月に終了
- 50年 4月 ガス器具の販売・修理を指定店に委託
 - 5月 隔月検針(2ヵ月ごと)認可
 - 10月 料金改定認可 (53円50銭/m³·改定率49.9%)
- 52年 4月 供給施設の整備拡充3ヵ年計画策定
- 53年 4月 料金改定認可 (65円41銭/m³・改定率21.9%)
 - 10月 春日山ガス供給所完成 (球形ガスホルダー50,000㎡)
 - 12月 計画供給戸数を30,000戸から33,000戸に改める
- 54年 5月 供給区域拡張許可(中門前、春日、大豆、中屋敷など)
- 55年 1月 石橋ガス供給所廃止
 - 3月 供給区域拡張許可(新道・津有・三郷・春日地区の一部)
 - "木田地内等に高圧管を布設完了
 - " 供給施設の整備拡充3ヵ年計画完了
 - 10月 料金改定認可 (87円69銭/㎡・改定率34.1%)
 - 12月 都市ガス警報器及び関連機器の販売事業許可
- 56年 5月 供給区域拡張許可(金谷・和田地区の一部)
 - 12月 南本町ガス供給所廃止認可
- 57年 7月 料金改定認可 (101円85銭/m³・改定率16.49%)
- 58年11月 供給区域拡張許可(金谷地区の残り)

○昭和59年 6月 ガス水道局庁舎完成 \bigcirc 60年 8月 南部ガス供給所完成(球形ガスホルダー20,000㎡) \bigcirc 61年 6月 ガス栓安全アダプター取付け作業 (5ヵ年計画) 開始 ⇒平成 3年 3月 135,371個を取付け作業終了 ○平成元年 3月 料金改定認可 (97円98銭/m³·改定率△3.5%) 4月 消費税導入 # 計画供給戸数を33,000戸から37,000戸に変更 高田公園にガス灯を設置 3年 4月 マイコンメーターの取付けを開始 \bigcirc \bigcirc 4年12月 供給区域拡張許可(七ヶ所新田地区の一部) \bigcirc 5年11月 川原町ガス供給所 有水ガスホルダー (2,000㎡) 廃止 \bigcirc 6年 3月 供給区域拡張許可(大字寺町、西田中) 4月 計画供給戸数を37,000戸から41,000戸に変更 6月 供給規程以外の供給条件(冷房料金)の認可 11月 供給区域拡張許可(長者町、本長者原、天野原新田、西松野木) 12月 供給区域拡張許可(新潟県南部工業団地の第1期工事分) \bigcirc 7年 7月 供給規程以外の供給条件の認可(災害救助法適用に係る料金一部減免) 8年 3月 局庁舎に地震計を設置 \bigcirc 4月 高圧送出導管を中圧導管に変更認可 10月 料金改定(95円52銭/㎡・改定率△1.6%) 及び小型空調契約、空調夏期契約認可 11月 毎月検針に移行 9年 3月 南本町ガバナー室に地震計を設置 \bigcirc ″ 料金改定議決 (消費税等3%→5%) 5月 大口供給開始 9月 天然ガス自動車(小型貨物車2台)導入 10月 供給区域拡張許可(新潟県南部工業団地の残り) 12月 春日山ガス供給所 第2号球形ガスホルダー (50,000㎡) 完成 10年 1月 計画供給戸数を41,000戸から47,000戸に改める \bigcirc 2月 ISO 14001 認証取得 8月 北本町ガス供給所有水ガスホルダー (3,000 m³) 廃止 川原町ガス供給所廃止(球形ガスホルダー3,000㎡及び15,000㎡廃止) 10月 検針にハンディーターミナルを導入 11年 1月 春日山ガス供給所 高圧受入導管及び高圧整圧器を帝国石油㈱に譲渡 \bigcirc 2月 低圧ガス導管の2ブロック化完成 3月 供給規程変更 (SI化) の認可 10月 南部ガス供給所球形ガスホルダー 20,000㎡供用中検査 12年 2月 川原町ガス供給所球形ガスホルダー 3,000㎡解体 \bigcirc 3月 供給規程から供給約款への移行(3/31届出、4/10実施) 6月 供給区域拡張許可(荒屋の一部) 10月 天然ガススタンド契約設定 \bigcirc 13年 4月 時間帯別B契約設定 8月 簡易ガス抽水装置導入 9月 供給区域拡張許可(岡原、中箱井、上箱井の一部) 11月 家庭用温水暖房契約及び融雪契約設定 \bigcirc 14年 2月 移動式簡易ガス発生装置導入 PA-13A4N×2台 (ガス工作物軽微変更届出、供給約款以外の供給条件の認可) 5月 供給区域拡張許可(三郷、和田地区の一部) 8月 管内検査用テレビカメラ装置導入 12月 北本町ガス供給所球形ガスホルダー20,000㎡開放検査

15年12月 春日山ガス供給所球形2号ガスホルダー50,000㎡開放検査

 \bigcirc

- ○平成16年 3月 川原町ガスホルダー15,000m3解体
 - 5月 料金改定 (96円00銭/㎡・改定率△5.04%) 及びコージェネレーションシステム契約、小型空調パッケージ契約認可
 - " 供給ガスの標準熱量を41.8605MJから43.1MJに変更
 - 8月 供給区域減少許可(金谷、春日、保倉、北諏訪、谷浜地区の各一部)
 - 11月 供給約款等以外の供給条件の認可(中越大震災による災害救助法適用に伴う ガス料金等の一部免除)

旧柿崎町

- ○昭和36年 7月 事業認可(供給戸数800戸、供給熱量4,500 kcal/m³)
- 48年 8月 供給熱量変更 (4,500kcal→10,000kcalに引上げ) を認可
- 55年12月 球形ガスホルダー (10,000㎡) 完成
- 56年 3月 都市ガス警報器及び関連機器の販売事業認可
- 61年10月 ガス栓安全アダプター取付け作業開始 〃 球形ガスホルダー (10,000㎡) 開放検査
- ○平成 5年 4月 マイコンメーターの取付けを開始
- 6年 8月 ガス水道課事務所に地震計を設置
- 8年8月 自動熱量分析装置(ガスクロマトグラフ)を導入
- 13年 4月 ガス工作物変更届出(有水ガスホルダー廃止:供給戸数2,645戸)
 - 8月 有水ガスホルダー (1,000㎡) 解体
- 15年10月 球形ガスホルダー(15,000㎡)完成
 - " 集中監視システム稼動
- 16年10月 球形ガスホルダー (10,000 m³) 開放検査
 - 12月 大口供給開始

旧大潟町

- ○昭和33年 8月 事業認可(供給戸数888戸、供給熱量4,500 kcal/m³)
- 〇 44年10月 第2ガス供給所建設
- 50年 7月 供給熱量変更 (4.500 kcal→10,000 kcalに引上げ) を認可
- 55年11月 球形ガスホルダー (10,000㎡) 完成
 - 12月 都市ガス警報器及び関連機器の販売事業許可
- 61年 5月 ガス栓安全アダプター取付け作業開始
 - ⇒平成2年3月:8,162個を取付け作業終了
- 63年 9月 供給所球形ガスホルダー(10,000㎡) 開放検査
- ○平成3年4月マイコンメーターの取付けを開始
- 7年6月 検針にハンディーターミナルを導入
 - " ガス水道課事務所に地震計を設置
 - 8月 自動熱量分析装置(ガスクロマトグラフ)を導入
- 〇 9年10月 天然ガス自動車導入
- 12年 8月 有水ガスホルダー (1,000㎡) 廃止
 - 9月 供給所球形ガスホルダー (10,000㎡) 開放検査
- 13年 2月 供給区域拡張許可(旧頸城村城野腰の一部)
 - 4月 都市ガス警報機器リース事業開始
 - 11月 有水ガスホルダー (1,000 m3) 解体
- 14年 8月 中圧ガス導管電気防食装置設置(外部電源装置)
- 16年 3月 集中監視システムを導入

旧中郷村

- ○昭和38年 8月 事業認可(供給戸数935戸、供給熱量4,500 kcal/m³)
- 53年 3月 有水ガスホルダー (2,000 m³) 建設
- 55年10月 都市ガス警報器及び関連機器の販売事業認可
- ○平成 5年 6月 供給熱量変更 (4,500kcal→10,200kcalに引上げ) を認可
- 〇 6年 6月 有水ホルダー (300m³) 解体
- 10年11月 球形ホルダー (10,000㎡) 建設
- 15年 7月 有水ガスホルダー (2,000 m³) 解体
- 〇 16年 9月 大口供給開始

上越市

- ◇平成16年12月 柿崎町、大潟町、中郷村との平成17年1月1日付のガス事業合併認可
- ◇ 17年 1月 上越地域周辺13町村と合併(平成17年1月1日)
 - " 緊急時画像通信システム導入
 - # 衛星携帯電話導入(本局舎3台・営業所9台)
 - 3月 本庁舎北側敷地に非常用自家発電設備を設置
 - ッピングシステム完成(合併前の上越市の区域)
 - " CAD設計積算システム導入
 - 8月 供給区域拡張許可(上千原の一部)
 - 9月 一般ガス供給約款、選択約款の変更届出(合併に際し地域ごとに運用していた供給約款及び選択約款を統一)
- ◇ 18年 1月 供給約款等以外の供給条件の認可(平成18年豪雪による災害救助法適用に伴う ガス料金等の一部免除)
 - 2月 託送供給約款届出
 - 10月 供給区域拡張許可 (頸城区下米岡、榎井、松橋、下中島、松橋新田、城野腰の一部)
- ◇ 19年 4月 託送供給約款変更届出
 - 7月 供給約款等以外の供給条件の認可(新潟県中越沖地震による災害救助法適用に 伴うガス料金等の一部免除)
 - 新ガス供給所の建設に着手(新大潟ガスホルダー:容量70.000㎡)
- ◇ 20年10月 春日山ガス供給所球形1号ガスホルダー(50,000㎡) 開放検査
 - 11月 柿崎ガス供給所球形2号ガスホルダー(15,000㎡) 開放検査
 - " 大潟ガス供給所完成(球形ガスホルダー70,000㎡) (旧大潟ガス供給所の名称を「大潟第2ガス供給所」とする。)
 - ガス中央監視場所を春日山から本局へ移設
- ◇ 21年 3月 大潟第2ガス供給所球形ガスホルダー(10,000㎡)廃止
 - 11月 南部ガス供給所球形ガスホルダー (20,000㎡) 開放検査
- ◇ 22年 1月 一般ガス供給約款変更認可(103円74銭/m³・改定率7.01%)

⇒平成22年2月1日実施

- " 選択約款、託送供給約款変更届出及び家庭用コージェネレーションシステム契約の設定に伴う届出
- 3月 移動式簡易ガス発生装置導入 PA-13A30NA×1台 (ガス工作物軽微変更届出)
- 10月 ガス水道フェア10周年、リージョンプラザ上越インドアスタジアムにて開催
- ◇ 23年 1月 局庁舎1階に料金センターを開設
 - 2月 中郷ガス供給所管理棟建替え
 - 3月 供給約款等以外の供給条件の認可(長野県北部地震による災害救助法適用に伴うガス料金等の一部免除)

- ◇平成23年 4月 ガス水道料金等徴収業務委託実施
 - "供給約款等以外の供給条件の認可(東日本大震災により被災されたお客様に対するガス料金等の一部免除)
 - 8月 合併前上越から大潟間の中圧幹線昇圧化
- ◇ 25年10月 柿崎ガス供給所 球形ガスホルダー (15,000㎡) 開放検査
 - 11月 供給約款変更届(供給区域の町(字)の変更)
- ◇ 26年 1月 一般ガス供給約款変更認可(119円77銭/㎡・改定率10.81%)

(消費税5%→8%)

⇒平成26年4月1日実施

- 3月 柿崎ガス供給所 外部電源装置設置
- 10月 供給約款変更届(供給区域の町(字)の変更)
- ◇ 28年 1月 柿崎ガス供給所 球形ガスホルダー(10,000㎡)廃止
 - 8月 供給約款変更届(供給区域の町(字)の変更)
 - 9月 供給約款、選択約款及び託送供給約款変更届出(供給ガスの標準熱量を43.1MJ から45.0MTに変更) ⇒平成28年11月1日実施
 - 12月 託送供給約款の認可 ⇒平成29年4月1日実施
- ◇ 29年 1月 供給約款等以外の供給条件の認可(糸魚川市における大規模火災により被災されたお客様に対するガス料金の支払期限の延長)
 - " 柿崎ガス供給所 球形ガスホルダー (10,000㎡) 解体
 - " 大潟第2ガス供給所 球形ガスホルダー (10,000 m³) 解体
 - 4月 ガスシステム改革の実施

料金改定(改定率△4.98%) ⇒平成29年4月1日実施

- ガス料金割引制度(新築お祝い3年割、子育てプラス割)の導入
- " 大潟区営業所を北部営業所に統合
- 11月 北本町ガス供給所 球形ガスホルダー (20,000m³) 解体
- ◇ 30年 7月 優良地方公営企業総務大臣表彰の受賞
 - 10月 公営ガス事業100周年記念式典の挙行
- ◇ 31年 3月 中央監視装置の更新(供給施設の一元監視化)
 - ″ 供給条例の一部改正(原料価格の変動に伴う調整単位料金の上限額の撤廃)⇒令和元年5月1日実施
- ◇令和元年 6月 託送供給約款変更届 (工業標準化法の一部改正)
 - ⇒令和元年7月1日実施
 - 8月 託送供給約款変更届、最終保障供給約款変更届(消費税率の引上げ 8%→10%) ⇒令和元年10月1日実施
 - 12月 供給条例の一部改正 (令和2年4月からの原料ガス購入価格の変更に伴う都市ガス料金の改定)
 - " 託送供給約款変更届(託送料金の改定、本支管工事等における本市負担額の改 定及び供給区域の町名変更)

⇒令和2年4月1日実施

- ◇ 2年 1月 託送供給約款変更届 (上越市託送供給規程との整合を図る文言整理) ⇒令和2年4月1日実施
 - 3月 最終保障供給約款変更届 (最終保障供給約款に定めるガス料金の改定) ⇒令和2年4月1日実施
 - 4月 料金改定(改定率△2.57%) ⇒令和2年4月1日実施
 - 10月 ガス水道局庁舎新築工事竣工
 - ⇒令和2年11月24日業務開始、庁舎内にショールーム「ガステラス」を 設置
- ◇ 3年 4月 中郷区営業所を南部営業所に統合し、板倉区総合事務所内に移転
 - 7月 大口需要家を対象にカーボンニュートラルガスの供給を開始

- ◇令和 4年 12月 供給条例の一部改正(令和5年4月からの原料ガス購入価格の変更に伴う都市ガス料金の改定)
 - # 託送供給約款変更届(託送料金の改定)⇒令和5年4月1日実施
- 令 5年 2月 国の電気・ガス価格激変緩和対策事業の補助金を活用し、令和5年1月使用(2 月検針)分から都市ガス料金の値引きを実施
 - ガス事業の経営指針・実施計画として「上越市第3次ガス事業中期経営計画」 を策定
 - 3月 最終保障供給約款変更届 (最終保障供給約款に定めるガス料金の改定) ⇒令和5年4月1日実施

2 事業の諸元

(1) 事業所の名称・所在地

	本 局	新潟県上越市 春日山町3丁目1番63号
上 越	春日山ガス供給所	ッ 大字中門前153番地
	南部ガス供給所	"大字地頭方449番地
柿 崎 区	北部営業所	"柿崎区直海浜1386番地
الله الله الله	柿崎ガス供給所	II II
大 潟 区	大潟ガス供給所	"大潟区渋柿浜864番地1
中郷区	南部営業所	が 板倉区針722番地1
下 加 凸	中郷ガス供給所	"中郷区藤澤967番地1

(2) 代表者氏名

・上越市ガス水道事業管理者 髙 橋 一 之 (令和3年4月1日就任)

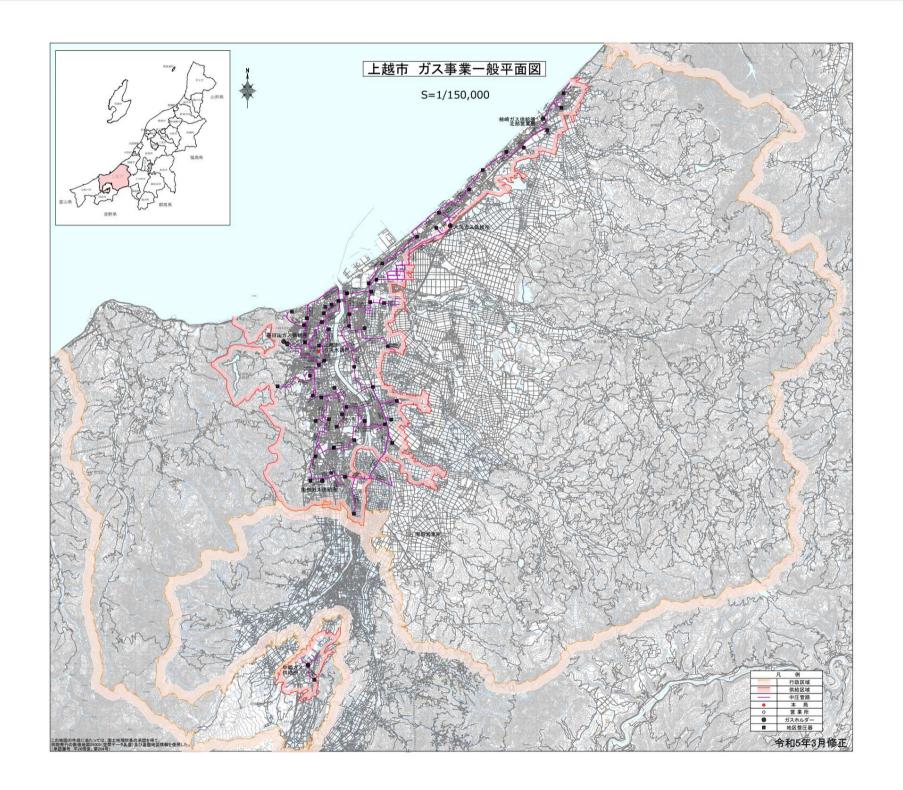
(3) 職員数

・48名 〈ガス主任技術者 甲種8名、乙種24名〉 (令和5年4月1日現在)

(4) 事業認可

(4) 爭耒認可	
旧高田市	大正 7年 10月 1日 (事業開始 大正 7 年 10月24日)
旧直江津市	昭和 31年 1月 6日 (事業開始 昭和 31年 7月10日)
事業の合併認可	昭和 46年 6月 5日 (合併日 昭和 46年 4月29日)
事 業 認 可	昭和 55年 12月 8日 (都市ガス警報器とその関連機器販売)
旧 柿 崎 町	昭和 36年 7月 12日 (事業開始 昭和 37年 7月 31日)

旧	柿	崎	町	昭和 36年	7月	12日	(事業開始	昭和 37年	7月	31日)	
旧	大	潟	町	昭和 33年	8月	5日	(事業開始	昭和 34年	1月	4日)	
旧	中	郷	村	昭和 38年	8月	3 日	(事業開始	昭和 38年	12月	21日)	



(5) 供給区域

・令和元年12月19日実施の上越市ガス供給規程より

新潟県上越市南本町一丁目、二丁目、三丁目、本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁 二丁目、三丁目、四丁目、仲町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、寺町 目、北本町一丁目、二 一丁目、二丁目、三丁目、東本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、大町一丁目、二丁目、三丁目、 四丁目、五丁目、南城町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、東城町一丁目、二丁目、三丁目、西城町一丁目、 二丁目、三丁目、四丁目、大手町、北城町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、幸町、栄町、南新町、本城町、 中通町、新町、南高田町、高土町受地、高土町一丁目、二丁目、三丁目、稲田一丁目、二丁目、三丁目、四丁 目、大字寺、大字大日、大字中田新田、大字上島、大字中々村新田、大字平岡、大字南田屋新田、大字北田屋 新田、大字大道福田、大道福田、大字富岡、富岡、大字藤野新田、藤野新田、大字大日古川新田、大字大日新 田、大字大道新田、大字赤塚新田、とよば、大字子安新田、子安新田、大字子安、子安、大字鴨島、鴨島、鴨 島一丁目、二丁目、三丁目、新南町、大字茨沢、大字藤塚、大字今池、大字上新町、大字下新町、桜町、大字 上稲田、大字下稲田、大字四ケ所、大字戸野目、大字西市野口、大字戸野目古新田、大字門田新田、大字荒屋 字入足、田園、大字上野田、大字長面、平成町、大字中田原、大字大貫、大貫一丁目、二丁目、三丁目、四丁 目、大字京田、大字上中田、上中田、大字下中田、大字青木、大字地頭方、大字稲荷、大字向橋、大字灰塚、 大字黒田、大字朝日、大字下馬場、大字小滝、大字上門前、大字土橋、土橋、大字藤巻、藤巻、大字木田新田、 木田新田一丁目、二丁目、大字木田、大字薄袋、大字藤新田、藤新田一丁目、二丁目、大字寺分、大字春日、 大字中屋敷、大字大豆、大字中門前、中門前一丁目、二丁目、三丁目、木田一丁目、二丁目、三丁目、春日山 町一丁目、二丁目、三丁目、大豆一丁目、二丁目、春日野一丁目、二丁目、新光町一丁目、二丁目、三丁目、 大字岩木、山屋敷町、大学前、大字上正善寺、大字中正善寺、大字下正善寺、大字滝寺、大字飯、大字塚田新 田、御殿山町、昭和町一丁目、二丁目、上昭和町、大字三交、大字今泉、大字土合、大字脇野田、大字荒町、大字高田新田、大字石沢、大字寺町、大字西田中、大和一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、 大字岡原、大字中箱井、大字上箱井、大字下箱井字小鍋太郎、字大将新田、字北藪野、字顕法寺、大字丸山新 田字倉下、字瀬違浦、字代官袋、大字七ケ所新田字茶屋、字前田、字加吹川原、字下川原、字河之川原、字小 鍋太郎、字船場、字船場川原、大字島田下新田字瀬違、大字長者町字稲葉のうち市道下四ツ屋長者町線以北、 字畑ケ田、字長者原、字浦ノ畑、字屋敷添、字中橋、字柳ノ内、大字本長者原、大字天野原新田、大字西松野 木字中川原、字東原、字中通、字南畑、字仲田、字西向、字渡辺、字原割、字屋敷添、字内五林木、字五林木、 字平塚、字下ノ坪、字小川原、字上川原、字向川原、字谷内、大字藪野、大字辰尾新田、大字東稲塚新田、大 字下稲塚、大字下四ツ屋、西本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、中央一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、 五丁目、住吉町、港町一丁目、二丁目、東雲町一丁目、二丁目、栄町一丁目、二丁目、東町、大字直江津、大 字塩屋、大字八幡、大字轟木、大字高崎新田、五智一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、国府 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、加賀町、五智新町、大字大場、大字愛宕国分、大字毘沙門国分寺、大字五 智国分、大字居多、石橋一丁目、二丁目、石橋、大字石橋、春日新田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁 目、大字春日新田、大字虫生岩戸、大字小猿屋、大字三田、大字三田新田、大字三ツ橋新田、大字三ツ橋、三 ツ橋、大字福田、福田町、佐内町、大字佐内、三ツ屋町、大字三屋、安江一丁目、二丁目、三丁目、大字安江、 大字上源入、上源入、大字下源入、下源入、大字松村新田、下門前、大字塩屋新田、塩屋新田、川原町、大字 小猿屋新田、大字福橋、大字橫曽根、大字下真砂、大字上吉新田、大字下吉新田、大字上黒井、大字黒井、日 之出町、大字上荒浜、大字南荒浜、大字下荒浜、大字遊光寺浜、大字南原、大字夷浜、大字夷浜新田、大字西 ケ窪浜、大字石橋新田、大字上千原字江尻、宇谷内、字大枝、字大枝割、字六十歩、字下三番割(農道中江447 号線以北かつ市道北陸自動車道北1号線以西に限る。)

柿崎区柿崎10355-1番地、10355-2番地、10355-3番地、10356-1番地、10356-2番地、10356-3番地、10356-4番地、10356-5番地、10356-6番地、10356-7番地、10356-8番地、10356-9番地、10356-10番地、10356-11番地、10357番地、10358-1番地、10358-2番地、10359-1番地、10359-2番地、10361-1番地、10361-2番地、10361-3番地、10361-4番地、10362番地、10364番地、10366-1番地、10367番地、10363番地、10383番地、10383-1番地、10384-1番地、10385-1番地、10385-2番地、10390番地、10391番地、10396-1番地、10396-2番地、10401番地、10408番地、10506-1番地、10506-2番地、10507-1番地、10507-2番地、10508-1番地、10508-2番地、字猫谷内、字越前、字上ノ山、字林腰、字覚戸、字藤木、字江俣木、字木崎山、字清水田、字小河向、字笹崎、字中嶋、字八反田、字西脇、字覚目、字家ノ地、字袋田、字長峯、字家ノ地前、字新田町、字上町、字水戸町、字仲裏町、字住吉町裏、字仲町、字住吉町、字大門町、字人見山、字下町裏、字諏訪町、字大久保、字新町、字鍋屋町、字小萱丁、字江戸丁、字小萱丁浦、字削場、字あけぼの、直海浜、三ツ屋浜、上下浜、馬正面、坂田新田、川井、法音寺、上下浜新田

大潟区雁子浜、九戸浜、九戸雁子上下浜立会、潟町、土底浜、四ツ屋浜、下小船津浜、上小船津浜、潟守新田、 渋柿浜、犀潟、浜雁子新田の一部、蜘ケ池の一部、岩野古新田の一部、長崎の一部

頸城区西福島、北四ツ屋字大野、浮島字大野、字大垪、字南田、下吉(字屋敷添、字古屋敷、字稲荷袋、字道 三野及び字越石を除く。)、上吉(字屋敷添、字吉原、字南畑及び字葭原を除く。)、下米岡字砂田、字八反町、 字川北、字砂原、下三分一字沖田、字本田、字縄口、松本字向田、字前田、榎井字砂原、松橋字砂原、松橋新 田字川北、下中島字砂原、城野腰字北谷内、字砂原 中郷区藤沢字蟻塚、字呑口、字古屋敷、字東畑、字江ノ山、字下九万田、字船岡山、字土林、字榎畑、字赤坂、字西浦、字西ヶ窪、字松ノ木田、字野林、字西林、字鼬原、字郷清水、字九万田、坂本字北ノ原、字和田、字タラヌキ、字金山、字奥城、字外窪、二本木字御所、字北ノ原、苗代、前田、西峯、西田、道光、茗荷沢、岩崎、上ノ原、和田原、和田、東金山、田中田、若宮、西林、北野畔、下中島、下滝ノ沢、上原裏、原裏、西金山、賓腰、大沼、南野畔、野畔、上滝ノ沢、上中島、中島、四ッ屋口、金山、タラヌキ、下原裏、松崎字道作、字浦畑、字寺久保、字宮田、字田中田、字上滝ノ沢、四ッ屋、板橋字東浦、字寺山、字金山、字松ノ木、字坂ノ下、字江端、字西浦、字西ヶ久保、字鶴ヶ峰、字一ノ沢、字八斗蒔原、字蟻塚、字櫻塚、字蟹田、八斗蒔字林尻、字四ッ屋口、字大西、字滝ノ沢、字下原大西、字西ノ窪、字北道東、字北林、字屋敷前、字前畑、字南畑、字宗才塚、字林際、字前野、字宮ノ外、字中西、字前田、字前大道、字下原道西、字中嶋、字北野

(6) 供給区域面積

• 129.6 km²

(合併前の上越市 99.6km² 柿崎区 10.9km² 大潟区 7.8km² 中郷区 9.2km² 頸城区 2.1km²)

(7) 計画供給戸数

計画供給戸数
 計画一日最大供給量
 54,400 戸 (平成17年1月施行)
 (平成18年4月施行)
 (平成18年4月施行)

(8) 供給ガスの種類

・種 類 13A (天然ガス)・標準熱量 45.0 MJ/m³N

 $(\% 45.0 \text{ MJ/m}^3\text{N} = 10,750 \text{ kcal/m}^3\text{N})$

(9) 原料ガスの購入先

·購入先 株式会社INPEX

(10) ガス料金 〈税込〉 (令和5年4月1日以降適用料金)

① 一般契約料金(②から⑩以外の一般契約の料金)

使用量区分	$0\mathrm{m}^3\sim25\mathrm{m}^3$	$26\mathrm{m}^3\sim 150\mathrm{m}^3$	151 m³∼
基 本 料 金 (1か月当たり)	374.00 円	418.00 円	638.00 円
基準単位料金 (1 ㎡当たり)	177.99 円	176.22 円	174.76 円

② 小型空調契約料金

契 約 種 別		1種 2種		3種	
基 本 料 金 (1か月当たり)		4,840 円	2,200 円	550 円	
基準単位料金	冬 期 (12~3月検針分)	160.79 円	164.93 円	169.98 円	
(1 ㎡当たり)	その他期 (4~11月検針分)	142.87 円	147.01 円	152.06 円	

[※]ガスエンジンヒートポンプ方式(GHP) の空調機器または冷凍能力の合計が105.5kW以下のガス吸収式の空調機器 を、専用ガスメーターを設置して使用する契約。

③ 空調契約料金

その他期(4月~11月)料金表

契 約 種 別		1種	2種	3種	
基本	定額基本料金 (1か月当たり)	33,000 円	6,600 円	660 円	
料 金	流量基本料金 (契約使用可能量1㎡当たり)	459.39 円	459.39 円	459.39 円	
	基準単位料金 (1 ㎡当たり)	132.95 円	137.55 円	140.99 円	

冬期(12月~3月)料金表

使用量区分	$0\text{m}^3\sim 25\text{m}^3$	26 m³∼ 150 m³	151 m³∼ 500 m³	501 m³∼ 2, 500 m³	2, 501 m³∼
基 本 料 金 (1か月当たり)	374.00 円	418.00 円	638.00 円	2,838.00 円	13,838.00 円
基準単位料金 (1 ㎡当たり)	177.99 円	176.22 円	174.76 円	170.36 円	165.96 円

[※]ガス空調機器を、専用ガスメーターを設置して使用する契約。

- ・年間使用量に応じて、1種~3種の契約種別を選択できる。
- ・冬期(12月~3月)は1種~3種とも統一料金となる。

④ 天然ガススタンド契約料金

基 本 料 金 (1か月当たり)	8,514.00 円
基準単位料金 (1 ㎡当たり)	125.41 円

[※]天然ガス自動車用スタンドで専用ガスメーターを設置して使用する契約。

年間使用量に応じて、1種~3種の契約種別を選択できる。

⑤ 時間帯別B契約料金

	契約種別	1種	2種
基本料金	定額基本料金 (1か月当たり)	147,400 円	33,000 円
金 (甲)	流量基本料金 (契約最大使用量1㎡当たり)	780.96 円	780.96 円
基本料金	昼間基本料金 (契約最大使用量1㎡当たり)	8.95 円	8.95 円
金 (乙)	夜間基本料金 (契約最大使用量1㎡当たり)	3.21 円	3.21 円
	基準単位料金 (1㎡当たり)	117.79 円	124.88 円

- ※下記条件をすべて満たす場合で、発信器付ガスメーター及びデマンド計を設置して使用する契約。 使用量に応じて、1種、2種の契約種別を選択できる。
 - ・契約最大使用量が1時間当たり7㎡以上であること。
 - ・契約年間使用量が契約最大使用量の600倍以上であること。
 - ・契約月平均使用量が860㎡以上であること。
 - ・契約年間引取量が契約年間使用量の70%以上であること。
 - ・契約年間負荷率が1種の場合は70%以上、2種の場合は65%以上であること。
 - ・不測の需給逼迫等の緊急時において、緊急調整(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。

⑥ 家庭用温水暖房契約料金

使用量区分	冬期(12月	その他期	
区 用里区刀	$0\mathrm{m}^3\sim 150\mathrm{m}^3$	$151\mathrm{m}^3\sim$	(5月~11月)
基 本 料 金 (1か月当たり)	1,364.0 円	1,980.0 円	一般契約料金を適用
基準単位料金 (1 m³当たり)	145.18 円	141.08 円	一般契約料金を適用

※専用住宅又は併用住宅で、家庭用温水暖房機器を使用している場合でガスメーターの号数が 16㎡/h以下の一般家庭向けの契約。

冬期(12月~4月)の検針分に適用され、5月~11月までは一般契約料金となる。

⑦ 融雪契約料金

使用量区分	2	その他期		
灰用里区刀	$0\text{m}^3 \sim 1,000\text{m}^3$	$3,001\mathrm{m}^3\sim$	(5月~11月)	
基本料金 (1か月当たり)	1,650 円	3,190 円	8,470 円	一般契約料金を適用
基準単位料金 (1 m³当たり)	152. 26 円	150.72 円	148.96 円	一般契約料金を適用

※専用のガスメーターを設置し、道路・駐車場・屋根などの融雪を行う場合の契約。 冬期(12月~4月)の検針分に適用され、5月~11月までは一般契約料金となる。

⑧ コージェネレーションシステム契約料金

	契約種別	1種	2種
基本	定額基本料金 (1か月当たり)	66,000 円	11,000 円
料 金	流量基本料金 (契約最大使用量1 m³当たり)	1, 378. 19 円	1, 378. 19 円
基準単位料金 (1 ㎡当たり)		123.02 円	129.91 円

- ※下記条件をすべて満たす場合で使用する契約の料金。1種、2種の契約種別がある。
 - ・コージェネレーションシステムを使用すること。
 - ・ガスエンジン等の定格発電出力が1種の場合は50kW以上、2種の場合は5kW以上であること、 もしくはガスエンジン等の定格軸出力が1種の場合は55kW以上、2種の場合は6kW以上であること。
 - ・設置するコージェネレーションシステムの使用予定に基づいて契約最大使用量及び契約月別使用量を 定めることができる需要であること。
 - ・契約年間使用量が契約最大使用量の600倍以上であること。
 - ・契約年間引取量が契約年間使用量の70%以上であること。
 - ・契約年間負荷率が1種の場合は75%以上であること。
 - ・不測の需給逼迫等の緊急時において、緊急調整(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。

⑨ 小型空調パッケージ契約料金

使用量区分	冬期 (12月~3月)	その他期 (4月~11月)
基 本 料 金 (1か月当たり)	6,600 円	6,600 円
基準単位料金 (1 ㎡当たり)	156. 43 円	140.69 円

- ※下記条件で小型空調機器と一般のガス消費機器を併用する場合の契約で双方の使用量を合算し料金を算定する。
 - ・小型空調機器の冷房または冷凍能力が、ガスエンジンヒートポンプ方式(GHP)の場合は28kW以上、ガス吸収式にあっては28kW以上105.5kW以下であること。

⑩ 家庭用コージェネレーションシステム契約料金

基 本 料 金 (1か月当たり)	1,364.00 円
基準単位料金 (1 ㎡当たり)	135. 17 円

- ※下記条件をすべて満たす場合で使用する契約の料金。
 - ・専用住宅または併用住宅で、家庭用コージェネレーションシステムを設置していること。
 - ・一需要場所におけるメーター能力が16m³/h以下であること。
 - ・家庭用コージェネレーションシステムの定格発電出力が5.0kW未満であること。

3 施設の概要

(1) 供給所及びガスホルダー

ガス供給所		ガスホルダー						
	カク供稿所		幾何容積	最高使用圧力	貯蔵容量	建設年度		
	春日山ガス供給所	球形式	5,060 m ³	0.971 MPa	50,000 m ³	1978 (S53)		
上越		球形式	5,060 m ³	0.971 MPa	50,000 m ³	1997 (H 9)		
	南部ガス供給所	球形式	4,003 m ³	0.490 MPa	20,000 m ³	1985 (S60)		
柿崎区	柿崎ガス供給所	球形式	1,500 m ³	0.99 MPa	15,000 m ³	2003 (H15)		
大潟区	大潟ガス供給所	球形式	7,014 m ³	0.99 MPa	70,000 m ³	2008 (H20)		
中郷区	中郷ガス供給所	球形式	1,000 m ³	0.99 MPa	10,000 m ³	1998 (H10)		
	合計		6基		215, 000 m ³			

(2) 整圧器室

整圧器室等	筃	听数[!	58]	施設名称	建設年度	施設名称	建設年度	施設名称	建設年度
中圧整圧器室		[4]		三ツ屋町	1976 (S51)	木田西	1979 (S54)	伊豆殿	1980 (S55)
中压笼压硷主		['1]		川原町	2006 (H18)				
			直	国府3丁目	1970 (S45)	国府1丁目	1978 (S53)	石橋2丁目	1979 (S54)
			江津	北部木田	1982 (S57)	中央1丁目	1986 (S61)	西本町3丁目	1987 (S62)
			1	直江津駅前	1993 (H 5)	春日野1丁目	1982 (S57)	石橋1丁目	1993 (H 5)
			[11]	新光町3丁目	1995 (H 7)	五智6丁目	1999 (H11)		
			直	福田	1972 (S47)	西ヶ窪浜	1979 (S54)	黒井駅前	1980 (S55)
			江津	春日新田5丁目	1983 (S58)	平岡	1984 (S59)	黒井工業団地	1989 (H 1)
			2	佐内町	1992 (H 4)	小猿屋	2001 (H13)	下門前	2010 (H22)
		上越.	[11]	安江	2017 (H29)	西福島	2020 (R 2)		
				昭和町2丁目	1971 (S46)	寺町2丁目	1980 (S55)	大貫4丁目	1980 (S55)
			高	飯	1981 (S56)	東城町3丁目	1983 (S58)	下正善寺	1984 (S59)
地区整圧器室			田 1	南本町3丁目	1985 (S60)	黒田	1985 (S60)	大学前	1993 (H 5)
地区並圧命主	[04]			西城町3丁目	1994 (H 6)	大手町	1995 (H 7)	東城町1丁目(GBOX)	2002 (H14)
				東本町3丁目	2010 (H22)	西田中	2013 (H25)	土橋	2014 (H26)
			[17]	大和2丁目	2015 (H27)	中田原	2021 (R 3)		
			高田田	寺	1985 (S60)	茨沢	1985 (S60)	下新町	1987 (S62)
			2	平成町	1992 (H 4)	子安	1995 (H 7)		
			[5]						
		柿崎[₹ [5]	上下浜	1981 (S56)	坂田新田	1987 (S62)	柿崎 8 区(GBOX)	2009 (H21)
		վորտայ է	[٥]	あけぼの(GBOX)	2010 (H22)	馬正面(GBOX)	2012 (H24)		
		大潟[ऱ [4]		1988 (S63)	渋柿浜	1996 (H 8)	四ツ屋浜	2000 (H12)
		ノヘいのト	[∓]	雁子浜	2001 (H13)				
		中郷	区[1]	二本木	2007 (H19)				

上越の直江津1、直江津2、高田1、高田2は単位ブロックによる分類

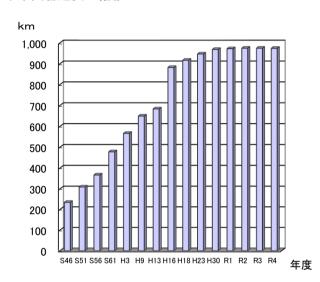
(3) 導管延長

① 本支管・供給管の延長

(各年度末現在の延長、単位:m)

年 度	本支管	供給管	合 計
30年度	968, 425	180, 414	1, 148, 839
元年度	971, 898	180, 397	1, 152, 295
2年度	974, 527	180, 067	1, 154, 594
3年度	974, 495	180, 034	1, 154, 529
4年度	973,799	180,020	1,153,819
上 越	799, 544	154, 118	953, 662
柿 崎 区	66, 531	11, 923	78, 454
大潟区	83, 086	8, 307	91, 393
中 郷 区	24, 638	5,672	30, 310

◇本支管延長の推移



(単位: m)

年度	本支管の延長
S46	234, 500
S51	309, 170
S56	366, 682
S61	477, 925
Н3	566, 235
Н9	649, 113
H13	683, 260
H16	882, 233
H18	916, 681
H23	946, 524
H30	968, 425
R1	971, 898
R2	974, 527
R3	974, 495
R4	973,799

※平成15年度以前は合併前の上越市の値

② 本支管の圧力別・管種別延長

(各年度末現在の延長、単位:m)

	1 / 4 1 / 7	— / 3 / 3 7						7-1-7-1-E	/C// ==/
年 度		中 圧 管		低 圧 管				合 計	
	十 及	鋼管	PE管	小計	鋼管	鋳鉄管	PE管	小計	合 計
	30年度	139, 965	1, 744	141, 709	92, 910	209, 659	524, 147	826, 716	968, 425
	元年度	139, 978	1, 744	141, 722	91, 997	207, 228	530, 951	830, 176	971, 898
	2年度	139, 644	1, 744	141, 388	89, 435	205, 742	537, 962	833, 139	974, 527
	3年度	139, 685	1, 744	141, 429	88, 135	203, 938	540, 993	833, 066	974, 495
	4年度	138,915	1,744	140,659	87,280	203,024	542,836	833,140	973,799
	上 越	113, 949	_	113, 949	24, 537	202, 559	458, 499	685, 595	799, 544
	柿崎区	11, 508	_	11, 508	20, 558	_	34, 465	55, 023	66, 531
	大潟区	12, 418	-	12, 418	38, 527	465	31, 676	70, 668	83, 086
	中郷区	1,040	1, 744	2, 784	3, 658	-	18, 196	21, 854	24, 638

(4) 電気防食装置

区分	箇所数		施 設 名 称		
外部電源 装置 5		上越	岩木整圧器室、城東中学校、 直江津東中学校		
		大潟区	下小船津浜13		
		柿崎区	柿崎ガス供給所		
選択排流裝置	1	柿崎区	*直海浜(信越本線出羽踏切付近)		

^{*}は休止中の施設

(5) 非常用自家発電設備

(0) 9	113/13	<u>ロ か ル に M m </u>						
地	区	設置場所	形式	出力	燃	料	燃料タンク	設置年度
上	越	春日山ガス供給所	ディーゼル発電機	$4.2 \text{kVA} \times 100 \text{V}$	軽	油	55 Q	1998 (H10)
	ES.	南部ガス供給所	ディーゼル発電機	$5 \text{kVA} \times 100 \text{V}$	軽	油	70 Q	2019(R 1)
大潟	区	大潟ガス供給所	ディーゼル発電機	$5 \text{kVA} \times 100 \text{V}$	軽	油	36 l	2008 (H20)
柿崎	i区	柿崎ガス供給所	ディーゼル発電機	8kVA×100/200V	軽	油	62 l	2019(R 1)

4 業務の状況

(1) 供給戸数及び普及率

(1/ D(4H) 30							
年 度		供給区域内		行政区域内			
中 及	総戸数(戸) a	供給戸数(戸) b	普及率(%)b/a	総戸数(戸) a	供給戸数(戸) b	普及率(%)b/a	
30年度	56, 469	46, 597	82. 5	75, 483	46, 597	61. 7	
元年度	56, 978	46, 721	82. 0	75, 904	46, 721	61. 6	
2年度	57, 704	46, 770	81. 1	76, 546	46, 770	61. 1	
3年度	58, 003	46, 676	80. 5	76, 674	46, 676	60. 9	
4年度	58,661	46,528	79.3	77,355	46,528	60.1	
上 越	51, 888	40, 813	78. 7	(54, 770)	40, 813	74. 5	
柿 崎 区	2, 542	2, 180	85.8	(3, 373)	2, 180	64. 6	
大潟区	3, 413	2, 813	82. 4	(3, 641)	2, 813	77. 3	
中郷区	818	722	88. 3	(1, 323)	722	54. 6	

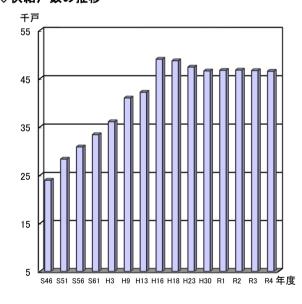
[※]上越の供給区域内総戸数には頸城区分を含む(上越51,182戸、頸城区706戸)

<供給区域内> ガス事業年報等における普及率の算出値

年 度	一般世帯数	ガスメーター	ガスメーター取付数(個)		率 (%)
中 及	(戸) a	総数b	家庭用 c	全 体 b/a	家庭用 c/a
30年度	56, 306	53, 604	49, 163	95. 2	87. 3
元年度	56, 813	53, 805	49, 347	94. 7	86. 9
2年度	57, 537	53, 999	49, 568	93. 9	86. 1
3年度	57, 875	54, 016	49, 609	93. 3	85. 7
4年度	58,531	53,842	49,444	92.0	84.5
上 越	51, 774	47, 453	43, 557	91. 7	84. 1
柿 崎 区	2, 536	2, 468	2, 264	97.3	89. 3
大潟区	3, 405	3, 116	2, 878	91.5	84. 5
中 郷 区	816	805	745	98.7	91. 3

※一般世帯数=総戸数×一般世帯率、R2年度以降:99.78%(R2国調)

◇供給戸数の推移



年度	供給戸数
S46	23,975 戸
S51	28, 347
S56	30, 874
S61	33, 418
НЗ	36, 098
Н9	41, 072
H13	42, 191
H16	49, 026
H18	48, 700
H23	47, 397
H30	46, 597
R1	46, 721
R2	46, 770
R3	46, 676
R4	46, 528

※平成15年度以前は合併前の上越市の値

[※]行政区域内の総戸数は内訳と一致しない

(2) 購入量・送出量・販売量

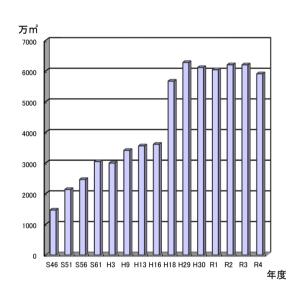
① 年間購入量·送出量·販売量

(単位: m³)

年 度	ガス購入量	ガス送出量 a	ガス販売量 b	自家使用量 c	有効率(%) (b+c)/a
30年度	61, 170, 668	61, 175, 908	61, 116, 046	35, 341	99. 96
元年度	60, 476, 131	60, 469, 577	60, 387, 731	33, 270	99. 92
2年度	62, 089, 339	62, 085, 965	62, 005, 206	37, 373	99. 93
3年度	62, 075, 791	62, 074, 138	61, 981, 392	34, 357	99. 91
4年度	59,148,256	59,149,734	59,063,143	37,223	99.92
上 越	35, 766, 438	35, 766, 438	48, 409, 114	19, 227	135. 40
柿 崎 区	2, 872, 919	2, 872, 797	2, 553, 027	4, 335	89. 02
大潟区	18, 962, 007	18, 963, 607	6, 524, 193	13, 661	34. 48
中郷 区	1, 546, 892	1, 546, 892	1, 576, 809	0	101. 93

[※]上記の数値には、⑥年間カーボンニュートラルガス分を含む。

◇ガス販売量の推移



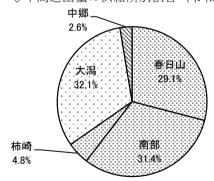
年度	ガス販売量
S46	1,463 万㎡
S51	2, 131
S56	2, 458
S61	3, 042
Н3	2, 993
Н9	3, 408
H13	3, 555
H16	3,606
H18	5, 667
H29	6, 276
H30	6, 112
R1	6, 039
R2	6, 201
R3	6, 198
R4	5, 906

※昭和46年度は10,000kcal換算値 ※平成16年度以前は合併前の上越市の値

② 年間購入量・送出量の供給所別内訳 (令和4年度)

供給所 年間購入量(㎡) 年間送出量(㎡) 上 越 35,766,438 35,766,438 春日山 17,191,249 17,192,220 南 部 18,575,189 18,574,218 柿 崎 2,872,919 2,872,797 大 潟 18,962,007 18,963,607 中 郷 1,546,892 1,546,892	合 計	59,148,256	59,149,734
上 越 35,766,438 35,766,438 春日山 17,191,249 17,192,220 南 部 18,575,189 18,574,218 柿 崎 2,872,919 2,872,797	中郷	1, 546, 892	1, 546, 892
上 越 35,766,438 35,766,438 春日山 17,191,249 17,192,220 南 部 18,575,189 18,574,218	大 潟	18, 962, 007	18, 963, 607
上越 35,766,438 35,766,438 春日山 17,191,249 17,192,220	柿崎	2, 872, 919	2, 872, 797
上越 35,766,438 35,766,438	南 部	18, 575, 189	18, 574, 218
	春日山	17, 191, 249	17, 192, 220
供給所年間購入量(m³)年間送出量(m³)	上 越	35, 766, 438	35, 766, 438
	供給所	年間購入量 (m³)	年間送出量 (m³)

◇年間送出量の供給所別割合(令和4年度)



③ 年間販売量の用途別構成(令和4年度)

(単位: m³)

	用途別	家庭用	商業用	工業用	その他	計
4	間販売量(㎡)	16,935,534	5,304,671	27,112,645	9,710,293	59,063,143
"	- 间规范里 (111)	(28.7)	(9.0)	(45.9)	(16.4)	(100.0)
	上 越	14, 696, 258	4, 514, 491	20, 596, 653	8, 601, 712	48, 409, 114
	柿 崎 区	821, 566	268, 196	1, 330, 630	132, 635	2, 553, 027
	大潟区	1, 138, 977	495, 810	4, 113, 939	775, 467	6, 524, 193
	中郷 区	278, 733	26, 174	1, 071, 423	200, 479	1, 576, 809
И	共給戸数 (戸)	43,098	2,635	75	720	46,528
17	大市1一致(一)	(92.6)	(5.7)	(0.2)	(1.5)	(100.0)
	上越	37, 799	2, 359	52	603	40, 813
	柿 崎 区	2,007	120	15	38	2, 180
	大潟区	2,619	136	5	53	2, 813
	中郷 区	673	20	3	26	722
1戸	「1か月当たり(㎡)	32.6	167.0	30,225.9	1,124.7	105.3
	上 越	32. 3	159.0	33, 166. 9	1, 193. 4	98. 5
	柿 崎 区	33. 9	181. 2	7, 392. 4	285. 9	96.8
	大潟区	35. 7	301.8	68, 565. 7	1, 187. 5	190. 5
	中郷 区	34. 5	108. 2	29, 761. 8	648.8	182.0

- ※「その他」=学校、官公庁、病院等
- ※ () 内は構成比(%)
- ※「1戸1か月当たり」は「年間販売量/年間延戸数」であるため、表中数値で算出できない。

④ 料金収入の内訳(令和4年度)

(単位:千円,税抜金額)

	用途別家庭用		商業用	商業用 工業用		計	
1	年間料金収入	2,753,103	718,293	2,901,116	1,219,784	7,592,296	
	上 越	2, 390, 247	609, 581	2, 180, 636	1, 076, 479	6, 256, 943	
	柿 崎 区	133, 675	38, 158	151, 531	18, 848	342, 212	
	大潟区	184, 081	66, 434	455, 529	97, 366	803, 410	
	中 郷 区	45, 100	4, 120	113, 420	27, 091	189, 731	

※「その他」=学校、官公庁、病院等

⑤ 年間販売量の契約別構成

(単位: m³)

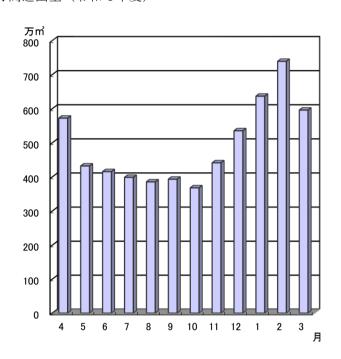
年 度	一般契約	選択約款契約	大口契約	計
30年度	20, 712, 576	10, 204, 899	30, 198, 571	61, 116, 046
元年度	19, 786, 870	10, 245, 796	30, 355, 065	60, 387, 731
2年度	20, 004, 914	10, 606, 371	31, 393, 921	62, 005, 206
3年度	19, 667, 812	11, 078, 083	31, 235, 497	61, 981, 392
4年度	18,423,956	11,301,240	29,337,947	59,063,143
上 越	15, 962, 933	8, 501, 502	23, 944, 679	48, 409, 114
柿 崎 区	946, 811	527, 436	1, 078, 780	2, 553, 027
大潟区	1, 208, 589	1, 218, 548	4, 097, 056	6, 524, 193
中 郷 区	305, 623	1, 053, 754	217, 432	1, 576, 809

⑥ 年間カーボンニュートラルガス

(単位: m³)

年 度	ガス購入量	ガス販売量	自家使用量
4年度	1,407,223	1,370,000	37,223
上 越	930, 227	911,000	19, 227
柿 崎 区	463, 335	459, 000	4, 335
大潟区	13, 661	0	13, 661
中 郷 区	0	0	0

⑦ 月間送出量(令和4年度)



月	送出量
4	5, 724, 508 m ³
5	4, 321, 528
6	4, 156, 416
7	3, 987, 553
8	3, 855, 950
9	3, 934, 368
10	3, 681, 639
11	4, 414, 915
12	5, 354, 730
1	6, 368, 258
2	7, 389, 642
3	5, 960, 227
計	59,149,734

※送出量は、ガス事業生産動態統計調査の数値で、前月検針から当月検針までの量。 (例:4月 \Rightarrow 3/15 から4/14 までの送出量)

⑧ 一日平均・最大送出量

(単位: m³)

年 度	一日平均送出量	一日最大送出量(送出年月日)
30年度	167, 605	292, 343 (H31. 2. 13)
元年度	165, 217	288, 441 (R2. 2. 6)
2年度	170, 099	310,648 (R3.1.8)
3年度	170, 066	299, 684 (R4. 2. 22)
4年度	162,054	283,526 (R5. 1. 26)
上 越	97, 990	191, 287
柿 崎 区	7, 871	7, 569
大潟区	51, 955	79, 295
中 郷 区	4, 238	5, 375

※送出量は温圧補正後の数値

(3) 本支管建設改良工事施工状況

/ Y	· / / _ ·		\
(E	单位	•	m)
(-	- 14		111/

				(=== /
年 度	新設工事	改良工事	他工事関連工事	計
30年度	938	2, 454	4, 939	8, 331
元年度	1, 952	1, 760	5, 411	9, 123
2年度	3, 448	1, 177	4, 417	9, 042
3年度	792	2, 695	1,667	5, 154
4年度	345	727	2,308	3,380
上 越	345	573	1,679	2, 597
柿 崎 区	_	34	629	663
大潟区	_	120	_	120
中 郷 区	_	_	_	_

(4) ガス装置工事施工件数

(単位:件)

 ******	_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					(1 1 1 2 + 11 /
年 度	新 設	改造	増 設	撤去	その他	計
30年度	184	412	57	325	25	1,003
元年度	207	424	74	364	31	1, 100
2年度	215	359	43	293	23	933
3年度	172	341	51	363	33	960
4年度	165	347	45	356	35	948
上 越	141	261	33	316	33	784
柿 崎 区	12	27	5	20	0	64
大潟区	12	52	3	12	2	81
中 郷 区	0	7	4	8	0	19

^{※「}その他」は、取出、支管工事

(5) 修繕工事件数

(単位:件)

<u>(4) 15 45 - 2.</u>	1120				(1120-117
年 度	本支管	供給管	内 管	その他	計
30年度	15	10	286	308	619
元年度	3	11	167	349	530
2年度	5	11	284	321	621
3年度	13	9	280	298	600
4年度	4	13	108	286	411
上 越	3	2	44	171	220
柿 崎 区	_	9	31	56	96
大潟区	1	1	30	53	85
中郷区	_	1	3	6	10

[※] 修繕工事件数にはガス栓取替えを含まず、「その他」は出不良対応等

(6) ガスメーター

① メーター年間取替個数 (単位:個)

年 度	取替個数
30年度	5, 252
元年度	5, 607
2年度	4, 343
3年度	5, 413
4年度	5,356
上 越	4, 513
柿 崎 区	367
大 潟 区	373
中郷区	103

② 年度末現在のメーター設置個数

(単位:個)

3m³ /h	② 年度未現任のメーター設直値数 (単位:値								
1号			年度		F度		F度		F.度
2 日	能力	普通	マイコン	普通	マイコン	普通	マイコン	普通	マイコン
3m³ /h	-	-	8	ı	8	l	7	l	7
4*m³ /h		_	92	ı	88	ı	82	_	79
4m³ /h		_		-	655	-		_	587
5m³ /h		_	15, 572	-	16, 355	-	16,872	_	17, 149
日本の		_	476	-	387	-	345	_	308
7 m³ /h		_	281	-	253	-	230	_	220
S10m³ /h		_	34, 497	-	34, 046	-	33, 811	_	33, 635
10 m³ /h		_	30	l	27	ı	26	1	26
15 m³ /h		_	433	-	440	-	447	_	452
16m³ /h		_	755	l	756	l	761	-	758
25m³/h	$15\mathrm{m}^3$ /h	_	7	ı	7	ı	7	-	6
30 m³ /h		_	305	ı	312	ı	312	_	314
40*m³ /h 190	$25\mathrm{m}^3$ /h	11	_		_	10	1	10	_
40 m³ /h 5	$30\mathrm{m}^3$ /h	2	_	2	_	2	ı	2	_
50 m³ /h	40*m³/h	190	_	195	_	199	ı	199	_
65*m³/h 94 - 97 - 96 - 95 65m³/h 8 - 8 - 8 - 7 75m³/h	$40\mathrm{m}^3$ /h	5	_	5	_	4	1	4	_
65 m³ /h		11	_	11	_	11	-	12	_
75 m³ /h		94	_	97	_	96	_	95	_
80 m³ /h		8	_	8	_	8	_	7	_
90 m³ /h		_	_	-	_	-	_	_	_
100 m³ /h 95		7	_	7	_	7	-	7	_
120㎡/h - <t< th=""><th></th><th>_</th><th>_</th><th>-</th><th>_</th><th>-</th><th>-</th><th>_</th><th>_</th></t<>		_	_	-	_	-	-	_	_
125㎡ /h以上 39 - 42 - 43 - 43 小計 462 53, 142 471 53, 334 475 53, 524 475 53, 54 合計 53, 604 53, 805 53, 999 54, 016		95	_	95	_	95	-	96	_
小計 462 53, 142 471 53, 334 475 53, 524 475 53, 54 合計 53, 604 53, 805 53, 999 54, 016		_	_	_	_	_	_	_	_
合計 53,604 53,805 53,999 54,016		39	_	42	_	43	_	43	_
							-		,
マイコン普及率 99.14% (100%) 99.12% (100%) 99.12% (100%) 99.12% (100%)		53,	604	53,	805	53,	999	54,	016
	マイコン普及率	99.14%	(100%)	99.12%	(100%)	99. 12%	(100%)	99. 12%	(100%)

※マイコン普及率の()内の数値は、家庭用の普及率を示す

(単位:個)

) h	4 年度								五•旧/	
メーター 能 力	上	越	柿﨑	奇区	大源	易区	中组	邶区	合	計
FIE /J	普通	マイコン	普 通	マイコン	普通	マイコン	普通	マイコン	普通	マイコン
1号	_	7	_	1	ı	_	I	ı	-	7
2号	_	78	_	_	_	_	-	_	_	78
3 m³/h	_	558	_	3	_	3	-	1	_	565
4*m³/h	_	16, 170	_	348	_	513	_	122	_	17, 153
4 m³/h	_	181	_	44	_	14	_	12	_	251
5 m³/h	_	182	_	12	_	12	_	2	_	208
6 m³/h	_	28, 526	_	1,922	_	2, 462	_	642	_	33, 552
7 m³/h	-	19	_	4	_	_	_	_	-	23
S10m³/h	_	417	_	19	_	18	-	1	-	455
10 m³/h	_	673	_	54	_	32	-	2	-	761
15 m³/h	_	5	_	_	_	_	-	-	_	5
16 m³/h	_	250	_	29	_	25	-	6	_	310
25 m³/h	8	_	_	_	3	_	_	_	11	_
30 m³/h	1	_	_	_	_	_	_	_	1	_
40*m³/h	172	_	18	_	10	_	2	_	202	_
40 m³/h	-	_	1	_	2	_	1	_	4	_
50 m³/h	11	_	_	_	_	_	1	_	12	_
65*m³/h	82	_	5	_	3	_	3	_	93	_
65 m³/h	4	_	_	_	_	_	3	_	7	_
75 m³/h	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
80 m³/h	6	_	_	_	1	_	_	_	7	_
90 m³/h	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
100 m³/h	72	_	7	_	11	_	7	_	97	_
120 m³/h	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
125㎡ /h以上	31	_	2	_	7	_	_	_	40	_
小 計		47,066	33	2, 435	37	3,079	17	788	474	53, 368
合 計	47,		2, 4		3, 1		80		53,	
マイコン普及率	99. 18%	(100%)	98.66%	(100%)	98.81%	(100%)	97.89%	(100%)	99.12%	(100%)

[※]マイコン普及率の()内の数値は、家庭用の普及率を示す

(7) 内管漏えい検査・消費機器調査実施状況

	鱼 内具吸吸网点大心以心
年 度	検査需要家数(戸)
30年度	13, 171
元年度	12, 310
2年度	13, 205
3年度	13, 297
4年度	13,443
上 越	11, 764
柿 崎 区	583
大潟区	930
中郷 区	166

(8) 本支管定期漏えい検査状況

	1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /			
年 度	本支管漏えい検査延長(m)			
3 0 年度 129,096				
元年度 135,336				
2年度 142,382				
3年度 85,467				
4年度	126,031			
上 越	126, 031			
柿 崎 区	0			
大 潟 区 0				
中郷区 0				

(9) ガス漏れ警報器普及状況 (各年度末現在数)

(C) /J/ //Mile H		70 12 3/1
年 度	警報器取付個数	(個)
29年度	1, 225	⟨382⟩
30年度	946	$\langle 306 \rangle$
元年度	1, 417	$\langle 529 \rangle$
2年度	1,006	$\langle 252 \rangle$
3年度	909	⟨133⟩
4年度	851	⟨144⟩
上 越	340	$\langle 20 \rangle$
柿 崎 区	221	⟨82⟩
大 潟 区	171	$\langle 38 \rangle$
中 郷 区	119	$\langle 4 \rangle$

※〈 〉内は、警報器取付個数のうちリース個数

(10) 選択契約による契約状況(各年度末現在数)

(10)		<u> </u>	プレンシン						
Į.	年 度		小型空調契約件数				空調契	約件数	
1	十 及	1種	2種	3種	計	1種	2種	3種	計
3	0年度	40	35	23	98	1	11	15	27
j	元年度	40	28	25	93	1	12	13	26
:	2年度	35	28	27	90	1	12	13	26
:	3年度	35	28	26	89	1	12	13	26
	4年度	35	27	26	88	1	12	13	26
	上 越	29	22	20	71	1	11	12	24
	柿崎区	4	0	0	4	0	0	1	1
	大潟区	2	4	5	11	0	0	0	0
	中郷区	0	1	1	2	0	1	0	1

年 度	天然ガススタ	時間	帯別B契約		融雪契約件数	家庭用温水暖
一	ンド契約件数	1種	2種	計	加马大小八丁数	房契約件数
30年度	1	9	30	39	16	1, 743
元年度	1	8	32	40	16	1, 791
2年度	1	7	29	36	16	1, 865
3年度	1	8	30	38	16	1, 907
4年度	1	8	30	38	16	1,937
上 越	1	4	24	28	15	1, 701
柿崎区	0	1	2	3	1	99
大潟区	0	2	4	6	0	122
中 郷 区	0	1	0	1	0	15

年 度	小型空調パッケ	コーシ゛ェネ	レーションシステム契	約件数	家庭用コージェネレーション	大口契約件数
十 及	ージ契約件数	1種	2種	計	契約件数	八日天小八十数
30年度	52	1	5	6	17	17
元年度	77	2	4	6	19	17
2年度	77	2	4	6	24	18
3年度	77	2	4	6	31	18
4年度	75	2	4	6	33	18
上 越	61	2	4	6	29	12
柿崎区	5	0	0	0	1	1
大潟区	5	0	0	0	2	4
中郷区	4	0	0	0	1	1

(11) 空調需要の推移

<u> </u>	7 · 7					
年 度	GHP(馬力	J)	吸収式(RT)		コージェネ()	kW)
十 及	年度末値	前年度比較	年度末値	前年度比較	年度末値	前年度比較
30年度	11, 573. 0	92.0	12, 530. 0	140.0	3, 205. 7	4.0
元年度	13, 865. 0	2, 292. 0	12, 700. 0	170.0	3, 208. 2	2.5
2年度	14, 258. 0	393.0	12, 680. 0	△ 20.0	3, 212. 1	3. 9
3年度	14, 191. 0	△ 67.0	12, 580. 0	△ 100.0	3, 216. 7	4.6
4年度	14,362.0	171.0	12,565.0	Δ 15.0	3,218.1	1.4
上 越	11, 633. 0	51.0	10, 687. 5	△ 15.0	3, 215. 0	1.4
柿 崎 区	1,076.0	120.0	440.0	0.0	1.0	0.0
大潟区	1, 324. 0	0.0	757. 5	0.0	1. 4	0.7
中郷区	329.0	0.0	680.0	0.0	0.7	△ 0.7

5 財務の状況

(1) 損益計算書 (単位:円,税抜金額)

	1	ı		早位. 门, 忧极壶领/
項目	元年度	2年度	3年度	4年度
ガス事業収益	6, 236, 298, 829	5, 546, 179, 683	6, 021, 314, 786	8, 459, 364, 463
営業収益	5, 498, 140, 147	4, 865, 515, 774	5, 486, 378, 862	7, 592, 295, 801
ガス売上	5, 498, 140, 147	4, 865, 515, 774	5, 486, 378, 862	7, 592, 295, 801
営業雑収益	319, 357, 248	274, 660, 705	183, 672, 701	179, 592, 871
受注工事収益	317, 760, 998	273, 333, 937	183, 657, 701	179, 583, 871
その他営業雑収入	1, 596, 250	1, 326, 768	15, 000	9,000
営業外収益	418, 801, 434	406, 003, 204	351, 173, 643	687, 475, 791
受取利息	177, 567	318, 670	82, 791	1, 084, 896
繰入金	3, 892, 000	3, 565, 000	3, 170, 000	3, 318, 000
補助金	0	0	0	366, 704, 422
長期前受金戻入	377, 401, 335	366, 732, 354	312, 895, 474	278, 060, 836
雑収益	37, 330, 532	35, 387, 180	35, 025, 378	38, 307, 637
特別利益	0	0	89, 580	0
固定資産売却益	0	0	89, 580	0
ガス事業費用	6, 057, 119, 198	5, 471, 509, 422	5, 639, 963, 505	8, 125, 866, 002
売上原価	3, 571, 600, 283	2, 024, 632, 730	2, 437, 572, 085	5, 048, 390, 043
期首たな卸高	12, 259, 649	11, 086, 195	5, 648, 334	11, 645, 127
当期製品仕入高	3, 572, 515, 455	2, 020, 501, 392	2, 445, 316, 145	5, 063, 137, 487
当期製品自家使用高	△ 2,088,626	\triangle 1, 306, 523	\triangle 1, 747, 267	\triangle 3, 512, 862
期末たな卸高	△ 11, 086, 195	△ 5, 648, 334	\triangle 11, 645, 127	\triangle 22, 879, 709
営業費用	2, 119, 796, 827	3, 123, 546, 678	2, 971, 556, 480	2, 855, 340, 004
供給販売費	1, 961, 783, 849	2, 911, 706, 595	2, 800, 066, 309	2, 678, 788, 363
一般管理費	158, 012, 978	211, 840, 083	171, 490, 171	176, 551, 641
営業雑費用	310, 562, 758	270, 388, 969	187, 447, 159	183, 593, 187
受注工事費	310, 562, 758	270, 388, 969	187, 447, 159	183, 593, 187
営業外費用	55, 092, 768	49, 210, 053	43, 260, 808	38, 542, 768
支払利息	54, 823, 076	48, 285, 906	42, 369, 729	36, 968, 717
雑支出	269, 692	924, 147	891, 079	1, 574, 051
特別損失	66, 562	3, 730, 992	126, 973	0
固定資産売却損	66, 562	119, 092	126, 973	0
過年度損益修正損	0	3, 611, 900	0	0
当年度純利益(△純損失)	179, 179, 631	74, 670, 261	381, 351, 281	333, 498, 461

[※]液化石油ガス販売事業の数値を除く

(2) 企業債

(単位:千円)

<u> </u>			(1177 • 114)
年度	当該	年度	企業債残高
中 及	借入金	償還金	(各年度末現在)
30年度	-	394, 647	3, 325, 376
元年度	_	372, 308	2, 953, 068
2年度	_	351, 349	2, 601, 718
3年度	-	327, 555	2, 274, 163
4年度	-	308,960	1,965,204
上 越	_	232, 311	1, 416, 738
柿崎区	_	55, 336	402, 188
大潟区	_	14, 074	125, 579
中 郷 区	-	7, 239	20, 699

(3) 供給原価・料金単価

年 度	供給原価	料金単価
30年度	85円07銭	90円94銭
元年度	88円91銭	91円05銭
2年度	77円89銭	78円47銭
3年度	82円91銭	88円52銭
4年度	129円76銭	128円55銭

※供給原価 = (売上原価+(営業費用-長期前受金戻入見合い分の減価償却費及び 固定資産除却費)+支払利息) ÷ 販売量

※料金単価 = 営業収益 ÷ 販売量

≪参考≫ 労働生産性

年度	職員1人当たり の供給戸数(戸)	供給戸数1万戸 当たりの職員数(人)	職員1人当たり の販売量(㎡)
30年度	1, 195	8.4	1, 567, 078
元年度	1, 198	8.3	1, 548, 403
2年度	1, 231	8.1	1, 631, 716
3年度	1, 228	8. 1	1, 631, 089
4年度	1,224	8.2	1,554,293

損益勘定 職員数(人)
39
39
38
38
38

- ※職員1人当たりの供給戸数 = 供給戸数 ÷ 損益勘定職員数
- ※ 供給戸数1万戸当たりの職員数 = 10,000人 ÷ 職員1人当たりの供給戸数
- ※職員1人当たりの販売量 = 販売量 ÷ 損益勘定職員数

(単位:%)

					(単位:%)
	分 析 項 目	2年度	3年度	4年度	説明
構	1. 固定資產構成比率	80.2	76.7	76.3	総資産の中で、固定資産がどのくらいを占めている か。 比率の小さい方が望ましい。
成	2. 流動資產構成比率	19.8	23.3	23.7	総資産の中で、流動資産がどのくらいを占めている か。 比率の大きい方が望ましい。
	3. 固定負債構成比率	18.6	16.7	15.3	総資本の中で、固定負債がどのくらいを占めている か。比率の小さい方が望ましい。
比	4.流動負債構成比率	3.5	3.6	2.7	総資本の中で、流動負債がどのくらいを占めている か。比率の小さい方が望ましい。
率	5. 自己資本構成比率	77.9	79.7	82.0	総資本とこれを構成する自己資本の関係を示すも ので、高いほど経営の安全性が高いことを表してい る。
	6. 固定長期適合率	83.1	79.5	78.4	固定資産の調達が自己資本と固定負債の範囲内 で行われるべきとの立場から、100%以下であること が望ましい。
財	7. 流 動 比 率	566.8	651.6	877.8	短期の債務と、これを返済するのに必要な財源を比較する比率で、高いほど返済能力があり、経営の安定が保たれている。
	8.	548.0	630.4	854.3	流動比率よりさらに短期的な支払能力をみるもので、流動性の強い現金・預金や未収金などと流動 負債との割合を表している。
務比比	9. 現 金 預 金 比 率	490.1	564.2	707.8	当座比率よりさらに短期的な支払能力をみるもので、即支払い可能な現金と流動負債との割合を表している。
~ 率	10. 負 債 比 率	66.2	58.9	51.9	負債を自己資本より超過させないことが、健全経営 の理想であり、100%以下が望ましい。
T	11. 固 定 負 債 比 率	30.9	26.6	23.2	自己資本に対し、固定負債の占める割合はどのくらいか。100%以下が望ましい。
	12. 流 動 負 債 比 率	5.8	5.7	4.1	自己資本に対し、流動負債の占める割合はどのくらいか。 比率の小さい方が望ましい。
	13. 総 資 本 利 益 率	0.5	2.6	2.3	投下資本の総額と、それによってもたらされた利益 を比較する。比率は大きいほどよい。
収	14.純利益対総収益率	1.4	6.3	3.9	総収益のうち、最終的に企業に残された純利益(損失)の割合を表したもので、値が大きいほどよい。
400	15. 営業利益対営業収益率	△ 5.4	1.3	△ 4.1	営業収益の中で、営業利益がどのくらいを占めてい るか。 比率の大きい方が望ましい。
益	16. 総収益対総費用比率 (総収支比率)	101.4	106.8	104.1	収益と費用の相対的な関連を示すもので、比率が 高いほど経営内容が良好とされる。
率	17. 営業収益対営業費用比率	94.9	101.3	96.1	営業収益とそれに要した営業費用とを対比して業 務活動の効率を表したもので、比率が高いほど経 営内容が良好とされる。
他	18. 人件費対営業収益比率	6.3	5.7	4.3	営業収益の中で、人件費がどのくらいを占めている か。比率の小さい方が望ましい。
165	19. 利 子 負 担 率	1.9	1.9	1.9	借入金に対し、支払利息がどのくらいの比率になっているか。比率は小さい方が望ましい。
	20. 総 資 本 回 転 率	0.32	0.37	0.51	投下され運用されている資本の効率を測定するもので、回転率が大きいほど、少ない資産で大きい売上を獲得できていることとなる。 ※単位:回

6 環境対策

(1) 天然ガス自動車の導入

① 導入の趣旨

天然ガス自動車は、ガソリンや軽油の代わりにクリーンエネルギーである天然ガスを燃料にして走る「低公害車」である。その排気ガスは、ガソリン車に比べて CO_2 が $20\sim30$ %低減するほか、有害物質もほとんど排出しない。本市では、環境にやさしいまちづくりを進める見地から、天然ガス自動車を導入している。

② 自動車の概要

本市ガス事業が導入した天然ガス自動車は「圧縮天然ガス自動車(CNG自動車)」と呼ばれるタイプで、都市ガス(天然ガス)を昇圧供給装置により高圧(20 MPa)に圧縮し、自動車の燃料容器に充填するものである。

③ ガス水道局の導入台数

a. 天然ガス自動車導入実績

	177 12 1/2			
年度	小型貨物自動車(台)	車 種 軽貨物自動車(台)	普通自動車(台)	合 計
9 年度	2	0	0	2
10年度	0	2	0	2
11年度	0	4	0	4
12年度	0	4	0	4
13年度	0	3	0	3
1 4 年度	0	3	0	3
15年度	0	2	1	3
16年度	0	6 (3)	1	7 (3)
17年度	0	1	0	1
25年度	0	2	0	2
26年度	1	3 (2)	0	4 (2)
合 計	3	30 (5)	2	35 (5)

^{※ ()} は大潟区での導入台数(内書き)、他は上越の台数

b. 天然ガス自動車保有台数(令和5年3月31日現在)

	스타		
小型貨物自動車(台)	軽貨物自動車(台)	普通自動車(台)	
1	6	0	7

c. 昇圧供給装置(令和5年3月31日現在)

設置年度	地 区	機種	台数	最高充填圧力	定格流量
11年度	上越	小型充填機	1	20 MPa	8.0 m³/h

〈資料〉 全国の普及状況

(各年度末現在)

年度	天然ガス自動	ガス充填設備(箇所数)			
中 及	全 国	うち北陸・東海圏	急速	充填所	小型充填機
30年度	47, 778	6, 838	239	[203]	362
元年度	48, 359	6, 889	221	[185]	307
2年度	48, 768	6, 937	203	[167]	270
3年度	49, 003	6, 943	187	[153]	240
4年度	49,212	_	163	[129]	224

^{※ []}内は、急速充填所のうちエコ・ステーションの箇所数

[※]導入実績がない年度は記載していない

《液化石油ガス販売事業》

1 事業の沿革

(1) 事業の創設

旧大潟町が当時、町の都市ガス供給区域外であった南大潟地区において、昭和38年にガス事業の付帯事業として創設。昭和55年には国の特認を受け、多目的燃料供給事業として導管による供給を開始した。

(2) 主要年譜

- 昭和38年 6月 ボンベ供給による販売開始(供給戸数174戸)
- 58年 4月 蜘ヶ池・潟田地区導管供給開始
- 59年 11月 岩野古新田地区導管供給開始
- 63年 6月 長崎、吉崎新田地区導管供給開始
- 平成 3年 9月 潟端地区導管供給開始
- 6年 2月 内雁子地区導管供給開始
- 16年 12月 LPガス収納庫24H自動監視装置設置
- 17年 1月 液化石油ガス販売事業承継届書等を届出
- 17年 2月 保安業務規程認可
- 22年 3月 液化石油ガス料金改定(425円94銭/㎡・改定率6.86%)
- 26年 4月 液化石油ガス料金改定(452円66銭/m³・改定率5.52%)
- 29年 4月 液化石油ガス料金改定(388円33銭/㎡・改定率△14.42%)
- 令和元年 10月 液化石油ガス料金改定 (消費税率の改正に伴うもの)

2 事業の諸元

(1) 事業認可

・液化石油ガス供給販売兼業許可
 ・高圧ガス販売事業許可
 ・保安業務規程認可
 昭和 38年 4月25日
 昭和 38年 6月 6日
 ・収力 17年 2月 7日

(2) 供給地点

<u> </u>	V144 - O 3/K				
	供給地点群の名称			称	供給地点
	蜘	ケ	池地	区	蜘ケ池、潟田
	潟	田	地	区	潟田
	岩	野	地	区	岩野古新田、長崎、四ツ屋浜の一部、土底浜の一部
	長	崎	地	区	長崎、吉崎新田、岩野古新田
	潟	端	地	区	山鵜島新田、里鵜島新田、米倉新田、高橋新田、和泉新田
	内	雁	子 地	区	内雁子、内雁子新田

(3) 計画供給戸数

・計画供給戸数 250戸(平成17年1月施行)・計画一日最大供給量 120 ㎡(")

(4) ガス料金 〈税込〉 (令和5年4月1日以降適用料金)

使用量区分	0∼2 m³	2m³ 超
基本料金(1か月当たり)	1,122円00銭	1,122円00銭
基準単位料金 (1㎡当たり)	_	495円00銭

[※]令和5年4月検針分より液化石油ガス料金を改定。

3 施設の概要

(1) 導管延長

(各年度末現在の延長 単位:m)

年 度	本支管	供給管	合 計
2年度	8, 603	_	8, 603
3年度	8,603	_	8,603
4年度	8,603	-	8,603

4 業務の状況

(1) 供給戸数及び普及率

V-1 PAIDS	71/0 H 10 1						
			供給区域内				
年 度	総戸数(戸)	供給戸数(戸) b 普及率(%)			普及率(%)		
	a	家庭用	商業用	その他	計	b/a	
2年度	184	159	3	6	168	91.3	
3年度	184	157	3	6	166	90. 2	
4年度	181	153	3	6	162	89.5	

(2) 購入量・送出量・販売量

①年間購入量・送出量・販売量

(単位: m³)

2年度	11, 990	11, 990	12, 239	102. 08
3年度	11, 684	11, 684	11, 695	100. 09
4年度	10,804	10,804	11,077	102.53
年 度	購入量	送出量 a	販売量 b	有効率(%) b/a

②年間販売量の用途別構成

(単位: m³)

年 度	家庭用	商業用	その他	計
2年度	12,002	229	8	12, 239
3年度	11, 491	198	6	11, 695
4年度	10,876	191	10	11,077

(3) 年度末現在のメーター設置個数 (単位:個)

年 度	総数	うち家庭用
2年度	184	175
3年度	184	175
4年度	181	172

[※]メーター設置個数には閉栓中のメーターを含む

5 財務の状況

(1) 損益計算書

(単位:円,税抜金額)

項目	2年度	3年度	4年度
ガス事業収益	5, 245, 860	5, 056, 045	4, 887, 395
営業収益	5, 001, 495	4, 790, 083	4, 577, 115
ガス売上	5, 001, 495	4, 790, 083	4, 577, 115
営業雑収益	30, 076	63, 954	108, 560
受注工事収益	30, 076	63, 954	108, 560
営業外収益	214, 289	202, 008	201, 720
長期前受金戻入	214, 289	202, 008	201, 720
ガス事業費用	3, 162, 600	4, 023, 552	4, 306, 984
売上原価	1, 761, 840	2, 064, 941	2, 606, 766
営業費用	1, 371, 945	1, 897, 754	1, 596, 543
供給販売費	1, 371, 945	1, 897, 754	1, 596, 543
営業雑費用	28, 815	60, 857	103, 675
受注工事費	28, 815	60, 857	103, 675
当年度純利益(△純損失)	2, 083, 260	1, 032, 493	580, 411

(2) 供給原価・料金単価

年度供給原価料金単価2年度238円54銭408円65銭3年度321円56銭409円58銭	4年度	361円25銭	413円21銭
	3年度	321円56銭	409円58銭
年 度 供給原価 料金単価	2年度	238円54銭	408円65銭
	年 度	供給原価	料金単価

=(売上原価 + (営業費用 - 長期前受金戻入見合い分の 減価償却費及び固定資産除却費) + 支払利息) ÷ 販売量

料金単価

=営業収益 ÷ 販売量

《資料》

(1) 全国の一般ガス事業者

①経済産業局別一般ガス事業者数(令和4年3月末現在)

経産局別	形態	私 営 事業者	公 営 事業者	計	管轄都道府県名
北海	毎 道	7	1	8	北海道
東	计	29	5	34	秋田、青森、岩手、宮城、山形、福島
関	東	70	11	81	東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中	部	7	0	7	愛知、岐阜、三重
北	陸	3	1	4	富山、石川
近	畿	18	1	19	大阪、福井、滋賀、京都、兵庫、奈良、 和歌山
中	田	11	1	12	広島、鳥取、島根、岡山、山口
兀	国	1	0	1	愛媛、徳島、香川、高知
九	州	26	0	26	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、 鹿児島
沖	縄	1	0	1	沖縄
= =	†	173	20	193	

^{※「}ガス事業便覧」より

②需要家数別一般ガス事業者数(令和4年3月末現在)

形態需要家数	私営	公営	計
1,000 個以下	4	0	4
1,001 ~ 2,000	9	1	10
2,001 ~ 3,000	16	2	18
3,001 ~ 4,000	14	0	14
4,001 ~ 5,000	9	2	11
$5,001 \sim 10,000$	28	4	32
$10,001 \sim 50,000$	62	6	68
50,001 ~100,000	11	3	14
100,001 ~300,000	11	1	12
300,001 ~500,000	3	1	4
500,001 個以上	6	0	6
合 計	173	20	193

⁽注) 需要家数は、取付メーター数である。

^{※「}ガス事業便覧」より

(2) 全国の公営事業者の事業開始期日ベスト5

順位	事業者名	事業許可年月日	事業開始年月日
1	仙台市	明治42年12月1日	明治43年11月3日
2	上越市	大正7年10月24日	大正7年10月24日
3	松江市	昭和4年3月29日	昭和5年4月1日
4	大津市	昭和12年1月29日	昭和12年3月2日
5	東金市	昭和31年1月6日	昭和32年4月1日

^{※「}ガス事業便覧」より

(3) 新潟県内の一般ガス事業者数

(令和4年3月末現在)

経営形態	事業者数	事業者名
		北陸ガス㈱、新発田ガス㈱、越後天然ガス㈱、
私 営	7	蒲原ガス㈱、佐渡ガス㈱、栄ガス消費生活協同組合、
		白根ガス㈱
公 営	5	上越市、妙高市、小千谷市、魚沼市、糸魚川市
計	12	

^{※「}ガス事業便覧」より

妙高市は、妙高グリーンエナジー㈱へ令和4年4月1日譲渡

(4) 新潟県内のガス事業者 (需要家数による順位)

(令和4年3月末現在)

順位	事業者名	需要家数 (数)	標準熱量 (MJ/㎡)	ガス グループ	年間需要量 (千m³/年度)	導管延長 (Km)	従業員数 (人)
1	北陸ガス㈱	421, 681	45. 0	13A	409, 933	6, 075	439
2	上 越 市	54, 016	45. 0	13A	60, 634	974	48
3	新発田ガス㈱	39, 096	41. 8605	13A	111, 939	1,012	63
4	越後天然ガス㈱	35, 338	43. 3	13A	39, 595	733	49
5	蒲原ガス㈱	34, 329	43. 12	13A	35, 274	1,004	44
6	白根ガス㈱	28, 291	43. 3	13A	35, 022	853	44
7	糸 魚 川 市	14, 815	45. 0	13A	7, 959	352	11
8	小 千 谷 市	11, 574	43. 9535	13A	16, 382	267	16
9	魚 沼 市	8, 599	43. 9535	13A	13, 102	295	12
10	妙 高 市	8, 249	45. 0	13A	8, 864	232	9
11	栄ガス消費生活 協 同 組 合	3, 296	43. 3	13A	2, 735	142	10
12	佐渡ガス㈱	1, 515	62. 0	13A	464	22	10

⁽注) 年間需要量は一般ガス導管事業における託送供給量(自社小売供給、自社卸供給、小売託総供給、連結託送供給、自己託送の量)の総量。

^{※「}ガス事業便覧」より

Ⅱ 水道事業

Ⅱ 水 道 事 業

1 事業の沿革

(1) 事業の創設

〇 旧高田市

高田市の水道事業は、大正 13 年 3 月に地下水を水源として計画給水人口 30,000 人、一日最大 給水量 3,500 ㎡で、上水道布設工事実施認可を受け、同年 4 月 12 日に工事に着手した。

大正 15 年 6 月 2 日には、第一水源地(当時の北出丸町、現在の南城町 4 丁目)、第二水源地(当時の尾張町、現在の南城町 1 丁目)にそれぞれ 1 号井、2 号井が完成し、825 戸へ給水したのが始まりである。

これ以前の明治 36 年に赤痢や腸チフスが流行したことを受け上水道の建設が計画されたが、 事業運営への不安から一度頓挫している。その後、明治 41 年に入城した師団の要請等があって水 道計画が再燃した。

大正元年に市議会の満場一致の賛同で建設を決定したが、間もなく勃発した第一次世界大戦の 物価騰貴から一時中断し、給水まで実に15年の歳月を要したのである。

昭和に入って給水戸数、給水量が年々増加し、昭和24年から28年にかけて3本の深井戸を掘ったほか、昭和29年以降の相次ぐ近村との合併により、昭和40年までに深井戸は11号井を数えるようになった。

〇 旧直江津市

直江津市の水道事業は、当時直江津町だった昭和11年9月に有志が水道組合を設立し、善光寺 浜に水源井戸をおいた簡易水道により、同12年1月に142戸に給水を開始したのが始まりで、 昭和26年の拡張工事で給水戸数は550戸に増加した。

この頃から、町営水道による全町給水要望が高まり、昭和28年には水道組合から町への施設譲渡が約束され、昭和29年5月に水道事業経営認可を受け、計画給水人口25,000人、一日最大給水量5,000㎡の拡張事業に着手した。これと時期を同じくして昭和29年6月に直江津町は有田村などと合併して市制を施行し、翌30年には谷浜村などとも合併した。

このため、昭和31年からも拡張事業を継続し、五智浄水場の建設や遠隔地域には簡易水道(有間川、中部、東部等)を設置して需要増に応えた。その後、直江津港の大改修、工業地帯の整備に伴う需要増加に対応するため、昭和41年3月には深谷浄水場が完成した。

〇 共同事業

昭和30年前後から相次ぐ近隣村部との合併で、両市の水需要は急増した。このため、高田が昭和27年から42年まで、直江津が昭和37年まで、それぞれ拡張事業を継続し、遠隔地域には簡易水道を設置して需要に対応した。

しかし、昭和30年代の後半から夏期及び冬期(消雪に使用)の需要ピークには、地下水の揚水

量が限界近くに達し、また、揚水に伴う地下水位の低下で地盤沈下も発生した。

さらに、この水位低下は海岸地域の井戸に塩水化現象をもたらし、直江津では主要 5 井戸の全てを廃坑とせざるを得なくなった。

このため、両市では国土保全の見地からも、水源を他に求める必要に迫られ、まず両市域の中央を貫流する一級河川の関川の水を水源として計画したが、水銀が検出されたため上水道用には不適と判断された。

その後、市の西部山間部を流れる名立川・桑取川の二級河川を開発して、新潟県が発電を、高田、直江津の両市がその放流水を上水道に利用する「上越利水総合開発事業」が計画された。三者共同によるこの事業は、昭和40年8月に着工し、同44年3月に竣工した。これと同時に城山浄水場も完成し、待望の河川表流水(35,000㎡/日)が両市の水道管に流れたのである。

● 合併前の上越市

昭和46年4月29日に、高田、直江津両市が合併して上越市が誕生。

昭和 49~55 年度に、第 1 次拡張事業を実施。城山浄水場の取水能力も日量 52,500 ㎡に増強され、地下水源を合わせると一日最大 82,000 ㎡の配水能力を持つに至った。しかし、名立川等の河川流況は季節的に不安定で、水利権取水量(毎秒 0.6 ㎡)を確保できない時期が往々に発生した。

また、将来的な水需要の増加による水不足は、本市のみならず近隣市町村においても同様で、 地下水以外に水源を求めることができない町村もあり、お互いに新たな水源開発を模索していた ところであった。

昭和 48 年、一級河川関川水系正善寺川の洪水調節を目的に、新潟県がダム計画の実地調査に入るのを契機に、市町村の行政区域を超えた水道の広域化が大きくクローズアップされた。折しも厚生省でも水道の広域化に向けた水道法改正の動きがあり、また、県においても上越地域における水道の広域化を強く指導していた時期でもあった。

昭和49年3月、上越市をはじめとする10ヵ市町村で上越地域広域水道推進協議会を設置し、多くの議論を重ねた結果、最終的に上越市、新井市、柿崎町、大潟町、吉川町、板倉町、頸城村、三和村、清里村の9ヵ市町村で、昭和51年7月に「上越地域水道用水供給企業団」(企業長=上越市長)が設立された。これにより、正善寺ダム、柿崎川ダム等、ダム水を水源として、最終的には一日当たり82,000㎡を構成市町村へ給水する計画が樹立されたのである。

その後、本市では昭和56年度から第2次拡張事業に着手し、西部地区へは昭和56~58年度に、正善寺地区へは58~59年度に、それぞれ拡張工事を実施した。この結果、水道普及率は99.9%となり、市民皆水道をほぼ達成するに至ったのである。また、昭和59年10月には、企業団の第一水源である正善寺ダムが完成。昭和60年4月から待望のダム水の受水が開始され、昭和62年9月からは一日当たり25,760㎡の契約で受水が行われた。平成15年7月には、企業団の第二水源である柿崎川ダムが供用を開始し、一日当たり39,250㎡に増量され、上越市の給水量の約半分がダム水となった。

● 旧安塚町

昭和36年6月に安塚簡易水道事業を創設し、53年から56年にかけて拡張工事を行った。 昭和59年から63年にかけては、全町水道を目指し、59年に船倉地区、60年に真荻平地区、61年に伏野地区、平成元年に須川地区で簡易水道事業を開始。平成2年と5年には須川簡易水道の拡張工事を行った。

● 旧浦川原村

昭和52年3月に浦川原簡易水道事業を創設。その後、谷地区、中保倉地区でも簡易水道事業を 開始。平成10年度から13年度にかけて、浦川原簡易水道で水量増加と基幹改良を目的に拡張工 事を行った。

平成 16 年 11 月には、3 簡易水道(浦川原、谷、中保倉)と 5 小規模水道(小麦平、小蒲生田、 坪野、法定寺、真光寺)を浦川原簡易水道事業に統合した。

● 旧大島村

昭和31年6月に大島簡易水道事業を創設し、35年6月に板山地区、52年5月に旭地区でも簡易水道事業を開始した。平成3、4年度には、旭簡易水道で水使用量の増加に伴う水量不足を解消するため拡張工事を行った。また、平成5年度から3ヵ年計画で、人口の86.8%を占める大島簡易水道で赤倉浄水場を建設し、水量不足の解消に努めた。

● 旧牧村

昭和44年9月に牧簡易水道事業を創設し、47年に給水を開始した。昭和48年から全村水道を 目指して2期拡張工事を始め、51年に全村給水となった。

水需要の増加や経年劣化等による破損事故の多発等の理由から、平成6年度から21年度まで配水管の布設替、管種変更等の基幹改良工事を行った。

● 旧柿崎町

上水道事業は、昭和44年3月に事業を創設し、給水を開始した。その後、町勢発展に伴う給水量の増加に対処するため、昭和54年に一日最大給水量を4,100㎡とする第一次拡張を行った。

昭和59年には上越地域水道用水供給企業団からの受水を加える第二次拡張工事を、平成14年には給水量の増加と上下浜浄水場の浄水方法の変更に伴う第三次拡張工事を行った。

簡易水道事業は、昭和 42 年に小萱地区簡易水道を創設、44 年には東横山地区、63 年には黒川地区に簡易水道事業を創設し給水していたが、平成 16 年に 3 簡易水道(小萱、東横山、黒川)と 3 小規模水道(北黒岩、水野・下牧、南黒岩)を柿崎簡易水道事業に統合した。

● 旧大潟町

個人の井戸や浅井戸による小規模な水道組合により給水されていたが、衛生面や水質への不安解消のため、昭和44年に県が実施した水道施設整備統合基本調査等に基づき全町を給水区域として上水道計画を策定し、47年2月に認可を得て工事着手、48年10月に一部給水開始、49年7月に全町給水を開始した。

昭和59年度、上越地域水道用水供給企業団の正善寺ダムの完成により、60年4月から1,500㎡/日を受水、62年9月からは2,820㎡/日、平成15年7月には柿崎川ダムが完成したことにより4,300㎡/日の受水が可能となり、地下水からダム水への転換を図った。また、15年度には、機械制御、監視等の集中監視システムを導入した。

● 旧頸城村

昭和31年9月から大瀁村簡易水道事業として、西福島一区に信越化学工業㈱から受水し給水を開始した。その後昭和32年4月1日に大瀁村と明治村が合併し頸城村が誕生したが、鉄分多量の赤水を家庭ろ過で飲用していた状態であったため村営水道の要望が高まり、昭和35年1月、上水道事業を創設し工事に着手した。また、60年に上越地域水道用水供給企業団から受水を開始。その後、人口の増加に伴う水量不足に対応するため、平成6年3月に事業経営変更認可を受けた。

● 旧吉川町

昭和 45~46 年度に創設した吉川簡易水道(原之町他 5 集落)や 48 年度に創設の旭簡易水道(梶他 7 集落)を始めとする簡易水道、小規模水道を合わせても(9 施設)普及率は 50%を満たさず町民の半数が浅井戸、横井戸等にて飲料水の確保に努めていた。

こうした中、新潟県が打ち出した広域水道整備計画に合わせて上越地域水道用水供給企業団が発足。水源不足に悩んでいた町は、この機会に広域水道整備計画に参加し上水道事業を計画した。 既存の吉川、旭簡易水道の配水管も利用し、未給水区域と合わせて上水道として整備する計画で 昭和54年4月に事業を創設。

昭和54~59 年度に施設整備を行い、60 年 4 月から全町(川谷、石谷、上名木、名木山を除く) に給水を開始した。

上水道の給水区域外であった川谷集落と石谷集落では、湧水を飲料水として利用していたため、 保健衛生面の不安解消や住民の定住を図ることを目的に国の農村地域定住促進対策事業により、 昭和59~61年に施設の整備を行い、小規模水道として給水を開始した。

● 旧中郷村

一部地域を除いて比較的地下水に恵まれており、各家庭では井戸を持っていたため、水道事業は全国的に見ても遅いスタートとなった。

上水道創設工事は、昭和52年~60年度の9年間にわたり防衛庁の補助事業として取り組み、従来の2簡易水道を上水道に統合した。事業は昭和53年3月に創設し、61年4月に全村供給を開始した。

● 旧板倉町

昭和43年3月に2簡易水道を統合し、水道事業を創設し給水を開始した。その後、49年の第1次拡張、54年の第2次拡張と給水区域を拡張し、60年に上越地域水道用水供給企業団の発足に併せ第3次拡張の事業認可を受け、山部地区に配水池を築造した。

また平成16年10月に3簡易水道(寺野、筒方、菰立)を上水道に統合した。

● 旧清里村

村の飲料水は各戸の浅井戸と湧水に依存していたが、昭和48年5月に簡易水道の事業認可を受け、4年間で6億5千万円を投じる工事に着手し、52年より給水を開始した。創設当時は、青柳地内の坊ヶ池(表流水)を水源に給水を始めたが、集落排水の整備や生活水準の向上により給水需要が格段に増加した。これに対応するため、上越地域水道用水供給企業団からの受水を開始するとともに、平成12年には膜ろ過による浄水施設を増設した。

● 旧三和村

村の飲料水は浅井戸及び表流水に依存していたが、水質、水量の減少から環境面での公衆衛生の向上が求められていた。これを受け、昭和37年12月に多能ダム(表流水)を水源として、三和村広域簡易水道の事業認可を受け、翌年7月に工事に着手、39年11月に供用開始、40年3月に竣工、43年4月には公営企業法の全部適用を受けた。その後、44年に山高津、55年に桑曽根、そして58年には払沢及び浦川原村大印内新田と3回の区域拡張工事を行った。60年には上越地域水道用水供給企業団からの受水を開始し、浄水の確保を行った。

また、平成6年の渇水を教訓に、渇水や災害にも強い水道施設の整備を行うため、平成7年に 地下水源開発により法花寺浄水場を建設し、日量1,300㎡の水源確保を行った。

● 旧名立町

町の水道事業は名立大町小泊簡易水道として昭和31年6月より給水を開始したが、水源(湧水)の枯渇により、47年に拡張事業に着手、50年より既存水源のほか、柴谷川表流水を新水源として全町給水を開始した。

平成2年度からは水需要の拡大と柴谷川水源の水質悪化に対応するため、第2次拡張事業に着手、10年度には建設予定の大規模観光施設に対応するため、第3次拡張事業に着手したが、夏期水需要不足が懸念されたため、12年度に対応策として第4次拡張事業で第5水源(地下水)を増設した。

その後も観光施設の水需要拡大が続いたため、平成16年度には第5次拡張事業に着手、枯渇した第4水源を廃止し、新たに第6水源を設けた。

◇ 上越市

平成 17 年 1 月 1 日、上越地域周辺 13 町村(安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町)と合併。

水道事業については、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、三和村の7上水道 事業と清里村簡易水道事業を上越市の上水道事業に統合。また、安塚町、浦川原村、大島村、牧 村、柿崎町、名立町の12の簡易水道事業を引き継いだ。

平成25年3月の上越地域水道用水供給企業団の解散に伴い、平成25年4月に用水供給事業を譲り受け、妙高市へ水道用水の供給を開始した。

平成29年4月1日、簡易水道事業及び小規模水道事業を水道事業に統合した。

(2) 主 要 年 譜

旧高田市、旧直江津市

- ○大正13年 3月 旧高田市 上水道布設工事実施認可
- 15年 6月 " 825 戸へ給水開始
- ○昭和11年 9月 旧直江津町 水道組合設立
- 12年 1月 " 142 戸へ給水開始
- 29年 5月 旧直江津市 水道事業経営認可
- 〇 40年 8月 新潟県 上越利水総合開発事業 着工
- 41年10月 水利使用の許可(名立川・桑取川水系)
 - 旧高田市 0.23 m³/s (日量20,000 m³)
 - ・旧直江津市 0.17 m³/s (日量15,000 m³)
- 43年11月 旧高田市 水利使用の変更許可(取水口、工作物の変更)
 - 12月 旧高田市 城山浄水場 完成(処理能力35,000㎡/日)
- 〇 44年 3月 新潟県 上越利水総合開発事業 竣工

合併前の上越市

- ○昭和46年 4月 上越市 誕生
 - " 水道料金議決 (38円30銭/m³)
 - 11月 水道事業経営認可
- 49年 3月 水道事業変更認可 (第一次拡張事業)
- 50年 3月 料金改定議決 (49円22銭/m³、改定率 29.53%)
- 51年 7月 上越地域水道用水供給企業団 設立

(上越市、新井市、柿崎町、大潟町、吉川町、板倉町、頸城村、清里村、三和村の9市町村)

- 9月 水道事業変更認可 (第一次拡張変更事業)
- 12月 水利使用の変更許可(取水量の増量)
 - •取水量 0.60 m³/s (日量52,500 m³)
- 52年 3月 城山 P C 配水池 完成 (容量 6,300 m³)

(*城山の配水池容量はRCと合せて合計で13,270㎡)

- 12月 城山浄水場 增設工事 完成(処理能力52,500㎡/日)
- 53年 2月 県が新潟県水道整備基本構想に基づく「上越地域広域的水道整備計画」を策定
- 54年 3月 城山浄水場 排水処理施設完成
 - 9月 料金改定議決 (58円51銭/㎡、改定率 18.87%)
 - 10月 上越地域水道用水供給企業団が水道用水供給事業の経営認可を受ける
- 56年 7月 水道事業変更認可(第二次拡張事業)
 - ・計画給水人口:161,300人 ・計画一日最大給水量:104,460㎡
- 57年 3月 料金改定議決 (76円40銭/m³、改定率 29.49%)
- 59年 6月 ガス水道局庁舎完成
 - 10月 上越地域水道用水供給企業団 正善寺ダム完成
- 60年 3月 企業団第一浄水場 一部完成(処理能力20,000㎡/日)
 - " 受水施設完成(深谷浄水場・藤新田受水場)
 - " 料金改定議決 (98円18銭/m³、改定率 29.92%)
 - 4月 企業団より受水開始

(旧上越市 60年度 14,150m³/日:61年度 12,806m³/日)

【旧柿崎町 1,007㎡/日、旧大潟町 1,500㎡/日、旧頸城村 1,140㎡/日、

| 旧清里村 400m³/日、旧三和村 304m³/日

- ○昭和61年 3月 水利使用許可の更新(名立川・桑取川水系) ・更新期間 昭和61年4月1日~昭和71年3月31日 \bigcirc 62年 8月 企業団 第一浄水場 全量完成(処理能力40,000㎡/日) 9月 受水量増量 「旧上越市 25,760㎡/日、旧柿崎町 2,010㎡/日、旧大潟町 2,820㎡/日、 | 旧頸城村 2,290㎡/日、旧三和村 610㎡/日 企業団より受水開始(旧吉川町 1,070㎡/日、旧板倉町 1,230㎡/日) 料金改定議決(121円79銭/㎡、改定率 24.17%) ○平成元年 3月 料金改定議決 (消費税導入のみ) \bigcirc 2年 3月 上水道管網シミュレーションシステム 導入 \bigcirc 3年 2月 南城浄水場 配水ポンプ施設更新工事 完成 3月 配水管整備基本計画 策定 \bigcirc 4年 4月 石綿セメント管更新事業 開始 10月 城山RC配水池 内部防水工事 完成 (平成3~4年度実施) \bigcirc 5年 3月 上越市水道事業基本計画 策定 " 料金改定議決 (137円51銭/m°、改定率12.43%) \bigcirc 6年 3月 上越市水道水源保護条例 制定 9月 和田1, 2号井 完成 (緊急渇水対策) 11月 和田浄水場 完成(能力 3,000㎡/日) \bigcirc 7年 3月 水道事業変更認可(和田浄水場建設に伴う認可) • 計画目標年度: 平成21年度 · 計画給水人口:161,300人·計画一日最大給水量:104,460㎡ 7月 和田3号井 掘削完了 \bigcirc 8年 3月 水利使用許可の更新(名立川・桑取川水系) ・更新期間 平成8年4月1日~平成18年3月31日 料金改定議決(157円87銭/㎡、改定率13.96%) 11月 毎月検針に移行(水道のみの地区は隔月) " 深谷浄水場 除鉄・除マンガン設備 完成 \bigcirc 9年 3月 料金改定議決 (消費税等3%→5%) \bigcirc 10年 2月 ISO 14001 認証取得 9月 和田浄水場 増設工事完成(能力 9,500㎡/日) 検針にハンディーターミナルを導入 10月 \bigcirc 11年12月 城山浄水場 非常用自家発電設備 完成 \bigcirc 12年 3月 城山浄水場 PC配水池緊急遮断弁設備 完成 # 料金改定議決(174円18銭/m³、改定率9.44%) \bigcirc 13年 3月 石綿セメント管更新事業 完了 城山浄水場 薬品注入設備更新 (液体塩素→次亜塩素酸ナトリウム) \bigcirc 14年 7月 南城浄水場 除鉄・除マンガン設備工事 完成 \bigcirc 15年 3月 企業団第二浄水場 完成(処理能力21,000㎡/日) 6月 城山RC配水池 内外部補修工事 完成(平成14~15年度実施)
 - - 富岡分岐場完成
 - 7月 上越地域水道用水供給企業団 柿崎川ダム供用開始
 - 企業団第二浄水場給水開始 IJ
 - 受水量増量

旧上越市 39,250㎡/日、旧柿崎町 3,060㎡/日、旧大潟町 4,300㎡/日、 旧頸城村 3,490㎡/日、旧吉川町 1,630㎡/日、旧板倉町 1,870㎡/日、 【旧清里村 610㎡/日、旧三和村 930㎡/日

- ○平成16年 3月 料金改定議決 (190円47銭/m³、改定率8.62%)
 - 6月 深谷浄水場 高圧受電設備更新工事 完成

旧安塚町

- ○昭和36年 6月 安塚地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口:3,500人・計画一日最大給水量:525㎡
- 53年 3月 安塚地区簡易水道事業変更認可(第一回変更事業)
 - ·計画給水人口:4,200人・計画一日給水量1,131㎡
- 56年 3月 安塚地区簡易水道事業変更認可(第二回変更事業)
- 58年 4月 真荻平地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口:275人・計画一日最大給水量:113㎡
- 59年 4月 船倉地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口:320人・計画一日最大給水量:67m3
 - 10月 須川地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口:275人・計画一日最大給水量:127㎡
- 60年 6月 伏野地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口:160人・計画一日最大給水量:73㎡
- 〇平成 2年 3月 須川地区簡易水道事業変更認可(第一回変更事業·水量拡張)
- 5年3月 須川地区簡易水道事業変更認可(第二回変更事業・浄水方法変更、水量拡張)

旧浦川原村

- ○昭和52年 3月 浦川原地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口:3,900人・計画一日最大給水量:1,239.0m³
- 56年 7月 谷地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口:180人・計画一日最大給水量:81.7m3
- 61年 7月 中保倉地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口:102人・計画一日最大給水量:41.7m³
- ○平成10年 3月 浦川原地区簡易水道事業変更認可
 - ・計画給水人口:4,000人・計画一日最大給水量:1,801.0m³
- 16年11月 浦川原簡易水道事業変更認可

3簡易水道(浦川原, 谷, 中保倉)と、5小規模水道(坪野, 法定寺, 真光寺, 小蒲生田, 小麦平)の事業 統合

·計画給水人口:4,135人·計画一日最大給水量:1,775㎡

旧大島村

- ○昭和31年 6月 大島簡易水道事業認可
- 35年 6月 板山簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口:120人・計画一日最大給水量:30㎡
- 52年 5月 旭簡易水道事業認可
- 53年 3月 大島簡易水道事業変更認可(第一回変更事業・水量拡張、区域拡張)
- 57年 4月 大島簡易水道事業変更認可(第二回変更事業・保倉簡易水道の統合)
- ○平成 3年 4月 旭簡易水道事業変更認可
 - ·計画給水人口:310人·計画一日最大給水量:238㎡
- 5年 3月 大島簡易水道事業変更認可 (第三回変更事業)
 - ·計画給水人口: 2,435人·計画一日最大給水量: 976㎡
- 〇平成 8年 3月 大島簡易水道赤倉浄水場完成(取水量、処理能力:351.2m³/日)

旧牧村

- ○昭和44年 9月 牧村簡易水道事業創設認可
- 48年 6月 牧村広域簡易水道事業変更認可 (第一回変更事業・区域拡張)
- 51年10月 牧村広域簡易水道事業変更認可(第二回変更事業・取水地点変更)
- 52年12月 牧村広域簡易水道事業変更認可(第三回変更事業・浄水方法変更)
- 〇平成 5年 3月 牧村簡易水道事業変更認可(第四回変更事業·取水地点変更)
- 6年 3月 牧村簡易水道事業経営変更認可(給水量変更)

旧柿崎町

- 〇昭和44年 3月 水道事業認可
 - ・計画給水人口:8,000人・計画一日最大給水量:1,840m³
- 〇 45年 3月 水道事業認可
 - ・計画給水人口:10,300人・計画一日最大給水量:2,200㎡
- 54年 3月 水道事業変更認可 (第一次拡張事業)
 - ·計画給水人口:11,000人·計画一日最大給水量:4,100㎡
- 59年 5月 水道事業変更認可(第二次拡張事業)
 - ・計画給水人口:11,610人・計画一日最大給水量:5,160m³
- ○平成 6年 4月 石綿セメント管更新事業 開始
- 14年 3月 水道事業経営変更認可(第三次拡張事業)
 - ・計画給水人口:10,650人・計画一日最大給水量:6,470m3
- 16年11月 柿崎簡易水道事業変更認可
 - 3簡易水道(黒川, 小萱, 東横山)と、3小規模水道(水野・下牧, 北黒岩, 南黒岩)の事業統合
 - ・計画給水人口:1,190人・計画一日最大給水量:458㎡

旧大潟町

- ○昭和47年 2月 水道事業認可
 - ・計画給水人口:12,000人・計画一日最大給水量:3,600㎡
- 49年 3月 水道事業変更認可(第一次拡張事業・急速ろ過機設置)
- 51年 4月 水道加入金制度 採用
- 59年 6月 水道事業変更認可(第二次拡張事業・第3号井さく井)
 - ・計画給水人口:12,660人・計画一日最大給水量:6,060m³
- 60年 9月 水道事業変更届出 (第三次拡張事業・配水池増設)
- ○平成12年 3月 水道事業経営変更認可
 - ・計画給水人口:10,950人・計画一日最大給水量:8,200㎡
 - 12月 石綿セメント管更新事業 完了
- 16年 3月 集中監視システム導入

旧頸城村

- ○昭和35年 1月 水道事業認可
 - ・計画給水人口:8,000人・計画一日最大給水量:1,440㎡
- 〇 47年 1月 水道事業変更認可(第一次拡張事業)
 - 計画給水人口:8,800人・計画一日最大給水量:3,080㎡
- 60年 3月 水道事業変更認可(第二次拡張事業)
 - ・計画給水人口:9,000人・計画一日最大給水量:4,480m³
- ○平成 6年 3月 水道事業経営変更認可
 - ・計画給水人口:11,800人・計画一日最大給水量:7,000㎡

旧吉川町

- ○昭和54年 4月 水道事業認可
 - ・計画給水人口:7,100人・計画一日最大給水量:2,483m³
- 60年 4月 小規模水道川谷地区給水開始
 - ・計画給水件数:20件・計画一日最大給水量:13.8㎡
- 62年 4月 小規模水道石谷地区給水開始
 - ·計画給水件数:15件·計画一日最大給水量:11.0㎡

旧中郷村

- ○昭和53年 3月 水道事業認可
 - ・計画給水人口:5,750人・計画一日最大給水量:2,640m³
- 60年 4月 水道事業変更認可(第一次拡張事業)

旧板倉町

- ○昭和43年 4月 水道事業認可
 - ・計画給水人口:7,000人・計画一日最大給水量:1,200㎡
- 49年 3月 水道事業変更認可(第一次拡張事業)
 - · 計画給水人口:5,740人・計画一日最大給水量:2,000㎡
- 54年 8月 水道事業変更認可 (第二次拡張事業)
 - ·計画給水人口:6,500人·計画一日最大給水量:3,600㎡
- 60年 6月 水道事業変更認可 (第三次拡張事業)
 - ·計画給水人口:6,760人·計画一日最大給水量:4,430㎡
- ○平成16年 3月 水道事業変更認可
 - ・計画給水人口: 6,320人・計画一日最大給水量: 3,400㎡
- 8月 寺野、筒方、菰立簡易水道を上水道に統合
 - ・計画給水人口:8,970人・計画一日最大給水量:4,146㎡

旧清里村

- ○昭和48年 5月 清里村簡易水道事業認可
 - ·計画給水人口:4,100人·計画一日最大給水量:851㎡
- ○平成13年 3月 簡易水道事業経営変更認可
 - ・計画給水人口:4,000人・計画一日最大給水量:2,100㎡

旧三和村

- ○昭和37年12月 三和村広域簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口:8,000人・計画一日最大給水量:1,350㎡
- 〇 44年 3月 水道事業変更認可(第一次拡張事業)
- 55年 7月 水道事業変更認可 (第二次拡張事業)
- 58年 5月 水道事業変更認可 (第三次拡張事業)
 - ・計画給水人口:7,300人・計画一日最大給水量:2,960㎡
- ○平成 7年 7月 水道事業変更認可 (第四次拡張事業·法花寺浄水場建設)
 - ·計画給水人口:6,450人·計画一日最大給水量:3,710㎡

旧名立町

- ○昭和31年 6月 名立町大町小泊簡易水道事業経営認可
 - ·計画給水人口: 2,640人 ·計画一日最大給水量: 409㎡

- 47年5月 名立町簡易水道事業変更認可(第一回変更事業・不動浄水場建設)
 - ・計画給水人口:4,500人 ・計画一日最大給水量:975.5m³
- ○平成 2年 3月 簡易水道事業変更認可(第二回変更事業)
 - ·計画給水人口:3,770人·計画一日最大給水量:1,229㎡
- ○平成11年 3月 簡易水道事業変更認可(第三回変更事業)
 - ·計画給水人口:3,290人·計画一日最大給水量:1,480㎡
- 12年 8月 簡易水道事業変更認可(第四回変更事業・第5水源新設)
 - 計画給水人口:3,300人・計画一日最大給水量:1,480㎡
- 16年12月 簡易水道事業変更認可(第五回変更事業・第4水源廃止、第6水源新設)
 - ·計画給水人口:3,300人·計画一日最大給水量:1,630m³

上越市

- ◇平成16年12月 上水道事業変更届出(合併に伴う町村の水道事業を譲受け)
 - ·計画給水人口:226,970人·計画一日最大給水量: 141,209㎡
- ◇ 17年 1月 上越地域周辺13町村と合併
 - 柿崎区,大潟区,中郷区,頸城区,吉川区,板倉区,清里区,三和区,名立区に営業所を開設(9営業所)
 - "各簡易水道事業の経営認可申請書の記載事項変更届提出(代表者の変更等)
 - " 柿崎、名立簡易水道事業が地方公営企業法の全部適用へ移行し、ガス水道 局の所管となる
 - " 緊急時画像通信システム導入
 - " 衛星携帯電話導入(本局舎3台・営業所9台)
 - 3月 本庁舎北側敷地に非常用自家発電設備を設置
 - ル 上越地区のマッピングシステム完成(合併前の上越市の区域)
 - " CAD設計積算システム導入
 - 4月 安塚区、浦川原区、大島区、牧区の各簡易水道事業が地方公営企業法の全部適 用へ移行し、ガス水道局の所管となり、東部営業所(安塚区,浦川原区,大島区)、 牧区営業所を開設(11営業所)
 - 10月 大潟区、清里区、名立区において水道料金の激変緩和措置(平成21年11月分検 針分まで)を講じたうえで合併前上越市の料金に統一
 - 12月 船倉簡易水道事業変更認可 (第一回変更事業・浄水方法の変更)
- ◇ 18年 4月 清里区、牧区営業所を統合し南部営業所に名称変更(10営業所)
 - 7月 大島簡易水道事業変更届出 (第三回変更の軽微な変更) 給水区域拡張 (岡地区)
- ◇ 19年 3月 柿崎簡易水道事業変更認可(水源の種別の変更・浄水方法の変更)
 - 4月 柿崎区営業所と吉川区営業所を統合し北部営業所に名称変更 頸城区営業所、三和区営業所、名立区営業所を本局に統合(6営業所)
 - 6月 名立簡易水道事業変更認可(取水地点の変更)
- ◇ 20年 3月 中ノ俣簡易水道事業変更認可(浄水方法の変更・取水地点の変更)
 - " 料金改定議決 (214円2銭/㎡、改定率11.50% 7月分料金から各区の水道料金の激変緩和措置 (平成21年11月分検針分まで)を講じたうえで合併前上越市の料金に統一)
 - 4月 板倉区営業所を南部営業所に統合(5営業所)
 - " 上水道事業変更認可(浄水方法の変更・取水地点の変更)
 - ・計画給水人口:190,195人・計画一日最大給水量: 104,857m³
 - 11月 柿崎簡易水道事業(一部)、上越地域水道用水供給企業団から受水開始
- ◇ 21年 6月 上水道事業変更認可(浄水方法の変更)
 - 12月 激変緩和措置終了に伴い、完全料金統一(平成21年12月分検針から)

- ◇平成22年 3月 中ノ俣浄水場紫外線処理施設 完成(処理能力48.0㎡/日)
 - 22年11月 板倉区寺野浄水場紫外線処理施設 完成(処理能力447㎡/日)
- ◇ 23年 1月 局庁舎1階に料金センター開設
 - 3月 安塚区船倉簡易水道事業変更届出 (計画給水人口及び計画ー日最大給水量の軽微な変更)
 - 4月 ガス水道料金等徴収業務委託実施
 - # 企業団からの受水に係る責任水量が、月間制から年間制(67.5/100)に変更
 - 9月 柿崎区柿崎簡易水道事業変更認可(取水地点の変更) 安塚区真荻平簡易水道事業変更認可(取水地点の変更)
- ◇ 24年 9月 水道事業変更届出 (給水区域の拡張)
- ◇ 25年 2月 水道事業変更認可(取水地点・浄水方法・水源の変更、計画給水人口・計画ー 日最大給水量の変更)
 - 4月 上越地域水道用水供給企業団解散による事業継承 計画給水人口:186,516人・計画一日最大給水量:91,145㎡ 事業継承に伴い、用水供給事業を創設 給水対象:妙高市・計画一日最大給水量:3,060㎡
- ◇ 26年 3月 水道料金変更の届出(消費税率の引き上げに伴う料金の改定 5%→8%)
- ◇ 29年 1月 簡易水道事業経営廃止許可
 - 2月 小規模水道事業(吉川区川谷、石谷)経営廃止許可
 - 3月 水道事業変更認可(13簡易水道事業及び2小規模水道事業を統合)※ ル 上猪子田浄水場及び真光寺浄水場(浦川原区)廃止
 - 4月 大潟区営業所を北部営業所に統合(4営業所)
- ◇令和元年 9月 水道料金変更の届出 (消費税率の引き上げに伴う料金の改定 8%→10%) ⇒令和元年10月1日実施
 - 11月 多能浄水場 (三和区) 廃止
- ◇ 2年10月 ガス水道局庁舎新築工事竣工 ⇒令和2年11月24日業務開始
- ◇ 3年 3月 使用日数に応じて日割計算とする方法への変更に伴う上越市水道事業給水条例の 一部改正(令和3年9月1日実施)
 - 4月 中郷区営業所を南部営業所に統合し、板倉区総合事務所内に移転(3営業所)
- ◇ 5年 2月 水道事業の経営指針・実施計画として「上越市第3次水道事業中期経営計画」を 策定

※〈参考〉

小規模水道は市長部局(健康づくり推進課)が所管

小規模水道:給水人口30人以上100人以下の水道(新潟県小規模水道条例に基づく県知事許可) 簡易水道:給水人口101人以上5,000人以下の水道(水道法に基づく県知事認可)

2 事業の諸元

(1) 事業所の名称・所在地

(1) 事業別の名称・別任地					
事業所		担当区域			住所
	上		越		
本局	頸	城	区	新潟県上越市	春日山町3丁目1番63号
747	三	和	区	771 100 71 11 200 11	
	名	立	区		
	柿	崎	区		
北部営業所	吉	Ш	区	11	柿崎区直海浜1386番地
	大	潟	区		
	中	郷	X		
南部営業所	板	倉	区	"	板倉区針722番地1
用即音未加	清	里	区	"	似后 区班 1 名名 田地 1
	牧		区		
	安	塚	区		
東部営業所	浦	川原	区	IJ	浦川原区釜淵 5 番地
	大	島	区		
浄水センター	広垣	或・用水包	共給	II	大字岩木2036番地

(2) 浄水場の名称・所在地

	地区		浄水場名		位 置
			^{しろやま} 城 山 浄 水 場	新潟県上越市	大字灰塚920番地
F:		越	ぶかや 深谷浄水場	IJ	大字三ッ橋840番地
		JEW.	カーだ和 田 浄 水 場	II	大字寺町94番地
			なかの また中 ノ 俣 浄 水 場	IJ	大字中ノ俣3273番地3
	遠・ 月		しょうぜんじ 正善寺浄水場	IJ	大字岩木2036番地
供;	給 施	設	かきざき がわ 柿 崎 川 浄 水 場	IJ	柿崎区上中山1番地
			^{お がや} 小 萱 浄 水 場	IJ	柿崎区小萱1783番地
			ひがしよこやま東横山浄水場	IJ	" 旭平2348番地
柿	崎	区	またくろ いわ北黒岩浄水場	IJ	" 黒岩1419番地
			みなみろ いわ南 黒 岩 浄 水 場	IJ	# 黒岩2878番地
			みず のしもまき 水野下牧浄水場	IJ	ル 水野2179番地
			かわだにかみ川谷上浄水場	IJ	吉川区川谷3369番地
吉	Ш	区	かわだにしも川谷下浄水場	IJ	" 川谷1155番地
			いしだに 石谷浄水場	IJ	7 石谷字上村236番地
中	郷	区	^{なかごう} 中郷浄水場	II	中郷区稲荷山623番地1
			ゃょごし 山 越 浄 水 場	II	板倉区山越字山田745番地3
板	倉	区	で の 寺 野 浄 水 場	IJ	ル 人々野字柄山4313番地
			筒 方 浄 水 場	II	" 筒方字ジクタメキ2648番地
清	里	区	_{あおやなぎ} 青 柳 浄 水 場	II	清里区青柳3474番地
三	和	区	法花寺浄水場	11	三和区法花寺59番地1

地区	浄水場名		位 置
	きりこし 切越浄水場	新潟県上越市	安塚区切越字丸山323番地1
	おりた浄水場	11	# 朴ノ木字横道781番地
	ふなくら 船 倉 浄 水 場	11	" 上船倉字大峰3391番地
 安 塚 区	もおぎたいら 真荻平浄水場	II	" 真荻平字仲村7205番地
女 塚 匹	ぶすの 伏 野 浄 水 場	II	" 真荻平字袖牧4393番地14
	^{すがわ} 須川第1浄水場	11	7 須川字森6062番地乙
	^{すがわ} 須川第2浄水場	II.	″ 須川字森5939番地1
	^{すがわ} 須川第3浄水場	11	』 須川字払川3934番地
	こ や じま 小 谷 島 浄 水 場	II	浦川原区小谷島字入山1680番地1
	たに 谷 浄 水 場	11	" 谷字越道2386番地
 浦 川 原 区	こがもだ 小蒲生田浄水場	11	" 小蒲生田字越水140番地2
冊 / / / / / 区	法定寺浄水場	11	" 法定寺字大道857番地1
	っぽの 坪野浄水場	11	" 坪野字兎平1258番地2
	こ むぎ だいら 小 麦 平 浄 水 場	11	" 上猪子田字大熊谷2139番地
	しょう ぶ 菖蒲浄水場	11	大島区菖蒲字追倉2081番地3
大島区	赤倉浄水場	11	" 大平字島田4152番地1
	^{あさひ} 旭 浄 水 場	"	" 田麦字下村1090番地4
	いた やま 板 山 浄 水 場	II.	" 板山字東山1577番地2
牧 区	*** 牧 浄 水 場	11	牧区宇津俣881番地
名 立 区	ふ どう 不 動 浄 水 場	II	名立区東飛山字柳澤下2394番地

(3) 代表者氏名

・上越市ガス水道事業管理者 髙 橋 一 之 (令和3年4月1日就任)

(4) 職 員 数

・上 水 道 85名 ※管理者含む (令和5年4月1日現在)

(5) 事業認可、届出、許可

水道事業

 水道事業 		
旧高田市	大正13年 3月17日	上水道布設工事実施認可(内務省新土第17号)
旧直江津町	昭和11年 9月	水道組合設立
旧直江津市	昭和29年 5月29日	水道事業経営認可(厚生省新衛第340号)
	昭和46年11月18日	水道事業経営認可(厚生省環第825号)
	〃 49年 3月30日	水道事業変更認可(厚生省環第368号)
旧上越市	〃 51年 9月 7日	" (厚生省衛第529号)
	〃 56年 7月28日	" (厚生省衛第418号)
	平成 7年 3月27日	" (厚生省生衛第277号)
	昭和44年 3月29日	水道事業創設認可(新潟県指令環第448号)
	〃 45年 3月31日	水道事業変更認可 (新潟県指令環第443号)
	〃 48年 3月22日	" (新潟県指令生第544号)
旧柿崎町	〃 54年 3月12日	" (新潟県指令環第206号)
	〃 57年 4月 7日	" (新潟県指令環第219号)
	# 59年 5月28日	" (新潟県指令環第474号)
	平成14年 3月29日	リ (新潟県生衛第826号)
	昭和47年 2月17日	水道事業創設認可(新潟県指令環第174号)
	# 49年 3月30日	水道事業変更認可(新潟県指令環第341号)
旧大潟町	# 59年 6月 7日	リ (新潟県指令環第523号)
	" 60年 9月12日	水道事業変更届出
	平成12年 3月30日	水道事業変更認可(新潟県生衛第994号)
	昭和35年 1月29日	水道事業創設認可(新潟県指令環第154号)
	" 40年 1月 7日	水道事業変更認可(新潟県指令環第2443号)
旧頸城村	" 47年 1月 8日	" (新潟県指令環第12号)
1112/34/13	# 60年 3月28日	" (新潟県指令環第209号)
	平成 6年 3月31日	" (新潟県生衛第1073号)
旧吉川町	昭和54年 4月 2日	水道事業創設認可(新潟県指令環第473号)
	昭和53年 3月31日	水道事業創設認可(新潟県環衛第409号)
旧中郷村	" 60年 4月11日	水道事業変更認可(新潟県環衛第44号)
	昭和43年 3月 1日	水道事業創設認可(新潟県指令環第319号)
	# 49年 3月30日	水道事業変更認可(新潟県指令環第319号)
- I - A	" 54年 8月 1日	" (新潟県指令環第705号)
旧板倉町	" 60年 6月11日	リ (新潟県指令環衛第247号)
	平成16年 3月31日	リ (新潟県生衛第851号)
	〃 16年 8月26日	水道事業変更届出:寺野、筒方、菰立簡易水道の統合
	昭和48年 5月23日	水道事業創設認可(新潟県指令環第703号)
	# 49年 2月 1日	水道事業変更認可(新潟県指令環第115号)
旧清里村	# 61年 6月30日	" (新潟県指令環第297号)
	平成10年 3月27日	リ (新潟県指令生衛第827号)
	〃 13年 3月30日	" (新潟県生衛第1129号)
	昭和37年12月25日	水道事業創設認可 (新潟県指令環第2387号)
	# 44年 3月31日	水道事業変更認可(新潟県指令環第516号)
旧三和村	〃 55年 7月30日	リ (新潟県指令環第869号)
,,	" 58年 5月27日	" (新潟県指令環第438号)
	平成 7年 7月 6日	リ (新潟県環衛第298号)
	平成16年12月27日	水道事業変更届出:合併により8上水道事業、1簡易水道事業を統合
	" 20年 4月 8日	水道事業変更認可(厚生労働省発健第0408001号): 取水地点の変更、浄水方
		法の変更、計画給水人口の修正、計画一日最大給水量の修正
	# 21年 6月12日	水道事業変更認可(新潟県生衛第270号):浄水方法の変更
上越市	〃 24年 9月18日	水道事業変更届出:給水区域の拡張
	〃 25年 2月12日	水道事業変更認可(新潟県生衛第1034号):上越地域水道用水供給企業団水 道用水供給事業の譲り受けによる取水地点・浄水方法・水源の変更、計画給 水人口・計画一日最大給水量の変更
	』 29年 3月22日	水道事業変更認可(厚生労働省発生食0322第5号):13簡易水道事業及び2小 規模水道事業を統合
	令和 5年 3月17日	水道事業変更届出: 浄水方法の変更

② 水道用水供給事業

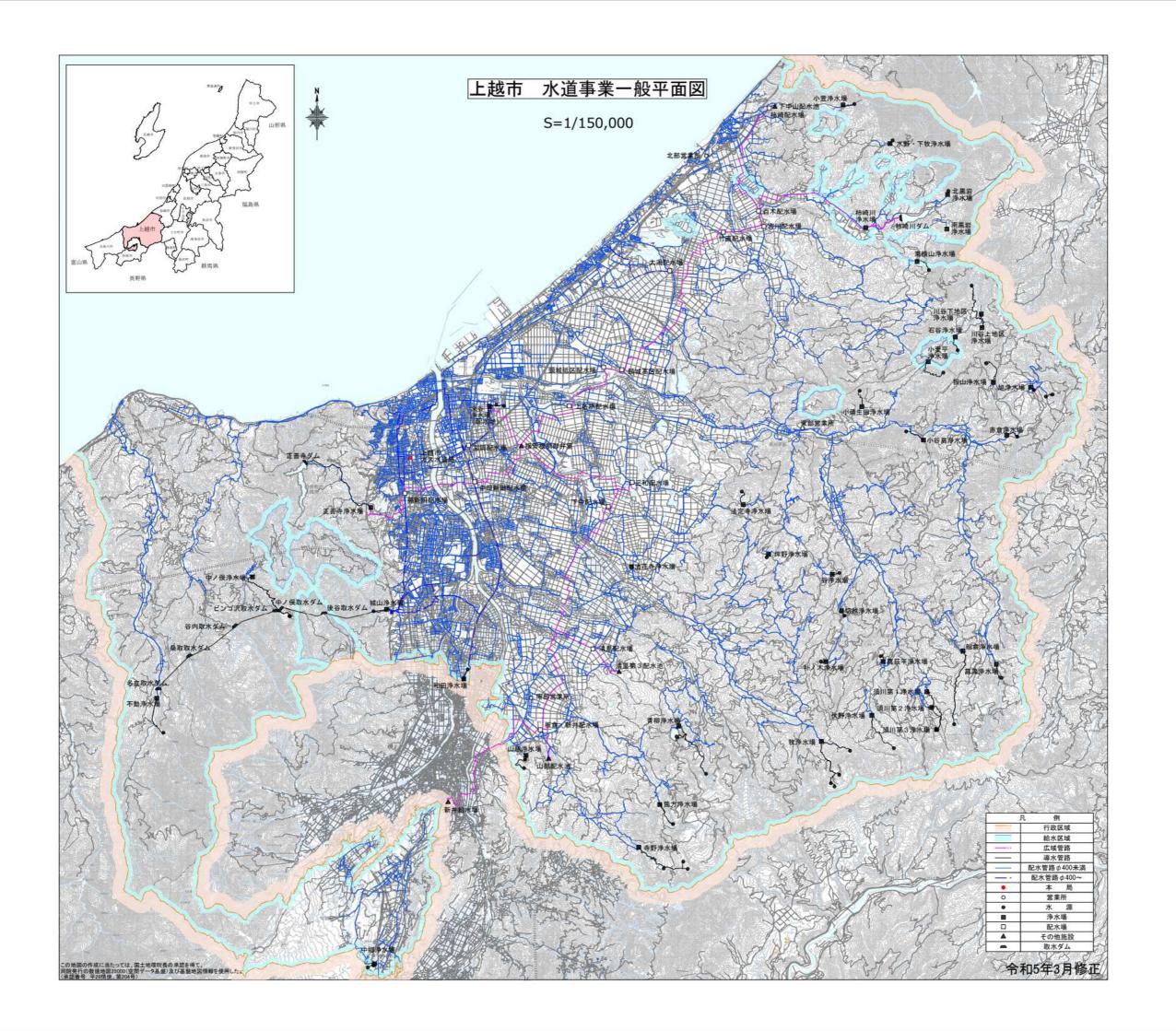
給水対象	妙高市	平成25年 2月 12日	水道用水供給事業創設認可	(新潟県生衛第1035号)

③ 旧簡易水道事業

③ 旧簡易水	迫事業		
		昭和49年 7月 5日	水道事業創設認可(新潟県指令環第686号)
上 越	中ノ俣簡易水道	平成20年 3月31日	水道事業変更認可 (新潟県生衛第955号)
		〃 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可(新潟県生衛第1006号)
		昭和36年 6月24日	水道事業創設認可 (新潟県指令第829号)
	安塚簡易水道	〃 53年 3月16日	水道事業変更認可 (新潟県指令環第584号)
	女啄間勿小坦	〃 56年 3月30日	" (新潟県指令環第240号)
		平成29年 1月17日	水道事業経営廃止許可 (新潟県生衛第1006号の2)
		昭和58年 4月28日	水道事業創設認可(新潟県指令環第308号)
	真荻平簡易水道	平成23年 9月30日	水道事業変更認可 (新潟県生衛第550号)
		〃 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可 (新潟県生衛第1006号の3)
		昭和59年 4月 9日	水道事業創設認可(新潟県指令環第237号)
安塚区	m A M 日 1.) 子	平成17年12月27日	水道事業変更認可(新潟県生衛第673号)
	船倉簡易水道	〃 23年 3月30日	水
		〃 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可 (新潟県生衛第1006号の4)
		昭和59年10月16日	水道事業創設認可(新潟県指令環第879号)
	海川林日小 学	平成 2年 3月26日	水道事業変更認可 (新潟県指令環衛第1037号)
	須川簡易水道 	ッ 5年 3月31日	" (新潟県環衛第1131号)
		〃 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可 (新潟県生衛第1006号の5)
		昭和60年 6月13日	水道事業創設認可 (新潟県指令環第240号)
	伏野簡易水道	平成29年 1月17日	水道事業経営廃止許可 (新潟県生衛第1006号の6)
	旧浦川原簡易水道	昭和52年 3月28日	水道事業創設認可(新潟県指令環第402号)
	旧浦川原簡易水道	平成10年 3月31日	水道事業変更認可 (新潟県生衛第900号)
₩WEF	旧谷簡易水道	昭和56年 7月15日	水道事業創設認可 (新潟県指令環第554号)
	· 旧中保倉簡易水道 昭和61年 6月27日 水道事業創設認可(新潟県指名	水道事業創設認可(新潟県指令環衛第288号)	
	**************************************	平成16年11月30日	水道事業変更認可(新潟県生衛第590号)
	浦川原簡易水道	" 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可 (新潟県生衛第1006号の7)
		昭和31年 6月 8日	水道事業創設認可(新潟県指令環第709号)
		# 53年 3月28日	水道事業変更認可(新潟県指令環第403号)
	大島簡易水道	" 57年 4月21日	" (新潟県指令環第272号)
		平成 5年 3月31日	" (新潟県指令環衛第1123号)
		〃 18年 7月18日	水道事業経営変更届出:給水区域の拡張
		# 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可 (新潟県生衛第1006号の8)
大島区		昭和52年 5月12日	水道事業創設認可(新潟県指令環第531号)
	旭簡易水道	平成 3年 4月30日	水道事業変更認可 (新潟県指令環衛第119号)
		" 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可 (新潟県生衛第1006号の9)
	板山簡易水道	昭和35年 6月23日	水道事業創設認可(新潟県指令環第968号)
			水迫事業経宮変更届出:計画給水人口及び給水重の
		" 57年 1月12日	変更
		平成29年 1月17日	水道事業経営廃止許可 (新潟県生衛第1006号の10)
		昭和44年 9月19日	水道事業創設認可(新潟県指令環第1526号)
		〃 48年 6月20日	水道事業変更認可(新潟県指令生第864号)
	牧簡易水道	″ 51年10月26日	" (新潟県指令環第1357号)
牧 区		" 52年12月23日	" (新潟県指令環衛第1016号)
		平成 5年 3月26日	" (新潟県環衛第1084号)
		" 6年 3月31日	" (新潟県環衛第1084号)
		〃 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可 (新潟県生衛第1006号の11)
	旧小萱簡易水道	昭和42年 7月10日	水道事業創設認可(新潟県指令環第1017号)
	旧東横山簡易水道	昭和44年 7月17日	水道事業創設認可 (新潟県指令環第943号)
	旧黒川簡易水道	昭和63年 3月31日	水道事業創設認可 (新潟県指令環衛第826号)
柿 崎 区		平成16年11月25日	水道事業変更認可 (新潟県生衛第587号)
	计性体 自 1.35	〃 19年 3月30日	" (新潟県生衛第991号)
	柿崎簡易水道	〃 23年 9月30日	" (新潟県生衛第551号)
		" 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可 (新潟県生衛第1006号の12)
		昭和31年 6月23日	水道事業創設認可(新潟県指令環衛第816号)
		# 47年 5月18日	水道事業変更認可 (新潟県指令生第275号)
		平成 2年 3月31日	// (新潟県指令環衛第1042号)
	E 1 45 = 1	" 11年 3月31日	" (新潟県生衛第871号)
名 立 区	名立簡易水道	" 12年 8月11日	" (新潟県生衛第408号)
		" 16年12月20日	// (新潟県生衛第608号)
		# 19年 6月26日	n (新潟県生衛第267号)
		" 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可 (新潟県生衛第1006号の13)
1	1	=0 1/111 H	

④ 旧小規模水道事業

	川谷地区	昭和61年8月25日	小規模水道敷設許可(新潟県指令上保衛第84号)	
吉川区	川在地区	平成29年2月 9日	小規模水道廃止許可(上保(生)第84の2号)	
	工公孙区	昭和62年3月31日	小規模水道敷設許可 (新潟県指令上保衛第228号)	
	石谷地区 平成29年2月 9日 小規模水道廃止許可(上		小規模水道廃止許可(上保(生)第84号)	



(6) 給水区域

① 水道

上越市及び妙高市大字広島の一部、広島3丁目、大字関山の一部(陸上自衛隊関山演習場内の隊員宿舎所在地に限る)

ただし、上越市の下記地区を除く

- ・大字塩荷谷、大字儀明、大字上湯谷、大字後谷、大字上綱子
- · 浦川原区大栃山
- ・柿崎区栃窪、犀ケ池新田、角取新田、城腰、芋島新田、猿毛新田、水野新田、岩野新田、米山寺新田、旭平
- 吉川区上名木、名木山
- ・中郷区稲荷山の一部(妙高市より給水)

② 水道用水供給

給水対象:妙高市

(7) 計画給水区域面積

水 道 : 627.18 km²(水道台帳より) 水道用水供給: 445.52 km²(水道台帳より)

(8) 計画給水人口

① 水道

計画給水人口	194,500 人	平成29年3月認可
計画一日最大給水量	80, 700 m ³	十八八八十八八 一十八八八 十八八 十八八 十八八 十八八 十八八 十八 十八 十八 十八 十八

② 水道用水供給

計画給水人口	22,838 人	亚比95年9月初司
計画一日最大給水量	$3,060 \text{ m}^3$	平成25年2月認可

(9) 水道料金表 (令和元年10月1日以降適用料金)

水道料金表 (1か月当たり:税込)

小坦1	平金衣 (1カゲ	<u> 1 日 に り・悅及)</u>	
	メーター口径	金額(円) 使用量 5㎡まで	
	13 m m	1, 232. 00	
I	20mm	2, 288. 00	
固定	25 m m	2, 398. 00	
料	30 m m	7, 282. 00	
金	40 m m	28, 204. 00	
	50 m m	55, 880. 00	
	75 m m	56, 980. 00	
	100 m m	177, 100. 00	
	$150\mathrm{m}\mathrm{m}$	180, 070. 00	
	使用水量	1㎡当たり	
従	6∼10 m³	56. 10	
量	11∼20 m³	171. 60	
料	21∼30 m³	183. 70	
金	31~100 m³	212. 30	
	101㎡以上	258. 50	
小衆	浴場用	: 各口径別料金の1/2	
ム外	従量料金	: 1㎡当たり71.50円	

※ 平成21年12月から激変緩和措置 終了に伴い、全市の料金を完全 統一。

(平成21年12月分検針より)

- ※ 平成26年4月水道料金を改定。 (消費税率引き上げに伴う改定)
- ※ 令和元年10月水道料金を改定。 (消費税率引き上げに伴う改定)

水道料金早見表

中国 日径 使用量	13mm 料金(円)	20mm 料金(円)	口径 使用量	13mm 料金(円)	20mm 料金(円)
0 m^3	1, 232	2, 288	×/11 =	4.1.77 (1.1)	4.17F (1.1)
1	1, 232	2, 288	51 m³	9, 523	10, 579
2	1, 232	2, 288	52	9, 736	10, 792
3	1, 232	2, 288	53	9, 948	11,004
4	1, 232	2, 288	54	10, 160	11, 216
5	1, 232	2, 288	55	10, 373	11, 429
6	1, 288	2, 344	56	10, 585	11, 641
7	1, 344		57	10, 797	11, 853
8	1, 400		58	11,009	12, 065
9	1, 456	2, 512	59	11, 222	12, 278
10	1, 512	2, 568	60	11, 434	12, 490
11	1, 684	2, 740	61	11, 646	12, 702
12	1, 855	2, 911	62	11, 859	12, 915
13	2,027	3, 083	63	12,071	13, 127
14	2, 198	3, 254	64	12, 283	13, 339
15	2, 370	3, 426	65	12, 496	13, 552
16	2, 542	3, 598	66	12, 708	13, 764
17	2,713	3, 769	67	12, 920	13, 976
18	2, 885	3, 941	68	13, 132	14, 188
19	3,056	4, 112	69	13, 345	14, 401
20	3, 228	4, 284	70	13, 557	14, 613
21	3, 412	4, 468	71	13, 769	14, 825
22	3, 595	4, 651	72	13, 982	15, 038
23	3, 779	4, 835	73	14, 194	15, 250
24	3, 963	5, 019	74	14, 406	15, 462
25	4, 147	5, 203	75	14, 619	15, 675
26	4, 330	5, 386	76	14, 831	15, 887
27	4, 514	5, 570	77	15, 043	16, 099
28	4,698	5, 754	78	15, 255	16, 311
29	4, 881	5, 937	79	15, 468	16, 524
30	5, 065	6, 121	80	15, 680	16, 736
31	5, 277	6, 333	81	15, 892	16, 948
32	5, 490	6, 546	82	16, 105	17, 161
33	5, 702	6, 758	83	16, 317	17, 373
34	5, 914			16, 529	17, 585
35	6, 127	7, 183	85	16, 742	17, 798
36	6, 339	7, 395	86	16, 954	18, 010
37	6, 551	7, 607	87	17, 166	18, 222
38	6, 763	7, 819	88	17, 378	18, 434
39	6, 976	8, 032	89	17, 591	18, 647
40	7, 188	8, 244	90	17, 803	18, 859
41	7, 400	8, 456	91	18, 015	19, 071
42	7, 613	8, 669	92	18, 228	19, 284
43	7, 825	8, 881	93	18, 440	19, 496
44	8,037	9, 093	94 05	18, 652	19, 708
45 46	8, 250	9,306	95 06	18, 865	19, 921
46	8, 462	9, 518	96 07	19, 077	20, 133
47	8,674	9, 730	97	19, 289	20, 345
48	8, 886	9, 942	98	19, 501	20, 557
49	9, 099	10, 155	99	19, 714	20, 770
50	9, 311	10, 367	100	19, 926	20, 982

(10) 水道加入金・取付(取替)実績 〈税抜〉

①口径別加入金額

<u> </u>	``					
メーターの口	径	加	入	金		
13 mm		18	, 000	円		
20 mm		56	, 000	円		
25 mm		100	, 000	円		
30 mm		160	, 000	円		
40 mm		350	, 000	円		
50 mm		530	, 000	円		
75 mm		1, 180	, 000	円		
100 mm		2, 300	, 000	円	-	
150 mm J	以上	管理者が別に	定める	額		

②取付(取替)・加入金実績(令和4年度)

	八順 (日)日1 人	<u> </u>	
取付(取替)口径	個数	単価(円)	金額(円)
13 mm	137	18, 000	2, 466, 000
20 mm	531	56, 000	29, 736, 000
2.5 mm	10	100, 000	1,000,000
40 mm	4	350, 000	1, 400, 000
50 mm	2	530, 000	1,060,000
小 計	684	_	35, 662, 000
口径変更による差額	143		6, 368, 000
合 計	827	_	42, 030, 000

3 施設の概要

(1) 水源及び浄水場

		水源		浄 水 場	<u>1</u>	
種 別	地区	水源名	施設名	処理方式	配水能力 (㎡/日)	建設年度
	上越	名立川、桑取川水系	城山浄水場	高速凝集沈澱、 急速ろ過	51,000	1968 (S43) 1977 (S52)
	板倉区	筒方第1水源	筒方浄水場	緩速ろ過	290	1977 (S52)
	清里区	坊ヶ池用水及び大三郎用水	青柳浄水場	緩速ろ過	1,000	1974 (S49)
	安塚区	関川水系朴ノ木川(第3水源)	切越浄水場	凝集沈澱、急速ろ過	1, 199	1978 (S53)
`~		堀切川支流小川川	船倉浄水場	膜ろ過	67	1984 (S59)
河	\4\U==	関川水系保倉川入山沢川			4 000	1050 (05.4)
Л	浦川原区	〈関川水系保倉川南山沢〉	小谷島浄水場	凝集沈澱、急速ろ過	1, 200	1979 (S54)
	大島区	関川水系保倉川菖蒲水源				
水		〈関川水系保倉川菖蒲第2水源〉	菖蒲浄水場	凝集沈澱、急速ろ過	500	1978 (S53)
		関川水系田麦川赤倉沢	赤倉浄水場	凝集沈澱、急速ろ過	600	1993 (H5)
	牧 区	牧第1、2、<6>、7水源	牧浄水場	緩速ろ過	1, 196	1970 (S45)
		柴谷川(不動新第1水源)		緩速ろ過	1, 430	1974 (S49)
	名立区	〈柴谷川(不動第1水源)〉	不動浄水場			2001 (H13)
		小計	10施設	58	482 m³/日	
	上越	和田<1>、2、3号井	*和田浄水場	圧力式急速ろ過 (除鉄、除マンガン)	8, 500	1994 (H6) 1998 (H10)
地		深谷6、7、10号井	*深谷浄水場	圧力式急速ろ過 (除鉄、除マンガン)	6,000	1966 (S41) 1996 (H8)
下	中郷区	中郷3号井、泉第1、2水源(湧水)	中郷浄水場	凝集沈澱、急速ろ過	3, 090	1984 (S59)
水	板倉区	山越第1、4水源井	山越浄水場	塩素消毒	1, 430	1971 (S46)
	三和区	法花寺水源井	* 法花寺浄水場	圧力式急速ろ過 (除鉄、除マンガン)	1, 210	1995(H7)
		小 計	5施設	20	,230 ㎡/日	
	上越	中ノ俣〈第1水源〉、第2水源	中ノ俣浄水場	紫外線処理 塩素消毒	48	2009 (H21)
		川谷水源	川谷上浄水場	塩素消毒	8	1985 (S60)
	吉川区		川谷下浄水場	塩素消毒	5	1984 (S59)
		石谷水源	石谷浄水場	塩素消毒	11	1986 (S61)
湧水	板倉区	寺野第1、2、3、4水源	寺野浄水場	紫外線処理 塩素消毒	447	2010 (H22)
		朴ノ木第4水源	朴ノ木浄水場	塩素消毒	80	1979 (S54)
		真荻平水源	真荻平浄水場	塩素消毒	33	1984 (S59)
	安塚区	伏野水源	伏野浄水場	塩素消毒	21	1985 (S60)
	7.00	Cont II I different I. North	須川第1浄水場	塩素消毒	259	1985 (S60)
		須川第1水源	須川第2浄水場	塩素消毒	288	1990 (H2)
			須川第3浄水場	塩素消毒	33	1990 (H2)

水源		浄 水 場				
種 別	地区	水源名	施 設 名	処理方式	配水能力 (㎡/日)	建設年度
		谷第1、2、3、4水源	谷浄水場	塩素消毒	65	1983 (S58)
	 浦川原区	坪野水源	坪野浄水場	塩素消毒、 除鉄、除マンガン	23	1983 (S58)
	佃川赤区	法定寺第1、2水源	法定寺浄水場	塩素消毒	31	1982 (S57)
		小蒲生田水源	小蒲生田浄水場	塩素消毒	8	1980 (S55)
		小麦平水源	小麦平浄水場	塩素消毒	9	1979 (S54)
湧	大島区	旭第1、2(浅井戸)	旭浄水場	塩素消毒	80	1977 (S52)
水	八田区	板山第1、2、3水源	板山浄水場	塩素消毒	30	1982 (S57)
	柿崎区	東横山水源	東横山浄水場	塩素消毒	50	1969 (S44)
		小萱水源	小萱浄水場	塩素消毒	27	1967 (S42)
		水野・下牧水源	水野·下牧浄水場	塩素消毒	14	1997 (H9)
		南黒岩水源	南黒岩浄水場	塩素消毒	31	2003 (H15)
		北黒岩水源	北黒岩浄水場	塩素消毒	51	1994 (H6)
		小 計	23施設	1	,652 ㎡/日	
ダ	広域・用水	正善寺ダム (関川水系正善寺川)	正善寺浄水場	凝集沈澱、急速ろ過	38, 200	1987 (S62)
ム水	供給施設	柿崎川ダム(柿崎川水系柿崎川)	柿崎川浄水場	凝集沈澱、急速ろ過	20, 000	2003 (H15)
		小 計	2施設	58	,200 m³/日	
	合 計		配水能力(40) 上越市水道 上越市水道用水	135,504	•	妙高市へ)

^{〈 〉}内の井戸は予備水源 *は常時使用していない浄水場

(2) 配水池

lule 🖂	TTT L. Sel.	池数	有効容量	71,-11, 62 65	1#14- 10 ht //tt #1
地区	配水池	(池)	(m³)	建設年度	構造・規模(備考)
上越	城 山	1	6, 970	1968 (S43)	RC製 3,485㎡×2槽
		1	6, 300	1977 (S52)	PC製 6,300㎡
	西戸野	1	268	1983 (S58)	RC製 134㎡×2槽
		1	50	2006 (H18)	RC製 50㎡
	鍋ヶ浦	1	83. 5	1982 (S57)	RC製 83.5㎡
	*和 田	1	2,000	1998 (H10)	PC製 1,000㎡×2槽
	*深 谷	2	2,000	1965 (S40)	PC製 1,000㎡
	中ノ俣	1	75. 6	1975 (S50)	RC製 37.8㎡×2槽
	小 計	9	17, 747. 1	()	and the latest and th
柿崎区	下中山	1	1, 700	2003 (H15)	SUS製 850㎡×2槽
	黒川	1	200	1988 (S63)	RC製 100㎡×2槽
	東横山	1	20	1969 (S44)	RC製 20 m³
	小萱	1	15	1967 (S42)	RC製 15 m ³
	水野・下牧	1	24	1997 (H9)	SUS製 12 m³×2槽
	北 黒 岩南 黒 岩	1	72	1995 (H6)	RC製 36 m ³ × 2 槽
		1	23	2003 (H15)	SUS製 11.5㎡×2槽
		7	2,054.0 54	1983 (S58)	RC製 54 m³
頸城区	大蒲生田・玄僧	1	16	1983 (S58) 1987 (S62)	RC製 54 m RC製 16 m³
	小計	2	70.0	1987 (802)	RU表 10 III
吉川区	平等寺	1	70. 0 56	2019 (R 1)	FRP製 28㎡×2槽
	尾神(高区)	1	236	1981 (S56)	RC製 118㎡×2槽
	川谷上	1	38	1981 (S50) 1985 (S60)	RC製 110 M × 2 槽
	川谷下	1	32	1984 (S59)	RC製 16㎡×2槽
	石谷	1	39	1986 (S61)	RC製 19.5㎡×2槽
	小計	5	401.0	1300 (501)	10.011 八2/目
中郷区	松ヶ峯	1	1, 200. 0	1984 (S59)	PC製 600㎡×2槽
板倉区	山部	1	1,600	1987 (S62)	RC製 800㎡×2槽
	中之宮	1	128	1987 (S62)	RC製 128㎡
	山越第1	2	613	1978 (S53)	RC製 194.5㎡×2槽、224㎡
	山越第2	1	703	1981 (S56)	RC製 351.5㎡×2槽
	柄 山	1	100	1995 (H7)	RC製 100 m³
	寺野第3	1	43	1972 (S47)	RC製 43㎡
	寺野第4	1	53	1972 (S47)	RC製 53㎡
	筒方第1	1	97	1977 (S52)	RC製 97 m³
	筒方第2	1	118	1996 (H8)	RC製 118㎡
	筒方第3	1	36	1977 (S52)	RC製 36㎡
	筒方第4	1	21	1977 (S52)	RC製 21㎡
	菰立第2	1	100	1998 (H10)	RC製 50㎡×2槽
	小 計	13	3, 612. 0		
清里区	第1(青柳)	1	345	1975 (S50)	RC製 115㎡×3槽
		1	680	1999 (H11)	RC製 680 m³
	第2(赤池)	1	46	1976 (S51)	RC製 46㎡
	第3(上田島)	1	400	2008 (H20)	SUS製 200㎡×2槽
	第4(坊ヶ池)	1	10	1985 (S60)	RC製 10 m³
三和区	小計	5	1, 481. 0	1005 (***)	DOWN OFF 3 VOLUM
	* 法 花 寺	1	750	1995 (H7)	RC製 375㎡×2槽
	日向	1	28.8	1988 (S63)	RC製 28.8 m³
	小計	2	778.8		

^{*}は浄水場稼働時のみ使用する配水池

地区	配 水 池	池数	有効容量	建設年度	構造・規模(備考)
地区		(池)	(m³)		
	朴ノ木 (第1)	1	48.6	1981 (S56)	RC製 24.3 m × 2 槽
	朴ノ木地区	1	25.6	1979 (S54)	RC製 12.8㎡×2槽
	切越(第2-2)	1	465.3	1983 (S58)	RC製 232.65㎡×2槽
	細野(第4)	1	50	1980 (S55)	RC製 25 m³×2槽
	行野(第5)	1	54.6	1980 (S55)	RC製 27.3㎡×2槽
	高沢	1	71.2	2015 (H27)	RC製 35.6㎡×2槽
	原山	1	7.8	1988 (S63)	RC製 3.9 m³×2槽
	安塚	1	100	2003 (H15)	SUS製 100㎡
安塚区	須川第1	1	112.3	1985 (S60)	RC製 56.15㎡×2槽
	須川第2	1	299. 1	1990 (H2)	RC製 149.55㎡×2槽
	須川第3	1	15.8	1990 (H2)	RC製 7.9㎡×2槽
	真荻平第1(低区)	1	94	1984 (S59)	RC製 47 m³×2槽
	真荻平第2(高区)	1	24. 5	1984 (S59)	RC製 24.5㎡
	伏野	1	44	1985 (S60)	RC製 22㎡×2槽
	上船倉	1	75. 2	1984 (S59)	RC製 37.6㎡×2槽
	中船倉	1	31. 2	1992 (H4)	RC製 15.6㎡×2槽
	小 計	16	1, 519. 2		1
	小谷島	1	348.6	1979 (S54)	RC製 174.3 m³×2槽
		1	335.3	1999 (H11)	RC製 167.66㎡×2槽
	谷	1	93. 2	1983 (S58)	RC製 46.6㎡×2槽
	上猪子田	1	45	1989 (H1)	RC製 22.5㎡×2槽
	真光寺	1	31.2	1991 (H3)	RC製 15.6㎡×2槽
	坪野	1	26.6	1983 (S58)	RC製 13.3㎡×2槽
浦川原区	法定寺	1	42	1982 (S57)	RC製 21 m³×2槽
	小蒲生田	1	27.4	1980 (S55)	RC製 13.7㎡×2槽
	小麦平	1	24.7	1979 (S54)	RC製 12.35㎡×2槽
	上柿野	1	28.8	1979 (S54)	RC製 14.4m ³ ×2槽
	東俣	1	22. 5	1979 (S54)	RC製 11.25㎡×2槽
	横住第1	1	71. 2	2018 (H30)	RC製 35.6㎡×2槽
	横住第2	1	36. 1	1979 (S54)	RC製 36.1 m³
	小 計	13	1, 132. 6		- Auto- and a second
	菖蒲低区	1	102	1979 (S54)	RC製 51 m ³ ×2槽
	大島	1	144	1979 (S54)	RC製 72㎡×2槽
	中野	1	35	1979 (S54)	RC製 17.5㎡×2槽
大島区	上達	1	56	1995 (H7)	RC製 28㎡×2槽
	赤倉	1	396	1994 (H6)	RC製 198㎡×2槽
	旭	1	110	1979 (S54)	RC製 55㎡×2槽
	板山	1	40	1960 (S35)	RC製 40 m³
	小 計	7	883. 0	1070 (0.15)	PO#II 47 3
	高区	1	47	1970 (S45)	RC製 47 m ³
		1	80	1997 (H9)	RC製 40㎡×2槽
	低区	1	234	1970 (S45)	RC製 234㎡
	第 1	1	69	1974 (S49)	RC製 69 m³
		1	80	1996 (H8)	RC製 40 m ³ ×2槽
# <i>L</i>	第2	1	59	1976 (S51)	RC製 59 m³
牧区	第3	1	79	1974 (S49)	RC製 79 m ³
	第4	1	78	1974 (S49)	RC製 78 m³
	第 5	1	55	1975 (S50)	RC製 55 m³
	第6	1	56	1976 (S51)	RC製 56㎡
	第7	1	60	1974 (S49)	RC製 60 m³
	第8	1	282	1996 (H8)	RC製 141 m³×2槽
	小 計	12	1, 179. 0		

地区	配 水 池	池数 (池)	有効容量 (㎡)	建設年度	構造・規模(備考)
	第 1	1	165	1974 (S49)	RC製 82.5㎡×2槽
	第Ⅰ	1	100	2001 (H13)	RC製 100㎡
	第 2	1	205	1974 (S49)	RC製 102.5㎡×2槽
	<i>为 ²</i>	1	90	2000 (H12)	RC製 90㎡
名立区	第 3	1	169	1974 (S49)	RC製 84.5㎡×2槽
		1	188	1991 (H3)	RC製 94㎡×2槽
	赤野俣	1	274	2000 (H12)	RC製 137㎡×2槽
	第 5	1	57	1959 (S34)	RC製 57㎡
	小 計	8	1, 248. 0		
古林· 田水	正善寺	1	12,800	1984 (S59)	PC製 12,800㎡
広域・用水 供給施設	们,而了门	2	9,000	1998 (H10)	PC製 4,500㎡
レハルロル巴自文	小 計	3	21, 800. 0		
	合 計	103	55, 105. 7		

※ RC製:鉄筋コンクリート造 PC製:プレストレストコンクリート造 SUS製:ステンレス造

FRP製:繊維強化プラスチック造

(3) 配水施設(ポンプ施設・減圧施設・制御弁室・配水場・給水場)

施設	箇所数	地区	施設名称	建設年度	施設名称	建設年度	施設名称	建設年度
			越後交通	1976 (S51)	松田団地	1980 (S55)	鍋ヶ浦	1983 (S58)
		上越	丹原	1983 (S58)	長浜	1983 (S58)	西山寺	1983 (S58)
		(北地区)	小池	1983 (S58)	西横山	1983 (S58)	西吉尾	1983 (S58)
		[13]	増沢	1983 (S58)	吉浦	1983 (S58)	三の輪台	1985 (S60)
			五智上平	1987 (S62)				
		上 越 (南地区)	小滝	1976 (S51)	朝日	1982 (S57)	正善寺第2	1984 (S59)
		[6]	高津	1997 (H 9)	谷愛宕	2002 (H14)	春日山	2005 (H17)
			米山寺	1988 (S63)	水野・下牧	1997 (H 9)	上中山	2001 (H13)
		柿崎区 [7]	黒川第1	2008 (H20)	黒川第2	2008 (H20)	黒川第3	2008 (H20)
			下中山	2009 (H21)				
		頸城区 [1]	大蒲生田	1986 (S61)				
			泉	1983 (S58)	尾神岳	1995(H 7)	尾神みはらし	2004 (H16)
		吉川区 [10]	尾神岳高区	2004 (H16)	坪野(中継)	2006 (H18)	大下	2008 (H20)
			大賀	2015 (H27)	後生寺	2018 (H30)	平等寺	2019(R 1)
ポンプ	[72]		東田中	2020(R 2)				
施設		中郷区 [1]	稲荷山	1984 (S59)				
		板倉区	栗沢	1977 (S52)	玄藤寺	1977 (S52)	<u>山部</u>	1987 (S62)
		[5]	東山寺	1995 (H 7)	菰立送水	2007 (H19)		
		清里区 [2]	赤池	1976 (S51)	坊ヶ池京ヶ岳	1976 (S51)		
		三和区 [2]	岡田	1980 (S55)	大東	1988 (S63)		
			大原	1979 (S54)	樽田	1979 (S54)	<u>朴ノ木</u>	1979 (S54)
			行野第1(和田)	1980 (S55)	行野第2(吉沢)	1980 (S55)	行野高区	1980 (S55)
		安塚区 [14]	細野第1 (坊金)	1980 (S55)	細野第2 (細野)	1980 (S55)	安塚	1980 (S55)
			真荻平	1985 (S60)	原山	2003 (H15)	武能	2011 (H23)
			円平坊	2014 (H26)	高沢	2015 (H27)		
			横住第1	1979 (S54)	横住第2	1979 (S54)	有堀加圧	1979 (S54)
		浦川原区	上柿野	1979 (S54)	岩室	1989 (H 1)	桜島	1989 (H 1)
		[11]	印内	1990 (H 2)	長走	1991 (H 3)	下柿野	1999 (H11)
			真光寺	2013 (H25)	上猪子田	2014 (H26)		

[※]下線のポンプ施設は、浄水池または配水池内に設置されている

施設	箇所数	地区	施設名称	建設年度	施設名称	建設年度	施設名称	建設年度		
		大島区	菖蒲加圧	1978 (S53)	中野	1979 (S54)	竹平	1992 (H 4)		
		[5]	菖蒲第1	2000 (H12)	上達	2004 (H16)				
ポンプ		牧区 [4]	新田	1972 (S47)	岩神	1972 (S47)	小川	1972 (S47)		
	[18]		上牧	1997 (H 9)						
施設	[10]	名立区	伝上第1	2000 (H12)	高内	2000 (H12)	濁沢	2000 (H12)		
		広域・用水 供給施設 [3]	不動第1	2000 (H12)	不動第2	2000 (H12)	不動第3	2000 (H12)		
			柿崎	1984 (S59)	清里	1985 (S60)	板倉・新井	1985 (S60)		
		上 越	減圧弁 5か所							
		柿崎区	減圧弁 12か所							
		大潟区	減圧弁 1か所							
		吉川区	減圧槽 1か所、	減圧弁 8か	所					
		中郷区	減圧槽 2か所、減圧弁 7か所							
		板倉区	減圧槽 4か所、減圧弁 13か所							
減圧施設	141	清里区	減圧槽 6か所、	減圧弁 8か	所					
		安塚区	減圧槽 2か所、	減圧弁 147	か所					
		浦川原区	減圧槽 2か所、	減圧弁 4か	所					
		大島区	減圧槽 3か所、	減圧弁 9か	所					
		牧区	減圧槽 14か所	、減圧弁 10	か所					
			減圧弁 5か所							
			減圧弁 11か所		-					

[※]下線のポンプ施設は、浄水池または配水池内に設置されている

施設	箇 所 数	地 区	施設名称	建設年度
制御弁室	1	上越	横曽根制御弁室	1995 (H7)
			藤新田配水場	1984 (S59)
		上越	富岡配水場	2003 (H15)
		上應	上名柄配水場	2017 (H29)
			中田新田配水場	2019 (R1)
		柿崎区	柿崎配水場	1984 (S59)
		스크 [마마니다	百木配水場	2002 (H14)
		大潟区	大潟配水場	2021 (R3)
配水場	15	頸城区	頸城低区配水場	1984 (S59)
		识观区	頸城高区配水場	2016 (H28)
		吉川区	吉川配水場	1983 (S58)
		口川区	竹直配水場	1984 (S59)
		板倉区	板倉・新井配水場	1985 (S60)
		清里区	清里配水場	1985 (S60)
		三和区	三和配水場	1984 (S59)
		11112	下中配水場	2019 (R1)
給水場	1		新井給水場	1985 (S60)

(4) 非常用自家発電設備

地 区	設置場所	形 式	出力	燃料	燃料タンク	設置年度
	城山浄水場 (敷地東側)	ガスタービン発電機	500 kVA \times 6, 600 V	A重油	8,000 ℓ (地下式)	1999 (H11)
上越	本 局 舎 (敷地東側)	ディーゼル発電機	130kVA×200V	A重油	2,000 ℓ (地下式)	2020 (R2)
	越後交通ポンプ場	ディーゼル発電機	$50 \text{kVA} \times 200 \text{V}$	軽油	190 l	2007 (H19)
中郷区	中郷浄水場	ディーゼル発電機	$125 \mathrm{kVA} \times 420 \mathrm{V}$	軽油	490 l	2007 (H19)
安塚区	切越浄水場	ディーゼル発電機	$39 \text{kVA} \times 200 \text{V}$	軽 油	405 ℓ	2011 (H23)
女塚匹	大原送配水ポンプ場	ディーゼル発電機	$60 \text{kVA} \times 200 \text{V}$	軽油	60 l	1980 (S55)
浦川原区	小谷島浄水場	ディーゼル発電機	$135 \text{kVA} \times 200 \text{V}$	軽油	450 ℓ	1978 (S53)
大島区	菖蒲浄水場	ディーゼル発電機	$35 \text{kVA} \times 200 \text{V}$	軽油	200 ℓ	2002 (H14)
八田匹	赤倉浄水場	ディーゼル発電機	$40 \text{kVA} \times 200 \text{V}$	軽油	390 ℓ	1996 (H8)
	新田ポンプ場	ディーゼル発電機	$50 \text{kVA} \times 200 \text{V}$	軽油	50 l	2006 (H18)
牧区	岩神ポンプ場	ディーゼル発電機	$27 \text{kVA} \times 200 \text{V}$	軽 油	30 ℓ	2006 (H18)
	小川ポンプ場	ディーゼル発電機	$27 \text{kVA} \times 200 \text{V}$	軽油	30 ℓ	2006 (H18)
名立区	不動浄水場	ディーゼル発電機	18 kVA \times 200V	軽 油	30 l	2011 (H23)
広域・用水	正善寺浄水場 (敷地西側)	ガスタービン発電機	750 kVA \times 6, 600V	A重油	5,000 ℓ (地下式)	1999 (H11)
供給施設	柿崎川浄水場 (敷地南側)	ガスタービン発電機	500 kVA \times 6, 600 V	A重油	7,000 ℓ (地下式)	2000 (H12)
その他	可搬型	ディーゼル発電機	37 kVA \times 200V \times 100V	軽油	120 ℓ	2005 (H17)

※kVA: 発電容量

(5) 水道管延長

(各年度末現在の延長、単位:m)

年 度	導水管	送水管	配水管	給水管	合 計
30年度	76, 806	176, 705	1, 909, 081	378, 257	2, 540, 849
元年度	76, 809	175, 849	1, 904, 247	378, 790	2, 535, 695
2 年度	74, 676	175, 950	1, 908, 394	379, 755	2, 538, 775
3年度	74, 678	175, 712	1, 905, 798	380, 371	2, 536, 559
4年度	74,678	175,712	1,908,155	381,251	2,539,796
上 越	10, 346	21, 741	942, 908	278, 365	1, 253, 360
柿 崎 区	3, 226	763	131, 613	15, 117	150, 719
大潟区	13	61	78, 726	3, 467	82, 267
頸城区	78	1, 138	112, 123	4, 907	118, 246
吉川区	4, 482	7, 776	85, 535	3, 103	100, 896
中郷 区	2, 573	0	50, 917	932	54, 422
板倉区	5, 527	5, 990	101,815	41,024	154, 356
清 里 区	4,779	355	53, 451	16, 166	74, 751
三和区	0	1,059	69, 972	1, 241	72, 272
安 塚 区	10, 574	13, 813	64, 234	1, 301	89, 922
浦川原区	6, 411	9,710	64, 739	6, 915	87, 775
大島区	8,620	11, 418	37, 152	336	57, 526
牧 区	9, 236	5, 834	71, 114	1, 359	87, 543
名 立 区	2,642	2, 441	43, 856	7, 018	55, 957
広域・用供	6, 171	93, 613	0	0	99, 784

(6) 管種別延長

a. 導水管

(各年度末現在の延長、単位:m)

hr dr	Λ+- ΛιΙ. <i>ΚΚ</i> -	Not A-A-				<u> </u>
年 度	鋳鉄管	鋼管	石綿セメント管	HIビニール管	ポリエチレン管	計
30年度	13, 653	5, 288	1,693	17, 474	38, 698	76, 806
元年度	13,653	5, 288	1,693	17, 477	38, 698	76, 809
2年度	12, 158	5, 298	1,693	16, 717	38, 810	74,676
3年度	12, 158	5, 298	1,693	16, 717	38, 812	74, 678
4年度	12,158	5,298	1,693	16,717	38,812	74,678
上越	3, 113	3, 285	0	188	3, 760	10, 346
柿 崎 区	0	0	0	1, 956	1, 270	3, 226
大 潟 区	13	0	0	0	0	13
頸 城 区	0	48	0	30	0	78
吉川区	0	57	0	0	4, 425	4, 482
中 郷 区	2, 284	67	0	198	24	2, 573
板倉区	0	7	0	3, 363	2, 157	5, 527
清 里 区	0	1, 305	1,693	1,665	116	4,779
三和区	0	0	0	0	0	0
安塚区	32	0	0	0	10, 542	10, 574
浦川原区	0	126	0	1,460	4, 825	6, 411
大島区	772	11	0	5, 758	2, 079	8,620
牧区	0	0	0	83	9, 153	9, 236
名 立 区	0	165	0	2,016	461	2,642
広域・用供	5, 944	227	0	0	0	6, 171

※鋼管はステンレス管、HIビニール管はビニール管をそれぞれ含む

b. 送 水 管

(各年度末現在の延長、単位:m)

 /1· 🗅				(1 1)		~ \ <u> </u>
年 度	鋳鉄管	鋼管	石綿セメント管	HIビニール管	ポリエチレン管	計
30年度	122, 432	6, 560	0	14, 119	33, 594	176, 705
元年度	121,699	6, 591	0	14, 119	33, 440	175, 849
2年度	121, 726	6, 652	0	14, 119	33, 453	175, 950
3年度	121, 384	6, 689	0	14, 119	33, 520	175, 712
4年度	121,384	6,689	0	14,119	33,520	175,712
上 越	21, 498	243	0	0	0	21, 741
柿 崎 区	0	0	0	0	763	763
大 潟 区	44	17	0	0	0	61
頸 城 区	370	333	0	435	0	1, 138
吉川 区	1, 555	36	0	0	6, 185	7, 776
中郷 区	0	0	0	0	0	0
板倉区	1,012	40	0	1, 909	3, 029	5, 990
清 里 区	0	0	0	119	236	355
三和区	10	21	0	0	1,028	1,059
安 塚 区	46	276	0	184	13, 307	13, 813
浦川原区	0	797	0	4, 183	4, 730	9,710
大島区	5, 840	13	0	4, 149	1, 416	11, 418
牧 区	1,854	303	0	1, 508	2, 169	5,834
名 立 区	0	152	0	1,632	657	2, 441
広域・用供	89, 155	4, 458	0	0	0	93, 613
 11		. kk . 1 . s	1.1	w1 A 1		

※鋼管はステンレス管、HIビニール管はビニール管をそれぞれ含む

c. 配 水 管 (各年度末現在の延長、単位: m)

年 度	鋳鉄管	鋼管	石綿セメント管	HIビニール管	ポリエチレン管	計
30年度	704, 042	30, 392	0	745, 850	428, 797	1, 909, 081
元年度	693, 931	29, 734	0	767, 194	413, 388	1, 904, 247
2年度	687, 843	29, 407	0	763, 178	427, 966	1, 908, 394
3年度	681, 936	28, 854	0	759, 103	435, 905	1, 905, 798
4年度	681,782	28,836	0	754,766	442,771	1,908,155
上 越	486, 506	16, 317	0	248, 567	191, 518	942, 908
柿 崎 区	22, 724	1, 120	0	74, 764	33, 005	131, 613
大潟区	31, 179	255	0	18, 884	28, 408	78, 726
頸城区	40, 773	571	0	57, 664	13, 115	112, 123
吉川区	19, 721	195	0	16, 966	48, 653	85, 535
中郷 区	6, 453	1, 427	0	34, 395	8, 642	50, 917
板倉区	14, 800	616	0	77, 003	9, 396	101, 815
清 里 区	7, 297	3, 326	0	37, 174	5, 654	53, 451
三和区	18, 608	6	0	32, 174	19, 184	69, 972
安 塚 区	4, 643	3, 035	0	15, 212	41, 344	64, 234
浦川原区	13, 879	6	0	39, 902	10, 952	64, 739
大島区	0	21	0	27, 690	9, 441	37, 152
牧区	3, 880	59	0	47, 548	19, 627	71, 114
名 立 区	11, 319	1,882	0	26, 823	3, 832	43, 856
広域・用供	0	0		0	0	0

※鋼管はステンレス管、HIビニール管はビニール管をそれぞれ含む

4 業務の状況

(1) 給水人口及び普及率

		給水口	区域内		行	政区域	内
年度	総人口 (人)	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)	普及率 (%)	総人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)
30年度	192, 083	192, 040	85, 173	99. 98	192, 068	192, 002	99. 97
元年度	190, 061	190, 033	85, 790	99. 99	190, 042	189, 994	99. 97
2年度	188, 405	188, 378	86, 010	99. 99	188, 382	188, 339	99. 98
3年度	185, 915	185, 889	86, 475	99. 99	185, 892	185, 850	99. 98
4年度	184,099	184,072	86,546	99.99	184,082	184,036	99.98
上越	126, 753	126, 749	62, 232	100.00	126, 757	126, 749	99. 99
柿崎区	8, 629	8, 624	3, 738	99. 94	8, 638	8, 624	99.84
大潟区	9, 085	9, 085	3, 846	100.00	9, 085	9, 085	100.00
頸城区	9, 198	9, 198	3, 811	100.00	9, 198	9, 198	100.00
吉川区	3, 541	3, 541	1, 517	100.00	3, 544	3, 541	99. 92
中郷区	3, 285	3, 281	1, 412	99.88	3, 288	3, 281	99. 79
板倉区	6, 110	6, 110	2, 385	100.00	6, 074	6,074	100.00
清 里 区	2, 409	2, 409	1,015	100.00	2, 409	2, 409	100.00
三和区	5, 117	5, 114	1, 943	99. 94	5, 117	5, 114	99. 94
安 塚 区	1,960	1, 957	1,005	99.85	1, 960	1, 957	99.85
浦川原区	2, 943	2, 938	1, 210	99.83	2, 943	2, 938	99.83
大 島 区	1, 266	1, 266	649	100.00	1, 266	1, 266	100.00
牧 区	1, 547	1, 547	780	100.00	1, 547	1, 547	100.00
名 立 区	2, 256	2, 253	1,003	99.87	2, 256	2, 253	99.87

〈参考〉平成28年度末現在の簡易水道事業及び小規模水道事業の状況

a. 簡易水道事業

年 度	総人口	給水人口	給水戸数	普及率	総人口	給水人口	普及率
	(人)	(人)	(戸)	(%)	(人)	(人)	(%)
28年度	13,062	13,053	5,519	99.93	195,880	13,045	6.6

b. 小規模水道事業

年 度	地区名	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)
28年度	川谷地区	21	12
20年及	石谷地区	21	11

(2) 配水量及び有収水量

a. 年間配水量及び有収水量

① 水道

		西	l水量(㎡)		有収水量 (m³)		有収率		
年 度	年 間	一日平均	一人一日 平均 (l)	一日最大	(月/日)	一人一日 最大 (l)	年 間	一日平均	(%)
30年度	24, 253, 747	66, 449	346	79, 693	(7/24)	415	22, 536, 311	61, 743	92. 9
元年度	23, 407, 866	63, 956	337	74, 089	(8/14)	390	22, 058, 531	60, 269	94. 2
2年度	23, 458, 589	64, 270	346	70, 633	(9/3)	380	22, 017, 846	60, 323	93. 9
3年度	23, 363, 780	64, 010	348	71, 342	(8/5)	388	21, 977, 554	60, 212	94. 1
4年度	23,094,593	63,273	344	83,857	(1/27)	456	21,492,261	58,883	93.1

② 水道用水供給

		酉己	水量 (m³)				有収水量	有収率	
年 度	年間	一日平均	一人一日 平均 (l)	一日最大	(月/日)	一人一日 最大 (Q)	年 間	一日平均	(%)
30年度	752, 478	2,062	95	2,606	(7/24)	119	752, 478	2, 062	100.0
元年度	730, 950	1, 997	93	2, 533	(9/5)	118	730, 950	1, 997	100.0
2年度	806, 455	2, 209	104	2, 868	(6/23)	135	806, 455	2, 209	100.0
3年度	788, 705	2, 161	104	3, 365	(1/8)	161	788, 705	2, 161	100.0
4年度	780,623	2,139	103	2,952	(1/27)	142	780,623	2,139	100.0

b. 年間配水量の水源別内訳

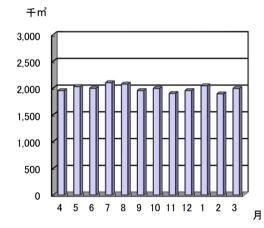
① 水道 (単位:m³)

					() ==/
年 度	河川水	ダム水	地下水	湧水	計
30年度	13, 014, 370	9, 794, 859	898, 045	546, 473	24, 253, 747
元年度	10, 445, 669	12,000,421	444, 200	517, 576	23, 407, 866
2年度	10, 603, 008	11, 927, 676	428, 098	499, 807	23, 458, 589
3年度	9, 883, 640	12, 546, 807	431, 647	501, 686	23, 363, 780
4年度	9,728,237	12,428,871	441,971	495,514	23,094,593

② 水道用水供給 (単位:m³)

年 度	河川水	ダム水	地下水	湧水	計
30年度	_	752, 478	_	_	752, 478
元年度	-	730, 950	1	_	730, 950
2年度	-	806, 455	1	_	806, 455
3年度	-	788, 705	-	_	788, 705
4年度		780,623		_	780,623

c. 月間配水量(令和4年度)



			(単位:千㎡)
月	水道	用水供給	計
4	1, 883	69	1, 952
5	1, 964	64	2, 028
6	1, 932	63	1, 995
7	2, 033	67	2, 100
8	2,006	68	2, 074
9	1,890	63	1, 953
10	1, 930	63	1, 993
11	1,840	59	1, 899
12	1, 893	60	1, 953
1	1, 976	67	2, 043
2	1,826	65	1, 891
3	1, 921	71	1, 992
計	23, 094	779	23, 873

d. 年間有収水量の用途別構成(令和4年度)

用途別	家庭用	工場用	商業用	官庁・学校用	船舶用	その他	計
有収水量 (㎡)	15,891,190	1,652,095	2,107,581	1,775,927	23,433	42,035	21,492,261
有以小 里 (III)	(73.9)	(7.7)	(9.8)	(8.3)	(0.1)	(0.2)	(100)
上 越	11, 165, 221	849, 317	1, 533, 741	1, 347, 430	23, 433	42, 035	14, 961, 177
柿 崎 区	730, 484	44, 858	127, 340	36, 464	-	-	939, 146
大潟区	770, 261	449, 269	107, 238	91, 186	_	_	1, 417, 954
頸城区	796, 636	52, 210	93, 045	38, 150	_	-	980, 041
吉川区	277, 484	5, 882	22, 609	25, 403	_	_	331, 378
中 郷 区	277, 141	144, 508	47, 445	42, 508	-	-	511,602
板倉区	502, 021	17, 778	37, 943	15, 741	-	-	573, 483
清里区	211, 704	-	14, 397	18, 714	-	-	244, 815
三和区	392, 559	77, 087	34, 550	36, 322	-	-	540, 518
安 塚 区	152, 355	1, 365	13, 227	24, 307	-	-	191, 254
浦川原区	228, 214	3, 414	21, 482	32, 509	-	-	285, 619
大 島 区	96, 276	1,803	2, 275	17, 651	-	-	118, 005
牧 区	118, 732	4, 604	6, 898	19, 005	-	-	149, 239
名 立 区	172, 102	-	45, 391	30, 537	-	-	248, 030
給水戸数(戸)	79,444	271	4,973	1,852	4	2	86,546
*ロハー 数() (一)	(91.8)	(0.3)	(5.7)	(2.1)	(0.0)	(0.0)	(100)
上 越	57, 414	101	3, 699	1,012	4	2	62, 232
柿 崎 区	3, 421	24	237	56	_	_	3, 738
大潟区	3, 504	6	211	125	-	-	3, 846
頸城区	3, 463	36	195	117	-	-	3, 811
吉川区	1, 393	11	49	64	-	-	1, 517
中 郷 区	1, 267	3	78	64	-	-	1, 412
板倉区	2, 262	25	72	26	-	-	2, 385
清 里 区	923		44	48	-	-	1, 015
三 和 区	1, 688	35	138	82	-	-	1, 943
安塚区	889	9	46	61	-	_	1,005
浦川原区	1, 058	11	72	69	-	-	1, 210
大島区	606	4	21	18	-	-	649
牧 区	684	6	40	50	-	-	780
名 立 区	872		71	60	-	-	1,003

用途別	家庭用	工場用	商業用	官庁・学校用	船舶用	その他	計
1戸1か月当たり(㎡)	16.6	504.6	35.1	78.6	488.2	1,751.5	20.6
上 越	16. 2	691.6	34.4	110. 4	488. 2	1, 751. 5	20.0
柿 崎 区	17.6	155.8	44. 3	56. 2	_	_	20. 7
大潟区	18.1	6, 239. 8	41.8	62. 9	-	-	30.4
頸城区	19.3	120.9	39. 3	28. 0	_	_	21. 6
吉川区	16. 5	44. 6	39. 5	32. 4	_	_	18. 1
中 郷 区	18. 1	4, 014. 1	51. 2	54. 6	_	_	30.0
板倉区	18.3	59.3	44.0	33. 9	1	-	19.8
清 里 区	19.0	-	27. 4	31. 1	1	-	19.9
三 和 区	19.3	182. 2	20.9	35.8	-	-	23.0
安 塚 区	13.9	12	23	32	-	-	15. 4
浦川原区	17.8	25	25	37	-	_	19. 4
大 島 区	13. 1	43	9	66	-	_	14. 9
牧区	14. 1	64	14	30	_	_	15. 5
名立区	16. 2	_	52	41	_	-	20. 3

^{※ ()} 内は構成比(%)

e. 料金収入の内訳 (令和4年度)

(単位:千円,税抜金額)

用途別	家庭用	工場用	商業用	官庁・学校用	船舶用	その他	計
年間料金収入	3,029,882	405,311	591,543	553,776	5,993	2,804	4,589,309
上越	2, 191, 924	223, 127	439, 991	412, 944	5, 993	2,804	3, 276, 783
柿 崎 区	125, 255	13, 915	32, 679	10, 525	-	-	182, 374
大潟区	133, 428	87, 534	28, 106	27, 861	1	-	276, 929
頸城区	144, 296	15, 819	25, 143	13, 509	1	-	198, 767
吉川区	46, 422	1, 427	5, 034	8, 576	I	ı	61, 459
中郷区	46, 941	34, 063	13, 334	17, 481	1	_	111, 819
板倉区	99, 299	5, 966	9, 713	5, 575	1	_	120, 553
清 里 区	37, 695	1	4, 478	5, 997	1	-	48, 170
三 和 区	69, 997	20, 204	8, 935	11, 651	1	-	110, 787
安 塚 区	27, 998	319	4, 457	7,870	1	-	40, 644
浦川原区	38, 699	786	5, 124	10, 581	1	-	55, 190
大 島 区	17, 109	418	991	5, 491	ı		24, 009
牧 区	21, 044	1, 733	1, 940	6, 206	1	ı	30, 923
名立区	29, 775	ı	11,618	9, 509	1		50, 902

^{※ 1}戸1か月当たりは「年間販売量 ÷ 年間延戸数」であるため、表中数値で算出できない。

(3) 本支管建設改良工事施工状況

(単位: m)

年 度	新設工事	改良工事	他工事関連工事	計
30年度	880	9,054	7, 432	17, 366
元年度	2,092	10, 170	7, 278	19, 540
2年度	4, 477	7, 345	5, 791	17,613
3年度	1, 438	7, 383	3, 320	12, 141
4年度	801	7,130	3,569	11,500
上 越	605	3, 999	2, 629	7, 233
柿 崎 区	0	213	388	601
大潟区	32	887	0	919
頸城区	129	0	108	237
吉川区	0	0	0	0
中 郷 区	0	454	0	454
板倉区	0	0	0	0
清 里 区	0	0	0	0
三和区	35	213	323	571
安塚区	0	896	0	896
浦川原区	0	227	58	285
大島区	0	174	63	237
牧 区	0	0	0	0
名 立 区	0	67	0	67
広域・用供	0	0	0	0

(4) 給水装置工事施工件数

(単位:件)

					<u> </u>
年 度	新 設	改造	撤去	その他	計
30年度	571	769	361	69	1,770
元年度	724	638	408	72	1,842
2年度	633	539	272	81	1,525
3年度	676	513	397	83	1,669
4年度	653	575	423	90	1,741
上 越	523	429	280	69	1, 301
柿崎区	23	17	27	3	70
大潟区	37	41	13	6	97
頸城区	26	17	7	4	54
吉川区	6	6	9	0	21
中郷区	5	7	12	0	24
板倉区	10	21	14	1	46
清里区	5	5	5	2	17
三和区	9	12	6	3	30
安塚区	0	3	11	0	14
浦川原区	3	6	14	0	23
大島区	0	4	6	2	12
牧 区	5	2	11	0	18
名 立 区	1	5	8	0	14

^{※「}その他」は、取出、支管工事

(5) 修繕工事件数

(単位:件)

						(平匹・11)
	年 度	配水管	給 水 公道内	装置 民地内	その他	計
	30年度	132	60	235	968	1, 395
	元年度	82	75	151	736	1, 044
	2年度	94	67	104	841	1, 106
Н	3年度	62	83	120	782	1,047
Н	4年度	101	75	236	1,103	1,515
	上越	11	32	76	741	860
	柿崎区	13	11	36	57	117
	大潟区	8	7	32	37	84
	頸城区	4	2	10	43	59
	吉川区	7	2	13	33	55
	中郷区	5	1	2	21	29
	板倉区	15	2	16	53	86
	清里区	6	1	17	41	65
	三和区	3	1	2	19	25
	安塚区	4	3	7	11	25
	浦川原区	6	7	3	10	26
	大島区	4	4	11	11	30
	牧 区	11	1	8	14	34
	名 立 区	1	1	3	12	17
	広域・用供	3	0	0	0	3

^{※「}その他」は、水濁り対応、漏水調査など

(6) 水道メーター

a. メーター年間取替個数(単位:個)

年 度	取替個数
30年度	17, 830
元年度	13, 573
2年度	11, 264
3年度	10, 898
4年度	12,336
上 越	8, 096
柿崎区	760
大潟区	537
頸城区	657
吉川区	432
中郷区	278
板倉区	344
清 里 区	284
三和区	297
安塚区	219
浦川原区	105
大島区	18
牧区	142
名 立 区	167

b. 年度末現在のメーター設置個数

(単位:個)

年 度	13mm	20mm	25 mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	計
30年度	55, 771	37, 219	2, 245	374	515	219	130	6	5	96, 484
元年度	55, 676	37, 872	2, 256	374	518	213	134	5	4	97, 052
2年度	55, 735	38, 473	2, 247	380	510	213	133	5	4	97, 700
3年度	55, 301	39, 022	2, 252	375	517	203	132	4	4	97, 810
4年度	54,805	39,615	2,227	372	512	204	132	4	4	97,875
上 越	34, 929	32, 907	1, 793	161	395	135	105	3	4	70, 432
柿 崎 区	3, 488	605	58	36	8	14	0	0	0	4, 209
大潟区	3, 353	804	59	19	20	7	10	0	0	4, 272
頸城区	2, 455	1, 555	67	24	18	11	3	0	0	4, 133
吉川区	1,572	125	25	9	8	2	0	0	0	1, 741
中郷区	1, 322	183	26	8	9	12	3	1	0	1, 564
板倉区	999	1, 599	40	18	12	2	2	0	0	2, 672
清 里 区	696	375	19	12	4	1	1	0	0	1, 108
三和区	1, 269	730	39	22	15	1	4	0	0	2,080
安塚区	959	286	30	24	9	6	2	0	0	1, 316
浦川原区	1, 203	161	22	13	3	6	0	0	0	1, 408
大島区	741	47	19	9	4	2	0	0	0	822
牧 区	825	92	8	12	3	2	0	0	0	942
名 立 区	994	146	22	5	4	3	2	0	0	1, 176

(7) 水質検査結果

市の浄水場のうち、最も規模の大きい城山浄水場の検査結果を掲載<令和4年度>

	基準項目(51項目)+7	火 温		検 査 結 果		- 検査回数
No.	項目名	水質基準	最 高	最 低	平 均	快重凹数
	水温 (℃)	_	24. 1	3. 1	14. 6	7
1	一般細菌	1mL中100以下	0	0	0	4
2	大腸菌	検出されないこと	検出しない	検出しない	検出しない	4
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	4
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	4
5		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	4
_	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0. 3	0.001未満	0.001/ <i両 0.2</i両 	4
	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.08未満	0.1永福	0.08未満	4
				0.08未満		
	対素及びその化合物 四塩化炭素	1.0mg/L以下	0.1未満		0.1未満	4
		0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	4
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4
	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	4
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
19		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
20		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
21		0.6mg/L以下	0.11	0.06未満	0.06未満	4
22	, HIRA	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4
	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.011	0.001未満	0.004	4
	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.006	0.003未満	0.003未満	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.002	0.001未満	0.001未満	4
26	· · · · ·	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
27	•	0.1mg/L以下	0.018	0.001未満	0.007	4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.005	0.001未満	0.002	4
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.05	0.02未満	0.02	4
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	4
	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	9	6	8	4
	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4
_	塩化物イオン	200mg/L以下	7. 9	5. 9	7. 0	4
_	カルシウム、マグ・ネシウム等(硬度)	300mg/L以下	55	32	46	4
	蒸発残留物	500mg/L以下	120	70	91	4
	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	4
42		0.00001mg/L以下	0. 000003	0.000001未満	0.000001未満	7
	2-メチルイソホ゛ルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	7
	非化界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4
	フェノール類	0.005mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002末個	4
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.005mg/L以下 3mg/L以下	0.0005大個	0.0003大和	0.4	4
47		5. 8以上8. 6以下	7.4	7. 2	7. 3	4
	味	5.8以上8.6以下 異常でないこと	 異常なし	7.2 異常なし	<u>1.3</u> 異常なし	ł
						4
	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	4
	色度	5度以下	1未満	1未満	1未満	4
Ы	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	4

	水红	質管理目標設定項目(27項目)	- 目標値	検査結果	検査
No.	区分	検査項目	検査項目		回数
1		アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	1
2	無機物・重金属	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	0.0002未満	1
3		ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	0.001未満	1
5		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.0004未満	1
8	一般有機物	トルエン	0.4mg/L以下	0.02未満	1
9		フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	0.008未満	1
10	消毒副生成物	亜塩素酸	0.6mg/L以下	0.06未満	1
12	消毒剤	二酸化塩素	0.6mg/L以下	0.06未満	1
13	消毒副生生物	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	0.001未満	1
14	付毋 剛生生物	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	0.002未満	1
15	農薬類	農薬類(除草剤、殺虫剤及び殺菌剤)	1以下	-	_
16	臭 気	残留塩素	1mg/L以下	0.3	1
17	味	硬度(Ca:カルシウム、Mg:マグネシウム)	10mg/L以上 100mg/L以下	48	1
18	着色	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	1
19	味	遊離炭酸	20mg/L以下	2	1
20	自 <i>左</i>	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	0.001未満	1
21	臭 気	メチルー t ーブチルエーテル	0.02mg/L以下	0.002未満	1
22	味	有機物等(KMnO4:過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	1. 2	1
23	臭 気	臭気強度(TON)	3以下	1未満	1
24	味	蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	88	1
25	基礎的性状	濁度	1度以下	0.1未満	1
26	腐食	pH値	7.5程度	7. 4	1
27	购 及	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	-1.39	1
28	衛生状態の指標	従属栄養細菌	2000以下(暫定)	1	1
29	一般有機物	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.002未満	1
30	着色	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	0.04	1
31	一般有機物	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下(暫定)	-	_

※No. は厚生労働省が定める水質基準項目、水質管理目標設定項目による。

※水質管理目標設定項目のNo.4、6、7及び11は欠番である。

%No.15の検査項目は実施していないため、『 - 』とした。

※No.31の検査項目は実施していないため、『 - 』とした。

5 財務の状況

(1)損益計算書

(単位:円,税抜金額)

			(+	· <u>似: 円, </u>
項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
水道事業収益	6, 419, 543, 532	6, 260, 370, 240	6, 266, 070, 043	6, 103, 725, 143
営業収益	4, 698, 293, 575	4, 652, 564, 766	4, 680, 562, 771	4, 589, 309, 282
給水収益	4, 698, 293, 575	4, 652, 564, 766	4, 680, 562, 771	4, 589, 309, 282
営業雑収益	14, 677, 233	12, 825, 427	12, 051, 990	9, 761, 578
受注工事収益	1, 225, 233	1, 119, 927	1, 287, 490	299, 578
その他営業雑収益	13, 452, 000	11, 705, 500	10, 764, 500	9, 462, 000
営業外収益	1, 613, 724, 135	1, 502, 610, 554	1, 483, 697, 120	1, 413, 678, 926
受取利息	1, 349, 252	3, 848, 239	349, 434	1, 948, 983
繰入金	127, 398, 000	60, 465, 000	57, 760, 000	55, 175, 000
加入金	58, 784, 000	48, 068, 000	42, 686, 000	42, 030, 000
長期前受金戻入	1, 085, 721, 429	1, 058, 189, 505	1, 058, 746, 320	998, 961, 007
雑収益	80, 875, 278	80, 434, 773	89, 365, 012	95, 163, 246
広域施設営業外収益	259, 596, 176	251, 605, 037	234, 790, 354	220, 400, 690
用水供給事業収益	88, 622, 449	92, 369, 493	89, 577, 441	88, 394, 895
用水供給営業収益	74, 094, 295	78, 288, 096	76, 436, 420	76, 060, 607
用水供給営業外収益	14, 528, 154	14, 081, 397	13, 141, 021	12, 334, 288
特別利益	4, 226, 140	0	180, 721	2, 580, 462
固定資産売却益	4, 226, 140	0	180, 721	2, 580, 462
水道事業費用	5, 184, 689, 591	5, 142, 278, 920	5, 028, 498, 751	4, 967, 663, 774
営業費用	4, 814, 033, 097	4, 799, 852, 742	4, 709, 962, 971	4, 674, 580, 332
原水及び浄水費	527, 169, 553	543, 289, 534	497, 367, 948	524, 068, 912
配水及び給水費	2, 980, 204, 917	2, 980, 278, 406	3, 034, 910, 514	2, 978, 194, 823
一般管理費	168, 407, 964	224, 515, 709	168, 944, 745	170, 364, 508
共同施設管理分担費	51, 316, 911	36, 069, 158	30, 263, 780	23, 480, 863
広域施設営業費用	1, 086, 933, 752	1, 015, 699, 935	978, 475, 984	978, 471, 226
営業雑費用	9, 960, 131	9, 308, 582	9, 850, 191	6, 400, 498
受注工事費	9, 960, 131	9, 308, 582	9, 850, 191	6, 400, 498
営業外費用	297, 467, 629	274, 139, 252	252, 128, 970	227, 983, 126
支払利息	254, 525, 672	234, 958, 880	215, 202, 002	195, 521, 586
雑支出	1, 702, 936	2, 284, 556	4, 443, 955	4, 591, 025
広域施設営業外費用	41, 239, 021	36, 895, 816	32, 483, 013	27, 870, 515
用水供給事業費用	63, 160, 098	58, 917, 721	56, 556, 619	56, 341, 564
用水供給営業費用	60, 852, 106	56, 852, 803	54, 738, 667	54, 781, 756
用水供給営業外費用	2, 307, 992	2, 064, 918	1, 817, 952	1, 559, 808
特別損失	68, 636	60, 623	0	2, 358, 254
固定資産売却損	68, 636	15, 779	0	2, 358, 254
広域施設特別損失	0	42, 467	0	0
用水供給特別損失	0	2, 377	0	0
当年度純利益(△純損失)	1, 234, 853, 941	1, 118, 091, 320	1, 237, 571, 292	1, 136, 061, 369

(2) 企 業 債

(単位:千円)

年度	当該	年度	企業債残高
平 度	借入金	償 還 金	(各年度末現在)
30年度	200, 000	1, 087, 323	15, 774, 441
元年度	200, 000	1, 101, 243	14, 873, 198
2年度	200, 000	1, 122, 621	13, 950, 577
3年度	200, 000	1, 144, 274	13, 006, 303
4年度	0	1,151,605	11,854,698
上 越	0	509, 159	5, 087, 212
柿 崎 区	0	88, 281	948, 820
大潟区	0	1, 277	59, 526
頸城区	0	48, 839	548, 649
吉川区	0	57, 851	1, 167, 385
中郷 区	0	530	11, 643
板倉区	0	13, 271	132, 063
清 里 区	0	34, 639	336, 315
三和区	0	13, 845	220, 338
安 塚 区	0	41, 990	885, 696
浦川原区	0	34, 030	372, 959
大島区	0	25, 516	125, 263
牧区	0	46, 806	483, 378
名立区	0	26, 482	247, 290
広域施設	0	198, 007	1, 163, 068
用水供給	0	11, 082	65, 093

(3) 給水原価·供給単価

① 水道事業

年 度	給 水 原 価	供給単価
30年度	165円56銭	212円47銭
元年度	170円80銭	212円99銭
2年度	171円02銭	211円31銭
3年度	167円00銭	212円97銭
4年度	171円47銭	213円53銭

※給水原価 = {経常費用 - (受託工事費+附帯事業費+材料及び不用品売却原価) - 長期前受金戻入 見合い分の減価償却費及び固定資産除却費並びに企業債償還金} ÷年間総有収水量

※供給単価 = 給水収益 ÷ 年間総有収水量

② 水道用水供給事業

年 度	給 水 原 価	供給単価
30年度	63円16銭	99円34銭
元年度	66円65銭	101円37銭
2年度	55円69銭	97円08銭
3年度	55円17銭	96円91銭
4年度	56円53銭	97円44銭

※給水原価 = {経常費用-(受託工事費+附帯事業費+材料及び不用品売却原価)-長期前受金戻入

見合い分の減価償却費及び固定資産除却費と二年間総有収水量

※供給単価 = 給水収益 ÷ 年間総有収水量

≪参考≫ 労働生産性

年度	職員1人当たり	給水人口1万人当たり	職員1人当たり
十 及	の給水人口(人)	の職員数(人)	の給水量(m³)
30年度	2,631	3.8	308, 717
元年度	2, 677	3. 7	310, 684
2年度	2,653	3.8	310, 111
3年度	2, 618	3.8	309, 543
4年度	2,593	3.9	302,708

損益勘定職員数 (人)
73
71
71
71
71

※職員1人当たりの給水人口 = 給水人口 ÷ 損益勘定職員数

※給水人口1万人当たりの職員数 = 10,000人 ÷ 職員1人当たりの給水人口

※職員1人当たりの給水量 = 有収水量 ÷ 損益勘定職員数

	(単位:%)									
	分 析 項 目	2年度	3年度	4年度	説明					
構	1.固定資産構成比率	87.2	86.4	86.2	総資産の中で、固定資産がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。					
成	2. 流動資産構成比率	12.8	13.6	13.8	総資産の中で、流動資産がどのくらいを占めている か。比率の大きい方が望ましい。					
比比	3.固定負債構成比率	15.0	14.0	12.9	総資本の中で、固定負債がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。					
	4. 流動負債構成比率	2.0	2.3	1.9	総資本の中で、流動負債がどのくらいを占めている か。比率の小さい方が望ましい。					
率	5. 自己資本構成比率	83.0	83.7	85.2	総資本とこれを構成する自己資本の関係を示すも ので、高いほど経営の安全性が高いことを表してい る。					
	6. 固定長期適合率(固定資産対長期資本比率)	88.9	88.4	87.9	固定資産の調達が自己資本と固定負債の範囲内で行われるべきとの立場から、100%以下であることが望ましい。					
財	7. 流 動 比 率	656.6	585.7	722.1	短期の債務と、これを返済するのに必要な財源を比較する比率で、高いほど返済能力があり、経営の安定が保たれている。					
- 務	8. 当 座 比 率 (酸 性 試 験 比 率)	641.2	577.6	709.3	流動比率よりさらに短期的な支払能力をみるもので、流動性の強い現金・預金や未収金などと流動 負債との割合を表している。					
	9. 現 金 預 金 比 率	626.5	566.9	695.8	当座比率よりさらに短期的な支払能力をみるもので、即支払可能な現金と流動負債との割合を表している。					
比	10. 負 債 比 率	101.9	96.2	89.2	負債を自己資本より超過させないことが、健全経営 の理想であり、100%以下が望ましい。					
率	11. 固 定 負 債 比 率	30.4	27.4	24.3	自己資本に対し、固定負債の占める割合はどのくらいか。100%以下が望ましい。					
	12. 流 動 負 債 比 率	3.9	4.6	3.6	自己資本に対し、流動負債の占める割合はどのくら いか。比率の小さい方が望ましい。					
	13. 総 資 本 利 益 率	1.2	1.4	1.3	投下資本の総額と、それによってもたらされた利益 を比較する。比率は大きいほどよい。					
収	14.純利益対総収益率	17.9	19.8	18.6	総収益のうち、最終的に企業に残された純利益(損失)の割合を表したもので、値が大きいほどよい。					
42	15. 営業利益対営業収益率	△ 2.6	△ 0.1	△ 1.3	営業収益の中で、営業利益がどのくらいを占めているか。 比率の大きい方が望ましい。					
益	16. 総収益対総費用比率 (総収支比率)	121.7	124.6	122.9	収益と費用の相対的な関連を示すもので、比率が 高いほど経営内容が良好とされる。					
率	17. 営業収益対営業費用比率	97.5	99.9		営業収益とそれに要した営業費用とを対比して業 務活動の効率を表したもので、比率が高いほど経 営内容が良好とされる。					
他	18. 人件費対営業収益比率	13.1	12.7	13.0	営業収益の中で、人件費がどのくらいを占めているか。 比率の小さい方が望ましい。					
167	19. 利 子 負 担 率	2.0	1.9	1.9	借入金に対し、支払利息がどのくらいの比率になっているか。比率は小さい方が望ましい。					
	20. 総 資 本 回 転 率	0.05	0.05	0.05	投下され運用されている資本の効率を測定するもので、回転率が大きいほど、少ない資産で大きい売上を獲得できていることとなる。 ※単位:回					

《参考》

水道事業ガイドライン業務指標(PI)算出結果

A) 安全で良質な水 ・運営管理

1) 水質管理

※指標の優位性:↑ 高い方が望ましい、↓ 低い方が望ましい、 - ほかの指標や条件などと併せて総合評価

1////	具官理 ※指標の関係性: 高い力が呈ましい。 → ほかのが呈ましい。 ー ほかの指標や栄性などと併せて総合評価									
指標No.	業務指標	単位	指標の 優位性	指標の内容	計算値 【3年度】	計算値 【4年度】	前年度比較			
A101	平均残留塩素濃度 残留塩素濃度合計/ 残留塩素測定回数	(mg/L)		給水栓での残留塩素濃度の平均値を表す。0.1mg/L以上を満た す必要があるが、塩素臭の発生を減少させるためには0.1mg/Lを 確保した上で、なるべく小さな値にすることが望ましい。	0.29	0.27	△ 0.02			
	最大カビ臭物質濃度水質基準比率 (最大カビ臭物質濃度/ 水質基準値) × 100	(%) (項目名)		給水栓におけるカビ臭物質濃度の最大値の水質基準値に対する 割合を表す。	60.0 (ジェオスミン)	30.0 (ジェオスミン)	△ 30.0			
A103	総トリハロメタン濃度水質基準比率 Σ (給水栓の総トリハロメタン濃度/ 給水栓数) / 水質基準値× 100	(%)	ļ	給水栓における総トリハロメタン濃度の水質基準値に対する割合 を示すもので、水道水の安全性を表す。	21.0	16.4	\triangle 4.6			
A104	有機物(TOC)濃度水質基準比率 Σ (給水栓の有機物(TOC) 濃度/ 給水栓数/ 水質基準値× 100	(%)	↓	給水栓における有機物濃度の水質基準値に対する割合を示すも ので、水道水の安全性を表す。	16.7	17.6	0.9			
A105	重金属濃度水質基準比率 Σ (絵水栓の当該重金属濃度/ 絵水栓数) / 水質基準値× 100	(%) (項目名)	↓	給水栓における重金属濃度の水質基準値に対する割合を示すもので、水道水の安全性を表す。	10.0 (鉛及びその化 合物)	0.0 (検出項目な し)	△ 10.0			
A106	無機物質濃度水質基準比率 Σ 総水栓の当該無機物質濃度/ 給水栓数) / 水質基準値× 100	(%) (項目名)	→	給水栓における無機物質濃度の水質基準値に対する割合を示す もので、水道水の味、色など性状を表す。	11.7 (カルシウム、マ グネシウム等)	11.6 (カルシウム、マ グネシウム等)	△ 0.1			
A107	有機化学物質濃度水質基準比率 Σ (給水栓の当該有機化学物質濃度/ 給水栓数) / 水質基準値× 100	(%) (項目名)	↓	給水栓における有機化学物質濃度の水質基準値に対する割合を 示すもので、原水の汚染状況及び水道水の安全性を表す。	0.0 (検出項目なし)	0.0 (検出項目なし)	0.0			
A108	消毒副生成物濃度水質基準比率 Σ (絵水栓の当該消毒副生成物濃度/ 給水栓数) / 水質基準値× 100	(%) (項目名)	↓	給水栓における消毒副生成物濃度の水質基準値に対する割合を 示すもので、原水の汚染状況及び水道水の安全性を表す。	20.0 (トリクロロ酢酸)	15.6 (トリクロロ酢酸)	△ 4.4			
A109	農薬濃度水質管理目標比 Σ(各定期検査時の各農薬濃度/各農薬の目標値)	-	→	給水栓における各農薬濃度と水質管理目標値との比の合計を示 すもので、水源の汚染状況及び水道水の安全性を表す。合計が1 を超えないことが望ましい。	0.000	0.000	0.000			

2) 施設管理

2/ 加巴以	U RENTER										
指標No.	業務指標	単位	指標の 優位性	指標の内容	計算値 【3年度】	計算値 【4年度】	前年度比較				
	原水水質監視度 原水水質監視項目数	(項目)		水道事業体が原水水質の項目をどの程度検査しているかを示して おり、水道事業体の水質管理水準を表す。原水の特質によるとこ ろもあり、必ずしも項目数が多いことがよいとは限らない。	75	73	△ 2				
	給水栓水質検査(毎日)箇所密度 (給水栓水質検査(毎日)採水箇所数/現在給水面積)×100	(箇所/100 km²)		給水栓における毎日水質検査に関して、給水面積100k㎡当たり の給水栓水質の監視箇所数を示したものであり、水道水の水質管 理水準を表す。	6.1	6.1	0.0				
	配水池清掃実施率 (5年間に清掃した配水池有効容量 / 配水池有効容量) × 100	(%)		配水池有効容量に対する5年間に清掃した配水池有効容量の割合を示すもので、安全で良質な水への取組み度合いを表す。	25.7	14.4	△ 11.3				
	直結給水率 (直結給水件数/給水件数)×100	(%)		給水件数に対する直結給水件数の割合を示すもので、受水槽管理の不備に伴う衛生問題などに対する水道事業体をしての取組み度合いを表す。	92.7	93.0	0.3				
	貯水槽水道指導率 (貯水槽水道指導件数/貯水槽水道数)×100	(%)	1	貯水槽水道数に対する指導を実施した件数の割合を示すもので、 水道事業としての貯水槽水道への関与度を表す。	2.7	2.1	△ 0.6				

3) 事故災害対策

-/ - /	T-9-7-1-7/7								
指標N	o. 業務指標	単位	指標の 優位性	指標の内容	計算値 【3年度】	計算値 【4年度】	前年度比較		
A301	水源の水質事故件数	(件)		1年間における水源の水質事故件数を示すもので、水源の突発的 水質異常のリスクがどれだけあるかを表す。	0	1	1		
A302	粉末活性炭処理比率 (粉末活性炭年間処理水量/年間浄水量)×100	(%)		年間浄水処理量に対する粉末活性炭年間処理水量の割合を示すもので、原水の汚染状況、水質事故などに対する対応を表す。	3.3	9.9	6.6		

• 施設整備 4) 施設更新

指標No	業務指標	単位	指標の 優位性	指標の内容	計算値 【3年度】	計算値 【4年度】	前年度比較
A401	鉛製給水管率 (鉛製給水管使用件数/給水件数)×100	(%)		給水件数に対する鉛製給水管使用件数の割合を示すものであり、 鉛製給水管の解消に向けた取組みの進捗度合いを表す。	0.9	1.3	0.4

B) 安定した水の供給

·運営管理

1) 施設管理

指標No.	業務指標	単位	指標の 優位性	指標の内容	計算値 【3年度】	計算値 【4年度】	前年度比較
B101	自己保有水源率 (自己保有水源水量/全水源水量)×100	(%)		水道事業体が保有する全ての水源量に対する、その水道事業体 が単独で管理し、水道事業体の意思で自由に取水できる水源量 の割合を示すもので、水源運用の自由度を表す。	100.0	100.0	0.0
B102	取水量1m ³ 当たり水源保全投資額 水源保全に投資した費用/年間取水量	(円/m³)		取水量1㎡当たりに対する水質保全に対する投資費用を示すもので、水道事業体の水質保全への取組み状況を表す。	0.05	0.04	△ 0.01
B103	地下水率 (地下水揚水量 / 年間取水量)×100	(%)		水源利用水量に対する地下水揚水量の割合を示すもので、水道 事業体の水源特性を表す。	1.8	1.9	0.1
B104	施設利用率 (一日平均配水量/施設能力)×100	(%)	1	施設能力に対する一日平均配水量の割合を示すもので、水道施設の効率性を表す。値が高い方が、施設が有効活用されているといえるが、100%に近い場合には安定給水に問題があるといえる。	47.2	46.7	△ 0.5
B105	最大稼働率 (一日最大配水量/施設能力)×100	(%)	1	施設能力に対する一日最大配水量の割合を示すもので、水道施設の効率性を表す。	52.6	61.9	9.3
B106	負荷率 (一日平均配水量/一日最大配水量)×100	(%)	1	日最大配水量に対する 日平均配水量の割合を示すもので、 水道施設の効率性を表す。	89.7	75.5	△ 14.2
B107	配水管延長密度 配水管延長/現在給水面積	(km/km²)	1	給水面積当たりの配水管延長を示すもので、お客さまからの給水 申込みに対する物理的利便性の度合いを表す。	3.0	3.0	0.0
B108	管路点検率 (点検した管路延長 / 管路延長) × 100	(%)	1	管路延長に対する1年間で点検した管路延長の割合を示すもので、管路の健全性確保に対する執行度合いを表す。	データなし	データなし	-
B109	バルブ点検率 (点検したバルブ数 / バルブ設置数) × 100	(%)	1	バルブ設置数に対する1年間に点検したバルブ数の割合を示すもので、管路の健全性確保に対する執行度合いを表す。	0.5	0.7	0.2
B110	漏水率 (年間漏水量 / 年間配水量) × 100	(%)	1	配水量に対する漏水量の割合を示しており、事業効率を表す。	3.3	4.0	0.7
B111	有効率 (年間有効水量 / 年間配水量) × 100	(%)	1	年間配水量に対する年間有効水量の割合を示すもので、水道事業の経営効率性を表す。	96.5	95.5	△ 1.0
B112	有収率 (年間有収水量/年間配水量)×100	(%)	1	年間配水量に対する年間有収水量の割合を示すもので、水道施設を通して供給される水量が、どの程度収益につながっているかを表す。	94.1	93.1	△ 1.0
B113	配水池貯留能力 配水池有効容量/一日平均配水量	(目)	1		0.86	0.85	△ 0.01
B114	給水人口一人当たり配水量 (一日平均配水量/現在給水人口)×1,000	(L/目·人)		給水人ロー人当たりの配水量を示すもので、家庭用以外の水利 用の多少を表す。	344	344	0
B115	給水制限日数	(目)	↓	1年間に給水制限を実施した日数を示すもので、給水サービスの 安定性を表す。	0	0	0.0
B116	給水普及率 (現在給水人口/給水区域内人口)×100	(%)	1	給水区域内に居住する人口に対する給水人口の割合を示すもので、水道事業のサービス享受の概況及び地域性を表す。	100.0	100.0	0.0
B117	設備点検実施率 (点検機器数/機械・電気・計装機器の合計数) × 100	(%)		機械・電気・計装機器の合計数に対する点検機器数の割合を示すもので、設備の健全性確保に対する点検割合を表す。	データなし	データなし	-

2) 事故災害対策

指標No.	^{大善対策} 業務指標	単位	指標の 優位性	指標の内容	計算値【3年度】	計算値【4年度】	前年度比較
B201	浄水場事故割合 10年間の浄水場停止事故件数 / 浄水場数	(件/10 年·箇所)	↓	直近10年間に浄水場が事故で停止した件数を一浄水場当たりの割合として示すものであり、施設の信頼性を表す。	0.00	0.00	0.00
B202	事故時断水人口率 (事故時断水人口/現在給水人口)×100	(%)	1	浄水場などの事故時において給水できない人口の割合を示して おり、水道事業体のシステムの融通性、余裕度によるサービスの安 定性を表す。	14.2	14.3	0.1
B203	給水人口一人当たり貯留飲料水量 (配水池有効容量×1/2+緊急貯水槽容量)×1,000/現在給水人口	(L/人)	1	災害時に確保されている給水人ロー人当たりの飲料水量を示すも のであり、水道事業体の災害対応度を表す。	147	147	0
B204	管路の事故割合 管路の事故件数 /(管路延長/100)	(件/100 km)	1	1年間における導・送・配水管路の事故件数を延長100km当たりの件数に換算したものであり、管路の健全性を表す。	1.5	3.9	2.4
B205	基幹管路の事故割合 基幹管路の事故件数/基幹管路延長/100)	(件/100 km)	1	1年間における基幹管路の事故件数を延長100km当たりの件数に 換算したものであり、基幹管路の健全性を表す。	1.5	1.9	0.4
B206	鉄製管路の事故割合 鉄製管路の事故件数 / (鉄製管路延長/100)	(件/100 km)	1	1年間における導・送・配水管路の事故件数を延長100km当たりの件数に換算したものであり、鉄製管路の健全性を表す。	1.5	4.0	2.5
B207	非鉄製管路の事故割合 非鉄製管路の事故件数 / (非鉄製管路延長/100)	(件/100 km)	1	1年間における非鉄製導・送・配水管路の事故件数を延長100km 当たりの件数に換算したものであり、非鉄製管路の健全性を表す。	1.5	3.4	1.9
	給水管の事故割合 給水管の事故件数 / (給水件数/ 1,000)	(件/1,000 件)	↓	給水件数1,000件当たりの給水管の事故件数を示しており、配水管分岐から水道メーターまでの給水管の健全性を表す。	1.1	1.3	0.2
B209	給水人ロー人当たり平均断水・濁水時間 Σ(断水・濁水時間×断水・濁水区域給水人ロ)/現在給水人口	(時間)	↓	現在給水人口に対する断水・濁水時間を示すものであり、給水の 安定度を表す。	0.01	0.00	△ 0.01
B210	災害対策訓練実施回数	(回/年)		1年間に災害対策訓練を実施した回数を示すもので、自然災害に 対する危機対応性を表す。	1	4	3
B211	消火栓設置密度 消火栓数/配水管延長	(基/km)	1	配水管延長に対する消火栓の設置密度を示すもので、危機対応 能力の度合いを表す。	2.6	2.6	0.0

3) 環境対策

指標No.		単位	指標の 優位性	指標の内容	計算値 【3年度】	計算値 【4年度】	前年度比較
B301	配水量1 m ² 当たり電力消費量 電力使用量の合計 / 年間配水量	(kWh/m³)	→	配水量1㎡当たりの電力使用量を示すもので、省エネルギー対策 への取組み度合いを表す。	0.27	0.27	0.00
	配水量1m ² 当たり消費エネルギー エネルギー消費量 / 年間配水量	(MJ/m³)		配水量当たりの消費エネルギー量の割合を示すもので、省エネル ギー対策への取組み度合いを表す。	2.84	2.75	△ 0.09
	配水量1㎡ 当たり二酸化炭素(CO2)排出量 [二酸化炭素(CO2)排出量/年間配水量)×1,000,000	(g·CO2/m³)	→	年間配水量に対する総二酸化炭素排出量であり、環境保全への 取組み度合いを表す。	129	127	△ 2
	再生可能エネルギー利用率 (再生可能エネルギー設備の電力使用量 / 全施設の電力使用量) × 100	(%)		全施設の電力使用量に対する再生可能エネルギーの利用の割合 を示すもので、環境負荷逓減に対する取組み度合いを表す。	5.50	5.42	△ 0.08
	浄水発生士の有効利用率 (有効利用土量 / 浄水発生土量) × 100	(%)		浄水発生土量に対する有効利用土量の割合を示すもので、環境 保全への取組み度合いを表す。	98.9	98.8	△ 0.1
	建設副産物のリサイクル率 (リサイクルされた建設副産物量/建設副産物発生量)×100	(%)	1	水道事業における工事などで発生する建設副産物のうち、リサイク ルされた建設副産物量の割合を示すもので、環境保全への取組 み度合いを表す。	100.0	100.0	0.0

・施設整備

指標No.		単位	指標の 優位性	指標の内容	計算値 【3年度】	計算値 【4年度】	前年度比較
	ダクタイル鋳鉄管・鋼管率 [[ダクタイル鋳鉄管延長 + 鋼管延長) / 管路延長] × 100	(%)		全管路延長に対するダクタイル鋳鉄管・鋼管の割合を示したもので、管路の母材強度に視点を当てたもの。	39.6	39.6	0.0
B402	管路の新設率 (新設管路延長/管路延長)×100	(%)		管路延長に対する1年間に新設した管路延長の割合を示すもので、管路整備度合いを表す。	0.07	0.04	△ 0.03

5) 施設更新

指標No.	業務指標	単位	指標の 優位性	指標の内容	計算値 【3年度】	計算値 【4年度】	前年度比較
	法定耐用年数超過浄水施設率 (法定耐用年数を超えている浄水施設能力/全浄水施設能力)×100	(%)	↓	全浄水施設能力に対する法定耐用年数を超過した浄水施設の浄水能力の割合を示すもので、施設の老朽化度及び更新の取組み 状況を表す。	0.0	0.0	0.0
B502	法定耐用年数超過設備率 (法定耐用年数を超えている機械・電気・計装設備などの合計数/機械・電 気・計装設備などの合計数)× 100	(%)	↓	水道施設に設置されている機械・電気・計装設備の機器合計数に 対する法定耐用年数を超えている機器数の割合を示すものであ り、機器の老朽度、更新の取組み状況を表す。	59.8	59.8	0.0
	法定耐用年数超過管路率 (法定耐用年数を超えている管路延長/管路延長)×100	(%)		管路の延長に対する法定耐用年数を超えている管路の割合を示 すものであり、管路の老朽化度、更新の取組み状況を表す。	12.5	15.4	2.9
	管路の更新率 (更新された管路延長/管路延長)×100	(%)		管路の延長に対する更新された管路延長の割合を示すもので、信 頼性確保のための管路更新の執行度合いを表す。	0.75	0.53	△ 0.22
	管路の更生率 (更生された管路延長/管路延長)×100	(%)		管路の延長に対する更生を行った管路の割合を示すもので、信頼 性確保のための管路維持の執行度合いを表す。	0.000	0.000	0.000

6) 事故:	災害対策 T		The last on	l I	31 Mr H=	31 Mr H=	
指標No.	業務指標	単位	指標の 優位性	指標の内容	計算値 【3年度】	計算値 【4年度】	前年度比較
B601	系統間の原水融通率 (原水融通能力/全浄水施設能力)×100	(%)	1	全浄水施設能力に対する他系統からの融通可能な原水水量の割合を示すものであり、水運用の安定性、柔軟性及び危機対応性を表す。	0.0	0.0	0.0
B602	浄水施設の耐震化率 (耐震対策の施された浄水施設能力/全浄水施設能力)×100	(%)	1	全浄水施設能力に対する耐震対策が施されている浄水施設能力 の割合を示すもので、地震災害に対する浄水処理機能の信頼性・ 安全性を表す。	94.6	94.7	0.1
B602-2	浄水施設の主要構造物耐震化率 [(沈殿・ろ過を有する施設の耐震化浄水施設能力+ろ過のみ施設の耐震化 浄水施設能力)/全浄水施設能力 ×100	(%)	1	浄水施設のうち主要構造物である、沈殿地及びろ過池に対する耐 震対策が施されている割合を示すもので、B602(浄水施設の耐震 化率)の進捗を表す。	96.6	96.6	0.0
B603	ポンプ所の耐震化率 (耐震対策の施されてたポンプ所能力/耐震化対象ポンプ所能力)×100	(%)	1	耐震化対象ボンブ所能力に対する耐震対策が施されたボンブ所能力の割合を示すもので、地震災害に対するボンブ施設の信頼性・安全性を表す。	70.7	70.7	0.0
B604	配水池の耐震化率 (耐震対策の施された配水池有効容量/配水池等有効容量)×100	(%)	1	全配水池容量に対する耐震対策の施された配水池の容量の割合を示すもので、地震災害に対する配水池の信頼性・安全性を表す。	78.3	79.5	1.2
B605	管路の耐震管率 (耐震管延長/管路延長)×100	(%)	1	導・送・配水管(配水支管を含む)全ての管路の延長に対する耐震 管の延長の割合を示すもので、地震災害に対する水道管路網の 安全性、信頼性を表す。*	29.1	29.5	0.4
B606	基幹管路の耐震管率 (基幹管路のうち耐震管延長/基幹管路延長)×100	(%)	1	基幹管路の延長に対する耐震管の延長の割合を示すものであり、 地震災害に対する基幹管路の安全性、信頼性を表す。*	36.3	37.1	0.8
B606-2	基幹管路の耐震適合率 (基幹管路の5ち耐震適合性のある管路延長/基幹管路延長)×100	(%)	1	基幹管路の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示すもので、B606(基幹管路の耐震管率)を補足する。*	38.5	39.3	0.8
B607	重要給水施設配水管路の耐震管率 (重要給水施設配水管路のうち耐震管延長/重要給水施設配水管路延長) ×100	(%)	1	重要給水施設への配水管の総延長に対する耐震管延長の割合を 示すもので、大規模な地震災害に対する重要給水施設配水管路 の安全性、信頼性を表す。*	42.5	44.2	1.7
B607-2	重要給水施設配水管路の耐震適合率 (重要給水施設配水管路のうち耐震適合性のある管路延長/重要給水施設配水管路延長)×100	(%)	1	重要給水施設への配水管の延長に対する耐震適合性のある管延 長の割合を示すもので、B607(重要給水施設配水管路の耐震管 率)を補足する。*	44.4	46.1	1.7
B608	停電時配水量確保率 (全施設停電時に確保できる配水能力/一日平均配水量)×100	(%)	1	一日平均配水量に対する全施設が停電した場合に確保できる配水能力の割合を示すものであり、災害時・広域停電時における危機対応性を表す。自然流下による配水が多いなど、施設の状況によっては、割合が100%を超える場合がある。	183.1	185.3	2.2
B609	薬品 備蓄 日数 (平均極集剤貯蔵量/凝集剤―日平均使用量)又は(平均塩素剤貯蔵量/塩 素剤―日平均使用量のうち、小さい方の値	(目)	1	浄水場で使う薬品の平均貯蔵量に対する一日平均使用量の割合を示すもので、災害に対する危機対応力を表す。	31.9	33.3	1.4
B610	燃料備蓄日数 平均燃料貯藏量/一日燃料使用量	(目)	1	停電時においても自家発電設備で浄水場の稼動を継続できる日 数を示すもので、災害時の対応性を表す。	1.0	1.1	0.1
B611	応急給水施設密度 応急給水施設数/(現在給水面積/100)	(箇所/100 km³)	1	100k㎡当たりの応急給水施設数を示すもので、震災時などにおける飲料水の確保のしやすさを表す。	16.7	16.3	△ 0.4
B612	給水車保有度 給水車数/現在給水人口/1,000)	(台/1,000 人)	1	給水人口1,000人当たりの給水車保有台数を示すものであり、事 故・災害などの緊急時における応急給水活動の対応性を表す。	0.01	0.01	0.00
B613	車載用の給水タンク保有度 車載用給水タンクの容量/(給水人口/1,000)	(m³/1,000 人)	1	給水人口1,000人当たりの車載用給水タンク容量を示すものであり、主に大地震などが発生した場合における応急給水活動の対応性を表す。	0.11	0.10	△ 0.01

※ *は、水道配水用ポリエチレン管を含む

C) **健全な事業経営**• 財務 1) 健全経営

1) 健全	栓 宮						
指標No.	業務指標	単位	指標の 優位性	指標の内容	計算値 【3年度】	計算値 【4年度】	前年度比較
C101	営業収支比率 [(営業収益-受託工事収益)/(営業費用-受託工事費)]× 100	(%)	1	営業収益の営業費用に対する割合を示すもので、水道事業収益 性を表す。	99.8	98.5	△ 1.3
C102	経常収支比率 [(営業収益+営業外収益)/(営業費用+営業外費用)]×100	(%)	1	経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すもので、水道事業の収益性を表す。	124.2	122.5	△ 1.7
C103	総収支比率 (総収益/総費用)×100	(%)	1	総費用が総収益によってその程度賄われているかを示すもので、 水道事業の収益性を表す。	124.2	122.5	△ 1.7
C104	累積欠損金比率 [累積欠損金/営業収益-受託工事収益]]×100	(%)		受託工事収益を除く営業収益に対する累積欠損金の割合を示す もので、水道事業経営の健全性を表す。0%であることが望ましい。	0.0	0.0	0.0
C105	繰入金比率(収益的収入分) (損益勘定繰入金/収益的収入)×100	(%)	1	収益的収入に対する損益勘定繰入金の依存度を示しており、事業の経営状況を表す。	1.3	1.2	△ 0.1
C106	繰入金比率(資本的収入分) (資本勘定繰入金/資本的収入計)×100	(%)	Ţ	資本的収入に対する資本勘定繰入金の依存度を示しており、事業の経営状況を表す。	20.7	33.8	13.1
C107	職員一人当たり給水収益 給水収益/損益勘定所属職員数	(千円/人)	1	損益勘定職員一人当たりの給水収益を示すもので、水道事業に おける生産性について給水収益を基準として把握するためのも の。	58,507	57,366	△ 1,141
C108	給水収益に対する職員給与費の割合 (職員給与費/給水収益)×100	(%)	1	給水収益に対する職員給与費の割合を示すもので、水道事業の収益性を表す。	12.9	13.6	0.7
C109	給水収益に対する企業債利息の割合 (企業債利息/給水収益)×100	(%)	1	給水収益に対する企業債利息の割合を示すもので、水道事業の 効率性及び財務安全性を表す。	5.3	4.9	△ 0.4
C110	給水収益に対する減価償却費の割合 (減価償却費/給水収益)×100	(%)	1	給水収益に対する減価償却費の割合を示すもので、水道事業の 収益性を表す。	62.0	62.0	0.0
C111	給水収益に対する建設改良のための企業債償還元金の割合 (建設改良のための企業債償還元金/給水収益)×100	(%)	↓	給水収益に対する建設改良のための企業債償還元金の割合を示すもので、建設改良のための企業債償還元金が経営に及ぼす影響を表す。	24.2	24.9	0.7
C112	給水収益に対する企業債残高の割合 (企業債残高/給水収益)×100	(%)	1	給水収益に対する企業債残高の割合を示すもので、企業債残高 が規模及び経営に及ぼす影響を表す。	276.3	256.9	△ 19.4
C113	料金回収率 (供給単価/給水原価)×100	(%)	1	給水原価に対する供給単価の割合を示すもので、水道事業の経営状況の健全性を表す。	127.5	124.5	△ 3.0
C114	供給単価 給水収益/年間有収水量	(円/m³)	1	有収水量1㎡当たりの給水収益の割合を示すもので、水道事業で どれだけの収益を得ているかを表す。	213.0	213.5	0.5
C115	給水原価 [経常費用-(受託工事費+材料及び不要品売却原価+附帯事業費+長期 前受金展入]] / 年間有収水量	(円/m³)	↓	有収水量1㎡当たりの経常費用(受託工事費等を除く)の割合を示すもので、水道事業でどれだけの費用がかかっているかを表す。	167.0	171.5	4.5
C116	1か月10 ㎡当たり家庭用料金	(円)	1	1か月に10㎡使用した場合における水道料金を示し、契約者の経済的利便性を表す。	1,512	1,512	0
C117	1か月20 m ³ 当たり家庭用料金	(円)	Ţ	1か月に20㎡使用した場合における水道料金を示し、契約者の経済的利便性を表す。	3,228	3,228	0
C118	流動比率 (流動資産/流動負債)×100	(%)	1	流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、事業の財務 安全性を表す。	569.4	699.6	130.2
C119	自己資本構成比率 [[資本金+剩余金+評価差額等+繰延収益// 負債・資本合計]×100	(%)	1	総資本(負債及び資本)に対する自己資本の割合を示しており、 財務の健全性を表す。	83.6	85.1	1.5
C120	固定比率 [固定資産/資本金+剩余金+評価差額+繰延収益]× 100	(%)	↓	自己資本に対する固定資産の割合を示すものであり、財務の安全 性を表す。	103.7	101.7	△ 2.0
C121	企業債償還元金対減価償却費比率 [建設改良のための企業債償還元金/(当年度減価償却費-長期前受金戻 入])×100	(%)	1	当年度減価償却費に対する企業債償還元金の割合を示すもので、投下資本の回収と再投資との間のパランスを見るもの。	70.5	68.4	△ 2.1
C122	固定資産回転率 (営業収益-受託工事収益)/[期首固定資産+期末固定資産)/2]	(回)	1	固定資産(年度平均)に対する営業収益の割合を示すものであり、 1年間に固定資産額の何俗の営業収益があったかを示す。	0.06	0.06	0.00
C123	固定資産使用効率 年間配水量/有形固定資産	(㎡/万円)	1	有形固定資産に対する年間総配水量の割合を示すもので、施設 の使用効率を表す。	3.1	3.1	0.0
C124	職員一人当たり有収水量 年間総有収水量/損益勘定所属職員数	(㎡/人)	1	1年間における損益勘定職員一人当たりの有収水量を示すもので、水道サービスの効率性を表す。	275,000	269,000	△ 6,000
C125	料金請求誤り割合 誤料金請求件数 / (料金請求件数/1,000)	(件/1,000 件)		料金請求総件数に対する誤請求の件数の割合を示すもので、料金関連業務の適正度を表す。	0.00	0.00	0.00
C126	料金収納率 (料金納入額/ 調定額) × 100	(%)	1	1年間の水道料金総調定額に対して、決算確定時点において納 入されている収入額の割合を示すもので、水道事業の経営状況の 健全性を表す。	96.0	95.7	△ 0.3
C127	給水停止割合 給水停止件数 / (給水件数/1,000)	(件/1,000 件)	1	給水件数に対する給水停止件数の割合を示すもので、水道料金の未納状況の度合いを見るもの。	10.0	10.8	0.8
	I		1				1

•組織、**人材** 2) 人材育成

• #	Н.	敝、	. ,	\ #
~ \		July 1	A-4 -	.Dx

2) 人材 i 指標No.		単位	指標の 優位性	指標の内容	計算値 【3年度】	計算値 【4年度】	前年度比較
	水道技術に関する資格取得度 職員が取得している水道技術に関する資格数 / 全職員数	(件/人)	1	職員が取得している水道技術に関する資格数の全職員に対する 割合を示すもの。	1.90	2.11	0.21
C202	外部研修時間 (職員が外部研修を受けた時間×受講人数) / 全職員数	(時間/人)	1	職員一人当たりの外部研修の受講時間を表すもので、技術継承 及び技術向上への取組み状況を表す。	0.3	1.2	0.9
	内部研修時間 (職員が内部研修を受けた時間×受講人数) / 全職員数	(時間/人)		職員一人当たりの内部研修の受講時間を表すもので、技術継承 及び技術向上への取組み状況を表す。	11.5	12.6	1.1
	技術職員率 (技術職員数 / 全職員数) × 100	(%)		全職員数に対する技術職員の割合を示すもので、技術面での維持管理体制を表す。	61.4	57.3	△ 4.1
	水道業務平均経験年数 職員の水道業務経験年数 / 全職員数	(年/人)		全職員の水道業務平均経験年数を表すもので、人的資源としての 専門技術の蓄積度合いを表す。	25.3	25.8	0.5
C206	国際協力派遣者数 Σ(国際協力派遣者数 × 滞在日数)	(人・目)		国際協力に派遣された人数とその滞在日数の積で、国際協力への関与の度合いを表す。	0	0	0
C207	国際協力受入者数 Σ(国際協力受入者数 × 滞在日数)	(人・目)		受け入れた海外の水道関係者の人数と滞在日数の積で、国際協 カへの関与の度合いを表す。	0	0	0

3)業務委託

指標N	io. 業務指標	単位	位 指標の 優位性 指標の内容		計算値 【3年度】	計算値 【4年度】	前年度比較
C30	1 検針委託率 (委託した水道メーター数 / 水道メーター設置数)×100	(%)		水道メーター設置数に対する検針委託している水道メーター数の割合を示すもので、業務委託の度合いを表す。	100.0	100.0	0.0
C30	2 浄水場第三者委託率 (第三者委託した浄水場の浄水施設能力 / 全浄水施設能力) × 100	(%)		全浄水場の浄水施設能力のうち、第三者委託している浄水場の浄 水施設能力の割合を示すもので、第三者委託の導入状況を表 す。	0.0	0.0	0.0

・お客さまとのコミュニケーション 4) 情報提供

指標No.	業務指標	単位	指標の 優位性			計算値 【4年度】	前年度比較
	広報誌による情報の提供度 広報誌などの配布部数 / 給水件数	(部/件)		4.7	4.7	0.0	
C402	インターネットによる情報の提供度			インターネット(ウェブページ)による水道事業の情報発信回数を表すもので、お客さまへの事業内容の公開度合いを表す。	62	74	12
C403	水道施設見学者割合 見学者数/(現在給水人口/1,000)	(人/1,000 人)		給水人口に対する水道施設見学者の割合を示すもので、お客さま との双方向コミュニケーションの推進度合いを表す。	6.73	9.27	2.54

5) 意見	見以集							
指標No.	業務指標	単位	指標の 優位性	指標の内容	計算値 【3年度】	計算値 【4年度】	前年度比較	
C501	モニタ割合 モニタ人数 / (現在給水人口/1,000)	(人/1,000 人)	1	現在給水人口に占めるモニタ人数の割合を表すもので、お客さま との双方向コミュニケーションの推進度合いを表す。	0.00	0.00	0.00	
C502	アンケート情報収集割合 アンケート回答人数 / (現在給水人口/1,000)	(人/1,000 人)		給水人口に対する1年間に実施したアンケート調査に回答した人数の割合を示し、お客さまのニーズの収集実行度を表す。	6.03	10.33	4.30	
	直接飲用率 (直接飲用回答数 / アンケート回答数) × 100	(%)		水道水を引用としているお客さまの割合を示すものであり、水道水 の飲み水としての評価を表す。	データなし	データなし	-	
	水道サービスに対する苦情対応割合 水道サービス苦情対応件数 / (給水件数/1,000)	(件/1,000 件)		給水件数に対する水道サービスに関する苦情対応件数の割合を 示すもので、水道サービス向上に対する取組み状況を表す。	0.00	0.00	0.00	
	水質に対する苦情対応割合 水質苦情対応件数 / (給水件数/1,000)	(件/1,000 件)		給水件数に対する、水道水の水質に関する苦情対応件数の割合を示すもので、水道水質の向上に対する取組み状況を表す。	0.91	1.24	0.33	
	水道料金に対する苦情対応割合 水道料金苦情対応件数/(給水件数/1,000)	(件/1,000 件)	Ţ	給水件数に対する水道料金に関する苦情対応件数の割合を示す もので、お客さまの水道料金への満足度を表す。	0.00	0.00	0.00	

背景情報(CI)・水道事業体のプロフィール

指標No.	業務指標	単位	指標の 優位性	指標の内容	計算値 【3年度】	計算値 【4年度】	前年度比較
CI1	給水人口規模	(人)			185,889	184,072	△ 1,817
CI2	全職員数	(人)			83	82	△ 1

・システムのプロフィール

指標No.	業務指標	単位	指標の 優位性	指標の内容	計算値 【3年度】	計算値 【4年度】	前年度比較
CI3	水源種別	-			ダム直接 ダム放流	ダム直接 ダム放流	i
	浄水受水率 浄水受水量 / 年間配水量	(%)			0.0	0.0	0.0
CI5	給水人口1万人当たりの浄水場数 浄水場数 / (現在給水人口/10,000)	(箇所/10,000人)			2.15	2.17	0.02
CI6	給水人口1万人当たりの施設数 (浄水場数+送・配水施設)/(現在給水人口/10,000)	(箇所/10,000人)			20.01	20.21	0.20

・地域条件のプロフィール

指標No.	業務指標	単位	指標の 優位性	指標の内容	計算値 【3年度】	計算値 【4年度】	前年度比較
CI7	有収水量密度 有収水量/計画給水区域面積	(1,000 m³/ha)			0.35	0.34	△ 0.01
CI8	水道メーター密度 水道メーター数/配水管延長	(個/km)			51.3	51.3	0.0
CI9	単位管延長 導送配水管延長 / 現在給水人口	(m/人)			11.57	11.70	0.13

6 環 境 対 策

(1) 水道水源保護条例の制定

① 制定の経緯及び審議会の開催状況

本市では、平成元年に発生したゴルフ場問題を教訓に、水道水源及びその上流地域の自然環境を保護し、清浄な水を確保するため、平成6年3月に上越市水道水源保護条例を制定し、平成8年3月に桑取川水系取水ダムと正善寺ダムの集水区域を水源保護地域に指定した。また、合併にともない平成18年8月に名立取水ダムの集水区域と、正善寺ダムの集水区域に隣接した地域の一部を指定し、平成19年3月には柿崎川ダムの集水区域を指定した。平成19年度以降は、各区の水道水源の集水区域及び周縁部や指定済の地域の周縁部を指定した。

水源保護地域内で、ゴルフ場・産業廃棄物処理業・その他水質汚濁を招くおそれのある事業を行おうとするときは、事前に市と協議をするとともに、関係地域住民への説明会などを行わなくてはならない。

事前協議があった場合、市では上越市水道水源保護審議会の意見を聴き、当該事業が水源の水質を汚濁し、または汚濁するおそれがある事業と認定した場合には設置を禁止する。

年 月 日	経緯
平成 6年 3月25日	上越市水道水源保護条例 公布 《事前協議対象事業》 イ、ゴルフ場 ロ、産業廃棄物処理業 ハ、その他水質汚濁を招くおそれのある事業 (土砂採取業、砂利採取業 等)
5月 1日 12月20日	上越市水道水源保護条例 施行 上越市水道水源保護条例施行規程 公布・施行
平成 7年 1月10日 6月22日	上越市水道水源保護審議会の委員委嘱 (委員12名、任期 2年間) 第1回審議会 議題: 会長、副会長の選出 上越市水道水源保護条例について(説明) 水源地域の概況について(説明)
12月20日 12月21日	諮問 市長より審議会に、水源保護地域の指定について諮問 第2回審議会 議題: 水源保護地域の指定について
平成 8年 1月25日 2月 7日 2月 8日 3月11日	第3回審議会 議題: 水源保護地域の指定について 第4回審議会 議題: 水源保護地域の指定について 答申 審議会より市長に、水源保護地域の指定について答申 水源保護地域を指定(告示) 《水源保護地域》 1 後谷調整池ダム、中ノ俣・ビンゴ沢・谷内・桑取の各取水ダムの集水区域の全域 2 正善寺ダムの集水区域の全域
平成14年 6月19日 12月26日	上越市水道水源保護条例の一部改正 ・水道水源保護審議会の委員から市議会議員(1号委員)を除く 第1回審議会 議題: 市の水道事業の概要、審議会の経緯について 水源保護地域の水源涵養策について ※市長より審議会に、水源涵養策の立案について諮問
平成15年 7月31日 8月26日 10月 8日 11月 2日	第1回審議会 議題: 全国の水道水源保護に関する取組み状況について、 水源保護地域の水源涵養策について 第2回審議会 議題: 水源保護地域内の植林について 第3回審議会 議題: 水源保護地域内の植林について 水源保護地域内の植林の実施 場 所 谷内取水ダム集水区域内(市民の森整備事業区域内) A=1,100m ²
	本 数 220本(主としてブナ、ミズナラを植林) 参加者 審議会委員、地元住民、くびき野森林組合等、40名
平成16年 2月25日 3月 9日	第4回審議会 議題: 水源涵養策の提言について 水道水源保護条例の改正について 答申 審議会より市長に、水源涵養策について答申
3月 9日 4月 1日	各甲 番磯云より印状に、小原個後界について各甲 上越市水道水源保護条例の一部改正 ・水源保護地域内における設置規制対象事業場を明確に定義付け
6月29日	第1回審議会 議題: 植林地の現況、NPOとの協働事業について 今後の水源涵養事業について
9月15日 9月30日	第2回審議会 議題: 水源涵養事業の進捗状況について 中ノ俣植林計画について 上越市水道水源保護条例の一部改正
10月21日	上越市小道水源保護条例の一部以近 ・対象事業に土砂採取業と砂利採取業を追加 第3回審議会 議題: 中ノ俣植林計画について
10/1=1	9月議会一般質問について 水源保護地域内の植林の実施

 $A = 1.550 \text{ m}^2$ 310本(主としてブナ、シバグリを植林) 本 数 審議会委員、地元住民、くびき野森林組合等、40名 参加者 平成17年 1月 1日 上越市水道水源保護条例の一部改正 ・市町村合併に伴い、広域水源保護区域から名立町の名称を削除 5月30日 第1回審議会 議題:審議会委員定数の改正について 水源涵養事業の経過と今後の計画について 審議会委員定数の改正について 7月21日 第2回審議会 議題: 条例と個別法との関係及び全国の裁判事例について 9月30日 第3回審議会 議題: 中ノ俣植林計画について 11月 3日 水源保護地域内の植林の実施 中ノ俣取水ダム集水区域内(林道南葉高原線北側広場) 場所 $A = 750 \text{m}^2$ 本 数 150本(主としてブナ、トチノキを植林) 参加者 審議会委員、地元住民、くびき野森林組合等、43名 平成18年 2月16日 第4回審議会 議題: 水道水源保護審議会の経緯について 水源保護地域の水源涵養策について 市町村合併に伴う上越市水道水源保護審議会の増員 委員委嘱 (委員20名、任期 2年間) 諮問 市長より審議会に、水源保護地域の指定について諮問 5月26日 第1回審議会 議題: 水道水源保護地域の指定について 5月31日 7月 6日 第2回審議会 議題: 水道水源保護地域の指定について 今年度の水源涵養策について 7月 7日 答申 審議会より市長に、水源保護地域の指定について答申 8月10日 水源保護地域を指定(告示) 《水源保護地域》 1 名立取水ダム集水区域の全域 2 正善寺ダム集水区域の周縁部の一部 水源保護地域内の植林の実施 11月18日 場所 中ノ俣取水ダム集水区域内(林道南葉高原線北側広場) A=750m² 平成16,17年度植林地の補植 130本 (ミズナラを植林) 本 数 参加者 審議会委員、地元住民、くびき野森林組合等、32名 諮問 市長より審議会に、水源保護地域の指定について諮問 12月22日 12月22日 第3回審議会 議題: 水道水源保護地域の指定について 平成19年 2月13日 第4回審議会 議題: 水道水源保護地域の指定について 集水区域周縁部の保護地域指定の基準について 答申 審議会より市長に、水源保護地域の指定について答申 2月14日 3月28日 水源保護地域を指定(告示) 《水源保護地域》 1 柿崎川ダム集水区域の全域 3月28日 第5回審議会 議題: 集水区域周縁部の保護地域指定の基準について ※保護地域の指定範囲の基準ついて 「周縁部の幅については200mとする」ことに決定。 諮問 市長より審議会に、水源保護地域の指定について諮問 7月27日 第1回審議会 議題: 水道水源保護地域の指定について 7月27日 今年度の水源涵養策について 第2回審議会 議題: 水道水源保護地域の指定について 8月29日 9月27日 水源保護地域を指定(告示) 《水源保護地域》 1 三和区多能貯水池集水区域及び周縁部 2 牧区水源集水区域及び周縁部 水源保護地域内の植林の実施 11月30日 場所 名立取水ダム集水区域内(南葉林道、広域基幹林道南葉線脇) 200本 (ブナ・オオヤマザクラ・トチノキを植林) 本 数 審議会委員、ボランティア等、32名 参加者 水源保護啓発看板の設置(名立区東飛山) 12月13日 林道南葉山線沿(名立取水ダム上流) 諮問 市長より審議会に、水源保護地域の指定について諮問 平成20年 1月18日 第3回審議会 議題: 水道水源保護地域の指定について

中ノ俣取水ダム集水区域内(林道南葉高原線北側広場)

場

所

2月26日 第4回審議会 議題: 水道水源保護地域の指定について

3月27日 水源保護地域を指定(告示)

《水源保護地域》

- 1 大島区菖蒲水源集水区域及び周縁部
- 2 大島区赤倉水源集水区域及び周縁部

7月10日 第1回審議会 議題: 水道水源保護地域の指定について

8月22日 第2回審議会 議題: 水道水源保護地域の指定について

9月25日 水源保護地域を指定(告示)

《水源保護地域》

1 安塚区朴ノ木川水源集水区域及び周縁部

- 2 安塚区小川川水源集水区域及び周縁部
- 3 清里区坊ヶ池用水・大三郎用水水源集水区域及び周縁部
- 4 板倉区筒方第1水源集水区域及び周縁部

11月13日 水源保護地域内の植林の実施

> 上越市後谷(林道南葉高原線沿)後谷ダム集水区域内 場所

200本 (ブナ90本 ミズナラ55本 トチ55本) 本 数

黒田小学校4年生と担任の先生(25名)・水源保護審議会委員・上越地域振興 参加者

局・上越地域水道用水供給企業団・ガス水道局職員 計60名

11月13日 水源保護啓発看板の設置(後谷、中ノ俣)

林道難波線沿 (除幕式に黒田小学校4年生参加)、林道南葉高原線沿

平成21年 1月20日 諮問 市長より審議会に、水源保護地域の指定について諮問

第3回審議会 議題: 水道水源保護地域の指定について

第4回審議会 議題: 水道水源保護地域の指定について 2月27日

3月26日 水源保護地域を指定(告示)

《水源保護地域》

1 浦川原区入山沢水源・南山水源集水区域及び周縁部

- 2 浦川原区上猪子田水源・集水区域及び周縁部
- 3 浦川原区真光寺水源・集水区域及び周縁部

5月29日 第1回審議会 議題: 平成21年度水源保護地域の指定、水源かん養策の予定について

11月5日 水源保護地域内の植林の実施

上越市後谷(県道後谷黒田脇野田線沿)後谷ダム集水区域内

本 数 200本 (ブナ90本 ミズナラ55本 トチ55本)

黒田小学校4年生と担任の先生(32名)・水源保護審議会委員・上越地域振興 参加者

局・上越地域水道用水供給企業団・ガス水道局職員 計65名

12月4日 水源保護啓発看板の設置 (三和区大、清里区青柳)

三和区多能浄水場(除幕式に三和区上杉小学校4年生参加)、清里区坊ヶ池

平成22年 1月22日 諮問 市長より審議会に、水源保護地域の指定について諮問

第2回審議会 議題: 水道水源保護地域の指定について

2月25日 第3回審議会 議題: 水道水源保護地域の指定について

水源保護地域を指定(告示) 3月25日

《水源保護地域》

1 後谷調整池ダム、中ノ俣取水ダム、ビンゴ沢取水ダム、谷内取水ダム 桑取取水ダム、名立取水ダムの集水区域周縁部

2 正善寺ダム集水区域周縁部

3 柿崎川ダム集水区域周縁部

平成22年 11月 4日 水源保護地域内の植林の実施

> 場所 上越市後谷(県道後谷黒田脇野田線沿)後谷ダム集水区域内

本 数 200本 (ブナ90本 ミズナラ55本 トチ55本)

和田小学校4年生と担任の先生(14名)・水源保護審議会委員・上越地域振興 参加者

局・上越地域水道用水供給企業団・ガス水道局職員 計46名

水源保護啓発看板の設置(安塚区切越、大島区菖蒲高原) 12月11日

安塚区市道沼木線沿、大島区菖蒲高原ベルハウス駐車場脇

平成23年 5月27日 第1回審議会 議題: 水源かん養策の実績及び平成23年度計画について 11月1日

水源保護地域内の植林の実施

上越市後谷(県道後谷黒田脇野田線沿)後谷ダム集水区域内 場所 本 数 200本 (ブナ90本 ミズナラ55本 トチ55本)

> 上雲寺小学校4年生と担任の先生(20名)・水源保護審議会委員・上越地域振興 参加者

局・上越地域水道用水供給企業団・ガス水道局職員 計46名

水源保護啓発看板の設置(上正善寺、柿崎区上中山) 12月13日

正善寺ダム駐車場脇、柿崎川ダム駐車場脇

平成24年 10月5日 第1回審議会 議題: 水源かん養事業の実績及び平成24年度計画、進捗について

水道水源保護審議会の運営について

水源保護地域内の植林の実施 11月1日

> 場所 上越市後谷(県道後谷黒田脇野田停車場線沿)後谷ダム集水区域内

本 数 200本 (ブナ90本 ミズナラ55本 トチ55本)

三郷小学校4年生と担任の先生(12名)・水源保護審議会委員・上越地域振興 参加者

局・上越地域水道用水供給企業団・ガス水道局職員 計40名

平成25年 6月1日 水源保護地域内植林地の補植の実施

場 所 上越市中ノ俣取水ダム集水区域内

本 数 50本 (ブナ25本 ミズナラ25本)

じょうえつの水源めぐり参加者(24名)・ガス水道局職員 計32名 参加者

平成26年

6月7日 水源保護地域内植林地の補植の実施

場所 上越市後谷ダム集水区域内

本 数 50本 (ブナ25本 ミズナラ25本)

参加者 じょうえつの水源めぐり参加者(46名)・ガス水道局職員 計56名

平成27年 6月6日 水源保護地域内植林地の補植の実施

場所 上越市桑取ダム集水区域内

本 数 50本 (ブナ25本 ミズナラ25本)

じょうえつの水源めぐり参加者(26名)・ガス水道局職員 計34名 参加者

平成28年

6月4日 水源保護地域内植林地の補植の実施

場所 上越市後谷ダム集水区域内

本 数 100本 (ブナ35本 ミズナラ35本 トチ30本)

参加者 じょうえつの水源めぐり参加者(32名)・ガス水道局職員 計41名

平成29年 10月3日

水源保護地域内植林地の補植の実施

上越市後谷ダム集水区域内 場所

本 数 100本 (ブナ20本 ミズナラ20本 トチ20本 カラマツ20本 ヤマハンノキ20本)

参加者 黒田小学校4年生と担任の先生(43名)・ガス水道局職員 計49名

10月20日

第1回審議会 議題: 上越市水道水源保護条例及び上越市水道水源保護審議会の概要(説明)

水源保護地域の解除について (諮問) 水源かん養活動について (報告)

11月21日

水源保護地域を解除(告示)

《水源保護解除地域》

1 浦川原区上猪子田水源・集水区域及び周縁部

2 浦川原区真光寺水源・集水区域及び周縁部

令和元年 12月18日 第1回審議会 議題: 上越市水道水源保護審議会の概要について (説明)

水源保護地域の一部解除について (審議)

水源かん養活動について (報告)

12月30日

(正善寺ダム周囲:3基、柿崎川ダム周囲:4基) 水源保護啓発看板の設置

令和2年 1月10日

水源保護地域を解除(告示) 《水源保護解除地域》

三和区多能浄水場水源

多能貯水池の集水区域及び周縁部

9月17日

水源保護啓発看板の設置

後谷(南葉高原キャンプ場内)、名立区東飛山(不動浄水場門扉横)

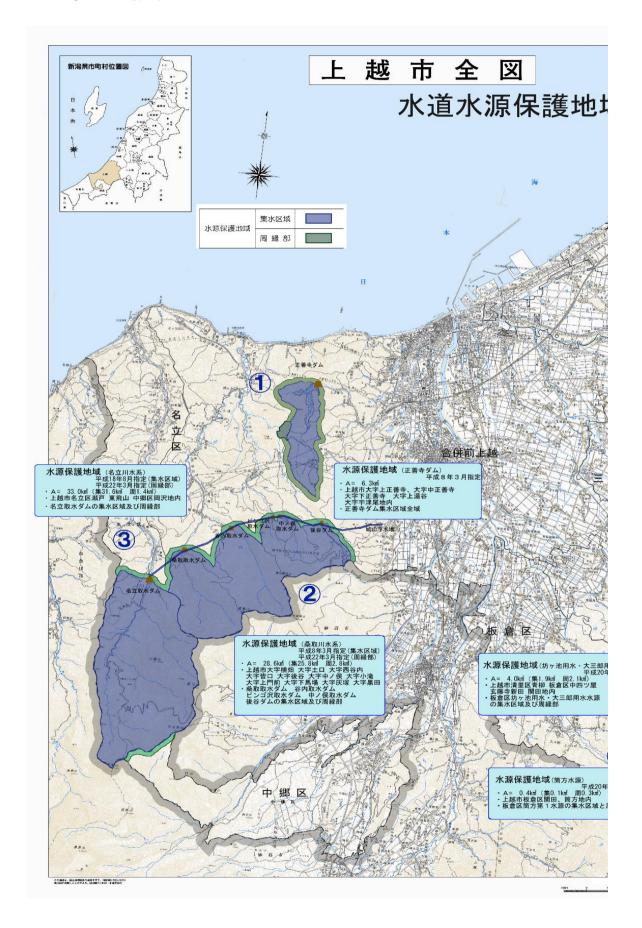
安塚区菅沼(市道沼木線沿)、大島区大平(市道小谷島水源池線沿)

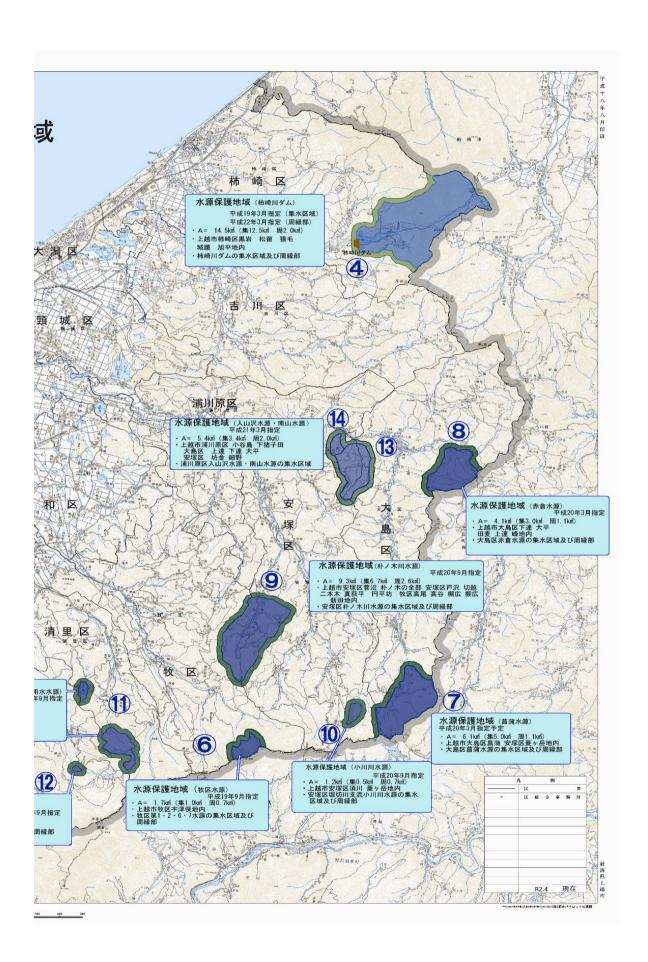
大島区田麦 (取水施設壁面)

令和3年 8月26日

水源保護啓発看板の設置

後谷(林道南葉高原線沿:2基)、柿崎川ダム周囲:2基





≪資料≫

(1) 全国の水道事業数

種別	経営主体	事業数		
	都道府県	37		
水道用水	市町村	6		
供給事業	組合	45		
	小計	88		
	都道府県	5		
	市	716		
1 1.74	田丁	477		
上水道 事 業	村	37		
7 /	組合	68		
	私 営	9		
	小計	1, 312		
然日上	公 営	1,866		
簡易水 道事業	その他	641		
27/	小計	2, 507		
専用水道	_	8, 228		
計		12, 135		

※令和2年度「水道統計」より

(2) 全国の規模別上水道事業数

現在給水人口	上水道事業数
100万人以上	14
50万~100 万人未満	12
25万~ 50 万 〃	55
10万~ 25 万 〃	148
5万~ 10 万 ″	195
3万~ 5万 ″	203
2万~ 3万 ″	148
1万~ 2万 ″	255
0.5万~ 1万 ″	211
0.5万 "	71
建設中	0
計	1, 312

※令和2年度「水道統計」より

(3) 新潟県内の水道事業者

事	業 名	市	町	村	企業団	その他	合 計
水道用力	水供給事業	1	0	0	2	0	3
上 水	道 事 業	20	4	0	1	0	25
	公 営	106	24	3	0	0	133
簡易水道	組合営	6	6	0	0	0	12
	私 営	0	0	0	0	0	0
専 用	水道	24	26	0	0	15	65
	計	157	60	3	3	15	238

※令和2年度「水道統計」より

(4) 新潟県内の水道事業者ベスト10 (令和2年度の現在給水人口による順位)

順位	事業者名	現在給水人口 (人)	普及率 (%)	年間給水量 (千㎡)	年間有収水量 (千㎡)	有収率 (%)	一人一日平均 給水量(Q)	家庭用10㎡ 使用料(円)	料金体系
1	新潟市	786, 329	99. 6	100, 545	94, 247	93. 7	350	1, 375	口径別
2	長岡市	245, 277	100.0	33, 165	28, 675	86. 5	370	1, 188	口径別
3	上越市	186, 696	100. 0	23, 459	22, 018	93. 9	344	1, 512	口径別
4	三条市	93, 266	99. 9	13, 274	11, 898	89. 6	390	1, 254	用途別
5	新発田市	87, 762	98. 7	12, 052	10, 301	85. 5	376	1, 656	口径別
6	柏崎市	84, 626	100.0	12, 491	11, 110	88. 9	404	1, 353	併用
7	燕・弥彦総合 事務組合	83, 859	100.0	12, 763	11, 724	91. 9	417	1, 771	口径別
8	南魚沼市	53, 497	99.4	7, 515	5, 879	78. 2	385	2, 460	用途別
9	佐渡市	50, 415	99. 4	7, 318	5, 462	74. 6	398	1,886	口径別
10	見附市	50, 093	100.0	6, 823	6, 145	90. 1	373	1, 265	口径別

[※]令和2年度「新潟県の水道」より。

(5) 新潟県内の用水供給事業者

事業者名	年間供給量 (千㎡)	一日最大給水量 (㎡)	一日平均給水量 (㎡)	有収率 (%)	供給対象
新 潟 東 港 地 域水道用水供給企業団		49, 474	40, 540	99. 4	新潟市、新発田市、聖籠町、 明和工業㈱
三条地域水道用水 供給企業団		31, 503	29, 614	100. 0	三条市、加茂市、田上町

[※]令和2年度「新潟県の水道」より。

[※]燕市には[燕市水道事業(燕)]と[燕市水道事業(分水)]及び[燕市水道事業(吉田)]の3つがある。

[※]柏崎市の料金体系は用途別と口径別を併用。

(6) 全国の規模別家事用平均料金

(令和4年4月1日現在)

給水人口区分	使月	月水量別平均料金(日	円)
和水八日色刀	1 0 m³	1 5 m³	2 0 m³
100万人以上	1, 080. 6	1, 912. 0	2, 770. 3
50万~100 万人未満	1, 135.8	1, 852. 2	2, 568. 8
30万~ 50 万人未満	1, 233. 3	1, 982. 2	2, 745. 2
10万~ 30 万人未満	1, 314. 1	2, 110. 6	2, 916. 4
5万~ 10 万人未満	1, 503. 9	2, 318. 5	3, 144. 2
3万~ 5万人未満	1, 551. 3	2, 375. 6	3, 208. 5
1.5万~ 3 万人未満	1, 658. 2	2, 527. 7	3, 401. 9
0.5万~1.5 万人未満	1, 829. 3	2, 767. 5	3, 710. 0
0.5 万人未満	2, 035. 2	3, 028. 0	4, 020. 3
全国平均	1, 605. 2	2, 465. 8	3, 333. 7
新潟県平均	1, 567. 5	2, 420. 5	3, 274. 0
上越市	1, 512. 0	2, 370. 0	3, 228. 0

⁽注)消費税及びメータ使用料を含む。口径別料金体系は口径13mmによる。 基本水量が10㎡を超える事業は10㎡に換算。

(7) 全国の家事用最高・最低料金

(令和4年4月1日現在)

区 分	最 高 料 金	最 低 料 金
	1. 羅臼町(北海道) 3,550 円	1. 赤穂市(兵庫県) 374円
家事用	2. 美里市(宮城県) 3,410 円	2. 小山町 (静岡県) 384 円
10 m³	3. 上天草市 (熊本県) 3, 190 円	3. 沼津市 (静岡県) 460 円
当たり	4. 伊達市(福島県) 3, 135 円	4. 昭島市(東京都) 528 円
	5. 厚岸町(北海道) 3,110 円	5. 忍野村(山梨県) 550円
	1. 夕張市(北海道) 6,966 円	1. 赤穂市(兵庫県) 869円
家事用	2. 羅臼町(北海道) 6,950 円	2. 小山町 (静岡県) 1,130円
20 m³	3. 由仁町(北海道) 6,939 円	3. 富士河口湖町(山梨県) 1,140円
当たり	4. 江差町(北海道) 6,384 円	4. 長泉町 (静岡県) 1,150円
	5. 上天草市 (熊本県) 6,380 円	5. 忍野村(山梨県) 1,210円

⁽注)消費税及びメータ使用料を含む。基本水量が10㎡または20㎡を超える事業は10㎡または20㎡に換算。 ※「水道料金表(令和4年4月1日現在)」日本水道協会発行 より

^{※「}水道料金表(令和4年4月1日現在)」日本水道協会発行 より

Ⅲ 工業用水道事業

Ⅲ 工業用水道事業

1 事業の沿革

(1)事業の創設

旧大潟町では工業専用地域内に積極的に企業誘致を進めていたが、河川もないため水資源は地下水に頼るほかなく、また町のほぼ全域が県公害防止条例の地下水採取の規制区域内であり、進出企業独自での水対策が困難な状況だった。

このような中、町が工業専用地域に進出予定の民間企業の工業用水確保のため、県と交渉し規制区域内に深井戸掘削許可を得て、昭和60年に給水を開始した。

(2)主要年譜

和59年12月	さく井工事
60年 1月	給水開始
成 6年 9月	遠方監視システム導入
11年 3月	新深井戸掘削
16年 3月	集中監視システム導入
7月	濁度計設置
12月	供給規程変更届出
23年11月	非常用発電設備設置
26年 4月	工業用水道料金改定(消費税率の引き上げに伴う料金の改定)
27年10月	深井戸水中ポンプ入替
·和元年 9月	工業用水道料金変更の届出(消費税率の引き上げに伴う料金の改定)
	⇒令和元年10月1日実施
2年 3月	廃止した導水管及び浅井戸を撤去
4年12月	企業財産売買契約
5年 3月	工業用水道事業廃止
	60年 1月 成 6年 9月 11年 3月 16年 3月 7月 12月 23年11月 26年 4月 27年10月 和元年 9月 2年 3月 4年12月

2 事業の諸元

(1)事業所の名称・所在地

(2) 事業届出

- •昭和62年 3月30日 工業用水道事業届出(旧大潟町)
- 平成16年12月24日 供給規程変更届出

(3) 給水区域

・上越市大潟区土底浜、下小船津浜、上小船津浜、渋柿浜、蜘ケ池の各一部

(4)供給件数

- ·計画給水件数 14 件
- ·計画一日最大給水量 2,000 m3

(5) 水道料金〈税込〉 (令和元年10月1日以降適用料金)

基本料金	料金算定期間の基本使用水量 (1㎡当たり)	30 円 80銭
超過料金	超過使用水量(1㎡当たり)	33 円 00銭
	メーター口径 75mm以下	3,300 円
メーター使用料 (1個1月につき)	100mm	5,500 円
(1回1)1(C 2C)	150mm	16,500 円

3 施設の概要

- ・ 建 物 面 積 ブロック造 15㎡
- · 敷地面積316㎡
- · 給水能力地下水1,500㎡/日
- · 水 源 井深井戸 φ300mm×262m 1本
- ・ 取水ポンプ 水中ポンプφ125mm×2段×18.5kw 1.25m³/分 1台
 ・ 導水管延長 416m

4 業務の状況

- · 給水事業所数 1社
- ・ 年間配水量(年間有収水量) 586,235m3 ※清算分含む
- · 給水能力 地下水 1,500㎡/日
- · 一日最大配水量 1,500 m³ (R4.9.16)

5 財務の状況

(1) 損益計算書

(単位:円,税抜金額)

項目	2年度	3年度	4年度
工業用水道事業収益	15, 521, 063	15, 554, 056	17, 523, 229
営業収益	15, 437, 677	15, 463, 157	16, 741, 320
給水収益	15, 437, 677	15, 463, 157	16, 741, 320
営業外収益	83, 386	90, 899	781, 909
受取利息	1,660	992	992
長期前受金戻入	77, 954	77, 954	769, 176
雑収益	3, 772	11, 953	11, 741
工業用水道事業費用	11, 268, 238	11, 888, 127	14, 453, 397
営業費用	11, 268, 238	11, 888, 127	14, 453, 397
原水及び浄水費	4, 802, 605	5, 241, 027	7, 245, 798
配水及び給水費	6, 270, 808	6, 195, 601	6, 625, 847
一般管理費	194, 825	451, 499	581, 752
当年度純利益(△純損失)	4, 252, 825	3, 665, 929	3, 069, 832

(単位:%)

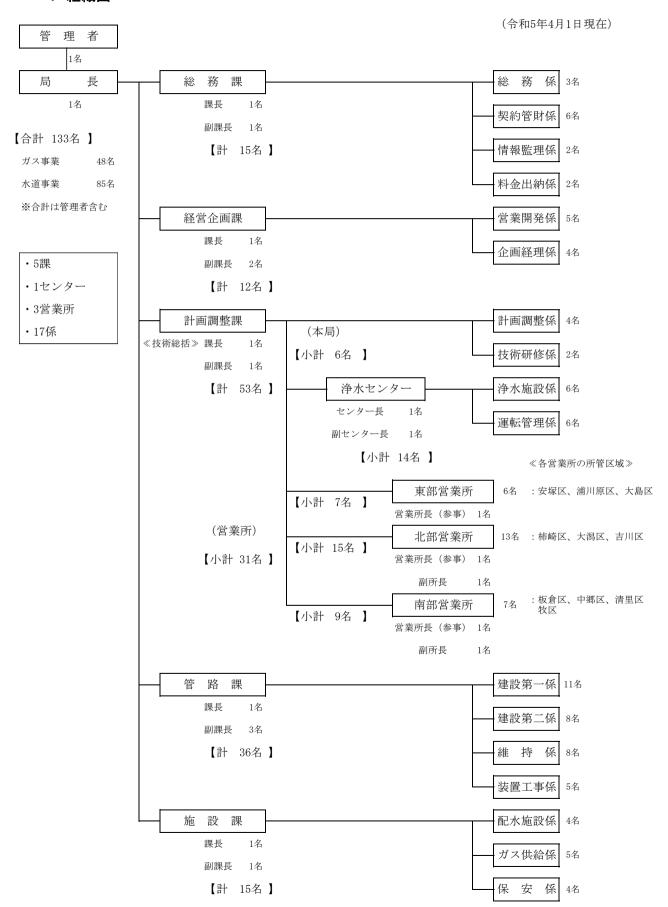
					(単位:%)
	分 析 項 目	2年度	3年度	4年度	説明
構	1.固定資産構成比率	23.1	21.1	18.5	が。比率の小さい方が至ましい。
成	2. 流動資産構成比率	76.9	78.9	81.5	総資産の中で、流動資産がどのくらいを占めている か。比率の大きい方が望ましい。
比比	3.固定負債構成比率	5.6	5.7	6.0	総資本の中で、固定負債がどのくらいを占めている か。比率の小さい方が望ましい。
率	4.流動負債構成比率	1.2	1.0	0.9	総資本の中で、流動負債がどのくらいを占めている か。比率の小さい方が望ましい。
平	5. 自己資本構成比率	93.2	93.3	93.1	総資本とこれを構成する自己資本の関係を示すも ので、高いほど経営の安全性が高いことを表してい る。
	6. 固定長期適合率(固定資産対長期資本比率)	23.4	21.3	18.6	固定資産の調達が自己資本と固定負債の範囲内 で行われるべきとの立場から、100%以下であること が望ましい。
財	7. 流 動 比 率	5,992.3	8,025.6	9,494.7	短期の債務と、これを返済するのに必要な財源を 比較する比率で、高いほど返済能力があり、経営の 安定が保たれている。
務	8. (酸性試験比率)	5,992.3	8,025.6	9,494.7	流動比率よりさらに短期的な支払能力をみるもので、流動性の強い現金・預金や未収金などと流動 負債との割合を表している。
	9. 現 金 預 金 比 率	5,992.3	8,025.6	9,383.0	当座比率よりさらに短期的な支払能力をみるもので、即支払い可能な現金と流動負債との割合を表している。
比	10. 負 債 比 率	9.0	8.7	8.3	負債を自己資本より超過させないことが、健全経営 の理想であり、100%以下が望ましい。
半	11. 固 定 負 債 比 率	6.1	6.2	6.5	自己資本に対し、固定負債の占める割合はどのくらいか。100%以下が望ましい。
	12. 流 動 負 債 比 率	1.4	1.1	0.9	自己資本に対し、流動負債の占める割合はどのく らいか。比率の小さい方が望ましい。
	13. 総 資 本 利 益 率	3.0	2.6	2.1	投下資本の総額と、それによってもたらされた利益 を比較する。比率は大きいほどよい。
収	14.純利益対総収益率	27.4	23.6	17.5	総収益のうち、最終的に企業に残された純利益(損失)の割合を表したもので、値が大きいほどよい。
400	15. 営業利益対営業収益率	27.0	23.1	13.7	営業収益の中で、営業利益がどのくらいを占めて いるか。比率の大きい方が望ましい。
益	16. 総収益対総費用比率 (総収支比率)	137.7	130.8	121.2	収益と費用の相対的な関連を示すもので、比率が 高いほど経営内容が良好とされる。
率	17. 営業収益対営業費用比率	137.0	130.1	115.8	営業収益とそれに要した営業費用とを対比して業 務活動の効率を表したもので、比率が高いほど経 営内容が良好とされる。
他	18. 人件費対営業収益比率	37.0	40.2	40.2	営業収益の中で、人件費がどのくらいを占めているか。 比率の小さい方が望ましい。
TUL.	19. 利 子 負 担 率	_	_	_	借入金に対し、支払利息がどのくらいの比率になっているか。比率は小さい方が望ましい。
	20. 総 資 本 回 転 率	0.11	0.11	0.12	投下され運用されている資本の効率を測定するもので、回転率が大きいほど、少ない資産で大きい売上を獲得できていることとなる。 ※単位:回



IV 組 織

IV 組 織

1 組織図



2 分掌事務

課名	センター及 び営業所	係名	分 掌 事 務
総務課		総務係	(1) 市議会に関すること。 (2) 表彰に関すること。 (3) 公印の管理に関すること。 (4) 公文書の収受及び発送に関すること。 (5) 例規の制定及び改廃並びに告示に関すること。 (6) 職員の配置に関すること。 (7) 職員の任免、服務及び分限に関すること。 (8) 職員の考課及び賞罰に関すること。 (9) 職員の結与の支給に関すること。 (10) 職員共済組合に関すること。 (11) 職員の出張及び旅費の調整に関すること。 (12) 職員の健康及び安全に関すること。 (13) 職員の福利厚生に関すること。 (14) 職員の労働組合に関すること。 (15) 会計年度任用職員及び臨時職員の雇用に関すること。 (16) 事務改善に関すること。 (17) 宿日直に関すること。 (18) ガス及び水道に関わる協会の会議等に関すること。 (19) 課に属する車両の管理及び運用に関すること。 (19) 課に属する車両の管理及び運用に関すること。 (20) 他の課及び課内他の係の所管に属しないこと。
		契約管財係	(1) 資産の取得、管理及び処分に関すること。 (2) ガス水道局庁舎の維持管理に関すること。 (3) 建設工事及び物品の入札参加資格審査に関すること。 (4) 建設工事入札参加資格要件等審査委員会等に関すること。 (5) 工事入札及び請負契約に関すること。 (6) 物品の購入に関すること。 (7) 職員の被服貸与に関すること。 (8) 建物、車両等の保険に関すること。 (9) 設計書の審査に関すること。 (10) 契約履行検査に関すること。 (11) 物品の検査に関すること。 (12) その他契約、管財及び検査に関する諸般のこと。
		情報監理係	(1) 情報システムに関すること。 (2) 情報公開及び個人情報保護に関すること。 (3) 公文書の整理保存に関すること。 (4) その他情報及び文書の管理の諸般に関すること。
		料金出納係	(1) ガス料金及び水道料金(以下「料金」という。)の調定及び収納に関すること。 (2) ガス及び水道の使用量の認定及び料金の減免に関すること。 (3) 上越市事務委任規則(平成11年上越市規則第5号)第2条第2項(第5号を除く。)の規定により管理者に委任された事務に関すること。 (4) 料金等の滞納整理並びにガスの供給停止及び水道の給水停止の処分に関すること。 (5) 新潟県公共料金等暴力対策協議会に関すること。 (6) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。 (7) 伝票、証書等の保管に関すること。 (8) 指定金融機関に関すること。 (9) 資金計画及び資金の運用に関すること。 (10) その他料金及び出納に関する諸般のこと。
経営企画課		営業開発係	(1) 販売の促進に関すること。 (2) ガス及び水道の需要開発に関すること。 (3) 競合燃料対策に関すること。 (4) 料金に係る統計に関すること。 (5) 課に属する車両の管理及び運用に関すること。 (6) その他営業に関する諸般のこと。
		企画経理係	(1) 経営計画等に関すること。 (2) ガス供給計画及び水道事業計画に関すること。 (3) 統計及び事業概要に関すること。 (4) 予算編成及び予算執行に関すること。 (5) 決算に関すること。 (6) 企業債の借入れ及び償還に関すること。 (7) 剰余金の処分及び積立金に関すること。 (8) 業務状況の公表及び事務報告に関すること。 (9) 原価計算及び経営分析に関すること。 (10) 経理に関すること。 (11) 原料ガスの購入に関すること。 (12) ガス事業監査に関すること。 (13) 上越市事務委任規則(平成11年上越市規則第5号)第2条第2項第5号の規定により管理者に委任された事務に関すること。 (14) 課の庶務及び予算経理に関すること。 (15) その他経営及び企画に関する諸般のこと。

課名	センター及 び営業所	係名	分 掌 事 務
計画調整課		計画調整係	(1) ガス及び水道の本支管の整備計画及び実施計画に関すること。 (2) ガス供給所等の施設の整備計画に関すること。 (3) ガスの託送供給に関すること。 (4) 取水、導水、浄水、送水及び配水に係る施設の整備計画に関すること。 (5) 水道事業認可に関すること。 (6) 災害対策の計画に関すること。 (7) 国等への補助申請に関すること。 (8) ガス及び水道に関わる協会の技術的事項に関すること。 (9) 配水計画(渇水時を含む。)に関すること。 (10) 渇水及び災害等の対策本部に関すること。 (11) 上越市水道水源保護審議会に関すること。 (12) 上越市建設関連業暴力追放推進協議会に関すること。 (13) 課に属する車両の管理及び運用に関すること。 (14) 課の庶務及び予算経理に関すること。 (15) その他課の事務に関する話般のこと。
		技術研修係	(1) ガス水道事業に係る保安教育に関すること。 (2) ガス水道事業に係る研修計画に関すること。 (3) ガス水道事業に係る資格取得に関すること。 (4) 内管工事士の資格に関すること。 (5) その他技術研修に関する諸般のこと。
	浄水センター	浄水施設係	(1) 浄水場、配水場等の改良及び修繕に係る工事の設計及び施工の監理に関すること。 (2) 水利権に関すること。 (3) 所管事務に係る用地の借用に関すること。 (4) 水道水源の保護及び水源涵(かん)養に関すること。 (5) その他浄水施設に関する諸般のこと。
		運転管理係	(1) 浄水場、配水場等の運転に関すること。 (2) 浄水場、配水場等の維持管理に関すること。 (3) 取水量、浄水量、配水量、電力消費量等及び諸機械運転上の記録に関すること。 (4) 排水処理に関すること。 (5) 水道の月報及び年報の作成及び報告に関すること。 (6) 水質検査に関すること。 (7) 配水管末残留塩素の測定に関すること。 (8) 試験用薬品及び機器類の保守管理に関すること。 (9) その他浄水場、配水場等の運転管理及び水質に関する諸般のこと。
	営業所		(1) 局の所管に属する事務のうち所管する区域において処理する必要がある事務に 関すること。(2) 所管するガス供給所、浄水場その他の施設の管理に関すること。
管路課		建設第一係	(1) ガス供給所の施設の新設に伴う設計及び施工の監理に関すること。 (2) 取水、導水、浄水、送水及び配水に係る施設の新設に伴う設計及び施工の監理に関する (3) こと。 (4) ガス及び水道の本支管及び附帯施設の設計に関すること。 (5) ガス及び水道の本支管の構造及び材質並びに施工の基準に関すること。 (6) 宅地造成工事等に係る工事負担金の算定に関すること。 (7) 工事材料等の単価設定に関すること。 (8) 地区整圧器の新設に伴う設計に関すること。 (9) その他ガス及び水道の本支管の設計に関する諸般のこと。 (10) ガス及び水道の本支管の布設工事の施工の監理に関すること。 (11) 地区整圧器の新設に伴う施工の監理に関すること。 (12) ガス及び水道の本支管の布設工事に係る道路等の占用に関すること。 (13) ガス及び水道の本支管の布設工事に係る道路等の占用に関すること。 (14) 所管事務に係る用地の取得等に関すること。 (15) 課に属する車両の管理及び運用に関すること。 (16) 課の庶務及び予算経理に関すること。 その他ガス及び水道の本支管の工事に関する諸般のこと。
		建設第二係	(1) ガス供給所の施設の新設に伴う設計及び施工の監理に関すること。 (2) 取水、導水、浄水、送水及び配水に係る施設の新設に伴う設計及び施工の監理に関する (3) こと。 (4) ガス及び水道の本支管及び附帯施設の設計に関すること。 (5) ガス及び水道の本支管の構造及び材質並びに施工の基準に関すること。 (6) 宅地造成工事等に係る工事負担金の算定に関すること。 (7) 地区整圧器の新設に伴う設計に関すること。 (8) その他ガス及び水道の本支管の設計に関する諸般のこと。 (9) ガス及び水道の本支管の市設工事の施工の監理に関すること。 (10) 地区整圧器の新設に伴う施工の監理に関すること。 (11) ガス及び水道の本支管の布設工事に係る道路等の占用に関すること。 (12) ガス及び水道の本支管の布設工事の請負業者の技術指導に関すること。 (13) 所管事務に係る用地の取得等に関すること。 その他ガス及び水道の本支管の不設工事の請負業者の技術指導に関すること。

課名	センター及 び営業所	係名	分 掌 事 務
管路課		維持係	(1) ガス及び水道の本支管等の維持管理に関すること。 (2) 漏水防止計画に関すること。 (3) 洗管に関すること。 (4) 貯蔵品のうち導管原材料の管理に関すること。 (5) 災害対応に必要な資機材及び備品等の管理に関すること。 (6) ガス本支管の電気防食に関すること。 (7) 修繕費の算出、調定及び収納に関すること。 (8) ガス及び水道の応急供給に関すること。 (9) ガス及び水道の依急供給に関すること。 (10) ガス漏れ、漏水等の受付及びその対応に関すること。 (11) 他工事の現場における事故防止に関すること。 (12) 無線設備の管理に関すること。 (13) 所管事務に係る用地の借用に関すること。 (14) 新潟電蝕防止対策協議会に関すること。 (15) その他導管の維特に関する諸般のこと。
		装置工事係	(1) ガスの供給管及び内管並びに給水装置の工事(以下「装置工事」という。)でガス供給施設指定工事業者、指定給水装置工事事業者及びガス簡易内管施工登録店(以下「指定工事業者等」という。)の施行するものの設計審査に関すること。 (2) 装置工事の施工、監督及び検査に関すること。 (3) 装置工事の算用の算出、調定及び収納に関すること。 (4) 装置工事の(る設計協議に関すること。 (5) 装置工事の図面の整備及び保管に関すること。 (6) 装置工事の関面の整備及び保管に関すること。 (7) 指定工事業者等及びガス器具販売業者の指定及び登録並びにこれらの者の指導監督に関すること。 (8) 装置工事に係る道路等の占用に関すること。 (9) ガス及び水道の本支管台帳及び施設関係図書の整備及び保管に関すること。 (10) 宅地造成その他の開発に関すること。 (11) 貯水槽水道及び専用水道の審査及び検査に関すること。 (12) その他装置工事に関する諸般のこと。
施設課		配水施設係	(1) 配水用ポンプ等配水施設の維持管理に関すること。 (2) 貯水槽水道及び専用水道の維持管理に係る指導及び助言に関すること。 (3) 所管事務に係る用地の借用に関すること。 (4) 課に属する車両の管理及び運用に関すること。 (5) 課の庶務及び予算経理に関すること。 (6) その他配水施設の管理に関する諸般のこと。
		ガス供給係	(1) ガス供給所の設備の運転及び記録に関すること。 (2) ガス供給所の施設及び構内の営繕に関すること。 (3) ガスの付臭濃度及び成分の管理に関すること。 (4) ガス供給量の確保に関すること。 (5) 地区用及び専用整圧器の巡視点検並びに分解点検等に関すること。 (6) 地震計及びその附属設備の維持管理に関すること (7) ガスの月報及び年報の作成及び報告に関すること。 (8) 施設の環境対策に関すること。 (9) その他ガス供給所等に関する諸般のこと。
		保安係	(1) ガス保安計画に関すること。 (2) ガス本支管及び供給管の法定漏えい検査に関すること。 (3) ガス消費機器の調査に関すること。 (4) ガスの安全な使用に係る周知に関すること。 (5) ガスの導管のうち内管の白ガス管対策に関すること。 (6) ガス警報機器の普及促進に関すること。 (7) 貯蔵品のうち計量器の管理に関すること。 (8) 計量器の取替え及び修繕等に関すること。 (9) 宅地内の鉛管対策に関すること。 (10) その他保安に関する諸般のこと。

(「上越市ガス水道局組織規程」第5条(分掌事務)から)

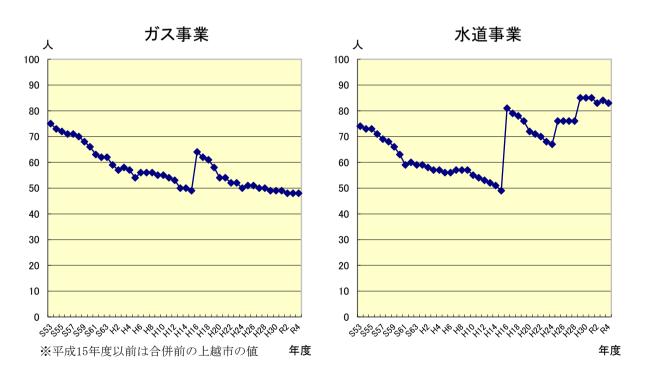
3 職員構成

(1) 職員数	の推移									(各4	下度末 型	見在 単	单位:人)
	ガ	ス事	業	水	道事	業	簡	易水道事	事業	工業用水道事業		事業	
年度	事務	技術	計	事務	技術	計	事務	技術	計	事務	技術	計	合 計
	職員	職員	日日	職員	職員	日日	職員	職員	日日	職員	職員	口口	
S46	21	63	84	28	68	96							180
S51	17	58	75	16	58	74							149
S56	13	58	71	13	58	71							142
S61	13	50	63	12	47	59							122
НЗ	15	43	58	14	43	57				/			115
Н9	17	38	55	20	37	57							112
H13	14	36	50	18	34	52							102
H16	34	30	64	42	39	81	3	0	3	1	0	1	149
H18	31	30	61	36	42	78	8	5	13	0	1	1	153
H23	24	28	52	27	41	68	6	5	11	0	1	1	132
Н30	19	30	49	34	51	85				0	1	1	135
R1	20	29	49	33	52	85				0	1	1	135
R2	22	26	48	32	51	83				0	1	1	132

※職員数には管理者含む

R3

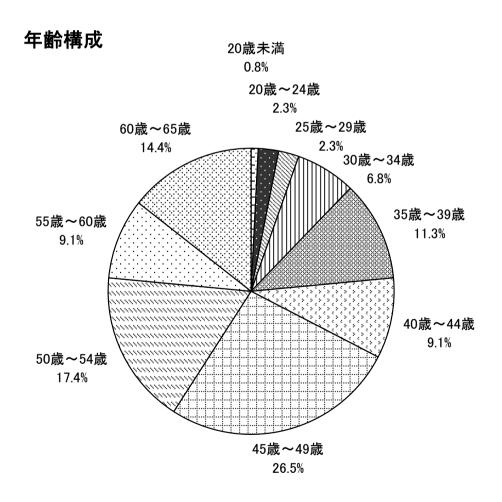
R4



(2) 年齡別職員構成

(令和5年3月31日現在)

区分	ガ 事	ス 業	水 事		工美 水道	美用 事業	計		
年齢別	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	
20歳未満	1	2. 1	0	0.0	0	0.0	1	0.8	
20歳以上~25歳未満	1	2. 1	2	2. 4	0	0.0	3	2. 3	
25歳以上~30歳未満	0	0.0	3	3. 6	0	0.0	3	2. 3	
30歳以上~35歳未満	2	4. 1	6	7. 2	1	100.0	9	6.8	
35歳以上~40歳未満	5	10. 4	10	12. 1	0	0.0	15	11. 3	
40歳以上~45歳未満	7	14. 6	5	6. 0	0	0.0	12	9. 1	
45歳以上~50歳未満	14	29. 2	21	25. 3	0	0.0	35	26. 5	
50歳以上~55歳未満	7	14. 6	16	19. 3	0	0.0	23	17. 4	
55歳以上~60歳未満	5	10. 4	7	8. 4	0	0.0	12	9. 1	
60歳以上~65歳	6	12. 5	13	15. 7	0	0.0	19	14. 4	
合 計	48	100. 0	83	100. 0	1	100.0	132	100. 0	
平均年齢 47.8歳		47.	7歳	34.	2歳	47.6歳			



上 越 市 ガ ス 水 道 事 業 概 要 令和5年度版

発 行 令和5年11月 (第28号)

発 行 者 上 越 市 ガ ス 水 道 局

〒943-0807

新潟県上越市春日山町3-1-63

TEL 025-522-5514

※ 本書は再生紙を使用しています。